

昭和六十三年五月二十四日（火曜日）
午前十時二分開会

委員長	田沢 智治君
理事	

佐藤	粕谷	林	仲川	田沢
昭夫君	照美君	寛子君	幸男君	智治君

常任委員会専門員
佐々木定典君

警察庁交通局副 長免許課長	運輸大臣官房審 議官	厚生省健康政策 局医事課長	厚生省児童家庭 局母子福祉課長
滝藤 浩二君	東條伸一郎君	阿部 正俊君	柏崎 澄雄君

政府委員

人事院事務総局
任用局長

長外務省アジア局

文部政務次官	船田 元君
文部大臣官房長	古村 澄一君
文部大臣官房総務審議官	川村 恒明君
文部大臣官房會計課長	野崎 弘君
文部省初等中等教育局長	面崎 清久君
文部省教育助成局長	加戸 守行君
文部省高等教育局長	阿部 充夫君
文部省高等教育局私學部長	坂元 弘直君
事務局側 常任委員会専門員	佐々木定典君
説明員	
警察庁交通局運転免許課長	滝藤 浩二君
法務大臣官房審議官	東條伸一郎君
厚生省健康政策局医事課長	阿部 正俊君
厚生省児童家庭局母子福祉課長	柏崎 澄雄君

○委員長(田沢智治君) ただいまから文教委員会を開会いたします。

とし、質疑を行います。

○粕谷照美君 十九日の文教委員会では資料要求をしました。先ほどその資料が出てまいりました。

嫌みやないんですけれども、助成局長、共産
党の資料要求は徹夜でやりますなんて文教委員会
で頑張つて、私の方は徹夜でやらないで審議の朝
出てきたという、これはどういうことですか、大
変な問題ですよ。まあ徹夜でやった部分について
もまたいろいろと意見も申し上げたいと思います
が、先日申し上げましたのは新規の採用者、小学
校では四九・六％、その他の五〇・四％は何らかか
の前歴を持っていて新採用になった、その何らかか
の前歴を持って新採用になった方の中から初任者
の研を受けないで済む者と受けなければならぬ者
と二通りに分かれる。受けなければならぬ者、
受けないでも済む者の基準は何かということでの
私の要求だったわけですが、文部省は一体どうい
う人は初任者研は受けなくてもいいというふうに
考えているか、報告をいただきたい。

○政府教員(加戸守行君) 初任者研修は新任教員として自立して教員活動が展開できるようなために行うものでございますから、既に教諭としての経験を有し初任者研修を実施するまでもないと思われれる方についてまで初任者研修を実施する必要はないわけでございます。具体的なイメージとしては、校種間の異動がでございます。例えば国立学校から公立学校へ異動する、あるいは私立

立学校の教員から公立学校の教員に採用される、
そういうようなケースについては基本的に対象に
する必要がないという考え方でございます。

そこで、提出いたしました政令案の考え方では、ごさいますけれども、こういったことを一般的には一応、国公私立の学校において一年以上勤務した

経験を有し、任命権者が初任者研修の対象にする必要がないと認める者という形で規定をさせていたただこうという考え方で資料を提出させていたのだといったわけでございます。あくまでも基本的な内容としたしましては、任命権者側で、初任者研修を一般の新採教員と同様にする必要がないと認められる客観的な背景といえますが、事情並びにその実施しようとする初任者研修の内容等を勘案して任命権者が判断すべき事柄であるというぐあいにかえているところでございます。

○**粕谷照美君** 任命権者がそれでは初任者研修をやらなくてもよいという、その判断というののはどこに基準がありますか。あなたは初任者研を受けなさい、あなたは受けないで済みます、この判断というのはどういうことですか。

○政府委員（加戸守行君） 通常の考え方といえますれば、先ほど申し上げましたように国公私立間の相互異動が考えられるわけでございますので、そのような、いわゆる国立から公立へ、あるいは私立から公立へといったような形態の場合には既に国立の学校あるいは私立の学校等において教諭としての勤務実績を有するわけでございますから、改めて初任者研修の対象にする必要は一般的にはないものと思っております。

ただ一般的にと申し上げましたのは、その当該県が行います研修の内容として、すべてではななく、この分野については新しい事柄であるから研修を受けてほしいという場合もございましょうし、それは全面的に受ける場合でなく特定の部分についての研修を受けるとか、指導教員による研修は必要はないけれども、校外研修のこういう部分には参加してほしいという考え方もござい

ますで、それから、その辺は任命権者の判断にゆだねることが適当と考えておるところでございます。

○粕谷照美君　しかし、初任者研修を受けないで
もとにかく立派な教師は育つということを逆に言
うと言っているんではありませんか。

○政府委員(加戸守行者) 当然教員はみずからを磨いていくわけでございますけれども、初任者研修のねらいと申しますのは、教員に採用されてまさに教壇に立つ最初の時期でございますので、そういう意味におきまして可能な限り円滑にかつ自立していけるような体制を一年間の研修で期待をするわけでございます。そういった点で、既に教職経験を持たれた方は初任者研修を受けていられなくてもその経験に基づきまして指導教員による指導を行うまでの必要もないというような判断が

一般的にはあり得ようかと思ひます。

○粕谷照美君 全然そういうことは考えられませんがね。先日も四十歳で新採用になった方がいらつしやいます。民間のいろいろな経験なんかを持つて立派な私は方だというふうに思ひますけれども、こういう方は教員の経験を持っていれば初任者研は受けないでもいい。しかし、その四十歳の方は民間の経験をずっと持つていらつしやつて、家庭の経験なども含めながら教員になった。そうすると、これに該当しないからあなたは新規採用ですよ、初任者研は受けないさいと、こういうことになるわけでしよう。その辺のところは私はわからないですね。そうすると、初任者がデパートへ行つて研修しましたよなんということは必要なくなるんじゃないですか、逆に言ひますと。それはどういうふうに科学的に判断したらよろしいですか。

○政府委員(加戸守行君) もう法律的な書き方といたしましては、その初任者に対しての一斉といえますか一般的な研修を任命権者が実施するわけでございまして、個々具体的な研修の内容あるいは参加態様というのは、それぞれ実情が異なるわけでございますので、要すれば新任教員として目

立して教育活動が展開できるようなための素地といたしまして、各般にわたります指導、助言等が行われるわけでございます。そういうものが具体的に必要であるかどうかの認定というのは個々に即して判断される事柄でございますけれども、ただ余りにも取り扱いがばらつきますと全国的な教育水準の維持向上の観点から問題も生じるところがございます。

そういう点ではいづれかの形で線を引かざるを得ない、それは線と申しますのは客観的な状況に依じて判断をする。具体的には過去において教員の経験の有していたかどうか、つまり教壇に立って指導されていたかどうか、そういうことが相当大きな一つの判断のメルクマールになるであらうと思うわけでございます。そういうった線引きをする結果として、具体的な個人個人について見れば既に成熟した教育活動が展開できると客観的に判断できる方もいらっしゃるでしょうし、そうでない場合もございましょうけれども、やはりそういうった行政的な取り扱いとしてはどこかで線を引く、その線の引き方が客観的な書き方にならざるを得ない。そういう意味で現在のところ政令における考え方をお示ししていただきたいと思います。

○粕谷照美君 全然納得いきませんね。これからこういう方々が採用されていくわけですから、初任者研修を受けないでいても新規採用になつて立派に教師をやつていけるという判断も任命権者がするとするならば、このことは全く合理性がない。しかし、このことだけで時間をとるわけにはいきませんから、例えば非対象者で私は初任者研を受けたい、私の教員経験はもう何年も何年も前になるからと、こういうふうに希望したときには任命権者があなたは必要ないと言っても一体どうなるのかといういろいろな疑問が出てくるわけでありますから、政令の出し方が大変遅かった、そういうことを指摘しておきます。

さて、そういたしますと、この政令にしたいという条件と、加戸局長が衆議院で答弁している

ということとは全然違ふんじゃないでしょうか。嶋崎委員が質問をしているんですね。それに対して「小学校という校種を考えました場合には、小学校に採用されます教諭、助教諭並びに講師、肩書は違いますが、でも新採の教員の方を全員、小学校でございますれば小学校教員全員を対象とした」と、こう答えているわけです。この政令が入れば全員にならないですね。この衆議院と参議院の答弁の違いはどういうふうに理解したらよろしいでしょうか。

○政府委員(加戸守行君) たいだい引用なさいました答弁は衆議院段階におきまして、いわゆる附則による段階実施のときの御質問であつたと記憶いたしております。つまり附則におきまして、段階実施によりある特定の年度初任者研修を実施しないこととする校種の教員についての説明を申し上げたわけでございますが、それは例えば昭和六十四年度に小学校を校種として指定するとするならば小学校を全員、例えば小学校中学校ということになれば小学校中学校の教員全員という意味でございまして、言葉足らずでございますが、ただいま御質問なさつていますのは本則の方の二十条の二の第一項の規定に基づく政令の範囲でございしますから、ただいまの段階実施をする場合は全員と申しますけれども、その中で過去の経験を有するため本則の方の政令で外されているものは当然含まれなくなるということでございます。あくまでも附則の中で校種別にやるといった場合には小学校は半分をやり、半分の方はやらないという意味ではなくて、小学校全員に対してやる、その全員という意味は本則によって初任者研修の対象外とされる一部の方は除かれるという意味でございします。

○粕谷照美君 それでは予算の物の考え方ですけれども、小学校で大体一万三千、中学校で幾ら幾ら、こうやって計算して大体新採用は三万人になるのだらうと、こういうふうに答弁をしていらっしゃるわけです。小学校で既に半分は新規採用ですから、これは初任者研の対象になりますね。半分

○粕谷照美君 それでは予算の物の考え方ですけども、小学校で大体一万三千、中学校で幾ら幾ら、こうやって計算して大体新採用は三万人になるだろうと、こういうふうに答弁をしていらっしゃるわけです。小学校で既に半分は新規採用ですから、これは初任者研の対象になりますね。半分

以上は初任者研の対象になるものとならないものが出てくる。その辺の予算はどういうふうに見ておりましたか。

○政府委員(加戸守行君) 予算の問題は、また具体的に要求段階まで作業をし、詰めていく事柄になりますけれども、一般的に申し上げますと、先生今半分とおっしゃられたが、いわゆる純粋な新規学卒の意味で先生は半分とおっしゃったと思いますけれども、新規学卒でなくとも教員に採用された、いわゆる新規に教員として任用された者を対象として初任者研修を行うわけでございます。そういう意味で、過去に他の校種での教諭経験を有している方の比率は極めて少ないのではないかと、そういう意味で概括的には新規採用予定者教員を前提とした予算の要求をする考え方で現在でございます。

○粕谷照美君 予算要求が大変おらかなものであるといえますか、実態を余り調査をしないで考えているものであるということが私は明確になったと思います。

ところで、文部省のアンケート、これを拝見いたしました。事前に取り寄せていましたけれども、共産党の要求によって何かそれをまともに出してきたものがあります。これを見まして私もう一体何を文部省が考えているんだらうかということをお聞きしたいわけにはまいりませんでした。ところで初任者研修は一年実施をして、一年実施をしたものの調査が先日出てきた。まだ二回目の試行は半年にしかかっていないですね、あと半年残されているわけですね。この二回の試行が終わって初めてその統計をとり、何が問題点であるか、その問題点をどのように克服をしていかなければならぬのか、文部省の考えるよい初任者研修をしていかなければならぬのかという、私はこういう反省が出されて、そして法律が出てくるものだと思います。とにかくやってみなければよくない、六十四年度からもう全面実施だと、こういうふうに言っていることは納得がいかないわけでありまして、その点についてはどのように考えておりますか。

○政府委員(加戸守行君) 六十二年度にスタートいたしました初任者研修の試行と申しますのは、いわゆる初任者研修を本格実施をする場合の問題点を考えることが一つのねらいでございます。と同時に、二つ目には本格実施に移行する際に円滑に準備体制を整え円滑な移行ができるようにしたいという考え方でございます。

ところで、今回提案しております法律案といたしましては、一年間にわたる任命権者に対する初任者研修の実施義務並びに初任者研修の中核的な形といたしまして指導教員による指導という内容がございまして、法律自体では具体的な初任者研修の内容等について細部にわたる規定は設けておりません。そういう意味で現在の試行の成果を踏まえてどのような形で改善をしていくのかというものは初任者研修の実施の具体的な内容にかかわる事柄でございまして、これは法律によって規制された事柄ではございせんから、多くの点は初任者研修の試行の結果を踏まえて改善をしていくべき事柄であり、法律の提案する内容に影響を与える事柄では余りないのではないかと申しております。もちろん試行の結果として指導教員による指導というものが全く意味がないとか、効果が上がらないというようなことでございすれば、この指導教員による指導を法律上提案することは差し控えるべき事柄だと思っております。現在提案申し上げております事柄につきましましては、初任者研修の試行の結果によって大きく左右されるものではなくて、具体的な運用の問題、実施の中身の問題として今後改善すべき事柄として私どもは理解しているところでございます。

○粕谷照美君 成果を踏まえてと言いますけれども、成果と反省というものがなければだめですね。成果ばかり踏まえていられると困ると思っております。

例えば校内研修の期間、校長が適当だと言いました、なるほど六〇・三％適当と言っています。

しかしもっと短くするべきだという意見が三五・八％もあるんです。指導教員に至っては適当だというのが校長よりもぐんと減って五二・二％、もっと短くしなさいというのが四二・五％あります。初任者研修の対象になった人たちはさらに減りまして、適当だというのが四七・三％、半分を割っているんですね。そしてもっと短くしてもらいたいという意見が四六・七％、これを一体どういうふうにと受けておるか。つまり校内研修は文部省の指導よりももう少し短くしてもよろしいという指導をするのかどうなのかということが問題であります。さらに校外研修になりますと、対象教員はもっと短くしてもらいたい、こういう人が五一・〇％もありまして、これで適当だという人よりも短縮賛成というものが伸びてまして適当とする数が減っております。これは子供たちと離れることは大変だ、本場に仕事がたくさんあって大変だと、こういうことを物語っていると思っておりますが、文部省はあくまでもあの指導基準という日数を要する気持ちはありませんか。

○政府委員(加戸守行君) 試行の段階でございまして、もちろんこの日数のみならず、校内研修あるいは校外研修の内容の密度あるいは負担度等も相互に関連する事柄ではあると思っております。さばりながら、このような形の御意見ということは、試行段階であり、また試行のために各般の報告書の要求なりその他等がございまして、負担がかかっていることも事実であり、あるいは学校を離れる場合のそういった心理的な葛藤等もございまして、こういった御意見を全く無視するわけではございません。そういう意味で、本格実施に当たりましてこのままの、従来の試行でいくのか、あるいは日数の短縮等をするのか、重要な検討課題だと思っております。特に御意見はここからは出ておりませんが、一般的に伺っております限りでは、例えば学年当初、つまり教員として就任した直後の過密ダイヤの研修というのは負担が大きいという御意見もございまして、

そういった点も考慮する必要があると思っております。あるいは校外研修につきましましてはできる限り夏季休業期間中等に集中的に行うという方策等も必要であるかと考えております。そういった点では、このガイドラインを七十日、三十五日ということで行段階、六十二年度、六十三年度実施いたしますけれども、このようなアンケートの結果、あるいは六十三年度の反応等、あるいは先生方の御意見、あるいは現場の御意見等も踏まえまして、十分この辺につきましましては弾力的な取り扱いを考えていく必要があると真剣に受けとめているところでございます。

○粕谷照美君 その日数については弾力的に取り扱うということを実際に受けとめているというわけですから、もっと正確に現場の意見を聞いてもらいたい。これ以上教師に負担をかける、初任研あつてその他の教育がだめになっちゃったなんていうそんなことのないようにしてもらいたい、要望しておきます。

今のことは、文部省調査によっても、児童との触れ合いで、さほど影響がないと校長は三五・八％答えております。ところが初任研を受けている側は一九％しか影響がないなんて思っていない。あとの人たちはみんな影響があるというふうに考えているわけでありまして、学級経営はやりづらく、こういうふうに思っているのは校長さんは四・四％しか思っていない。ところが初任者の方は、対象者の方は、一四％もこれはもう学級経営がやりづらく大変だと、こういうことを言っているわけですね。私は管理者は初任者の心をつかんでいない、こういうふうにも思わざるを得ません。文部省の調査なんですから、もともと文部省は教育委員会に配付をして、教育委員会から各学校や指導教員、初任者、校長に配付されたものだと思っております。文部省がやっている、やっているところへ戻すんですからね。そんなのは反対だとか何だとか言ったら大変だと思つて私は正確な答えが出てこないのではないかと、こう思っておりますが、割合と正直にいろいろの意見を出しているようであ

ります。

また、センターにおける研修の方法は大変満足だというのが一〇・五％、まあまあだというのが三〇・七％、合わせて四〇％ぐらいしかまあいいだろうと、こう思っていないんですね。ところが、要求を出しているのが五六・四％です。つまり希望にこたえるようなセンター研修はメニューになっていない。水を飲みたい馬をどんなに湖に連れていっても水を飲まないと同じように、初任者の自主性あるいは自発性、そういうものが生かされるようなセンター内における研修でなければならぬと思いますが、こういう意見についてはどういうふうに考えておられますか。

○政府委員(加戸守行君) ただいまの粕谷先生の御指摘もことにもっともでございまして、基本的にはできる限り本人の例えは不得意とする領域、あるいは問題意識のある領域を掘り下げて研修していたらどうかということが大切な事柄でもございまして。また現に試行段階におきましては、県によつては工夫をいたしまして、画一的なテーマではなくて、それぞれの教員が抱える課題、悩みを取り上げた形で研修を行うようなところもございまして、また本格実施に際しましてはその必要も出てくると思ひます。

事柄をいたしましては、ただ、そのためにアドバイスをする講師の方々、あるいは多数、複数に上ってくる必要があるわけでもございまして、経費の増等も影響いたしますけれども、基本的な方向としては先生御指摘のような方向で、いわゆる教員自身が持っている課題、悩みを解決できるようなそういうセンター研修であつてはかまいません。という方向で、これからの御意向を踏まえましての指導に当たつてまいりたいと思つております。

○粕谷照美君 あと幾らも時間がありませんから、ちょっと答弁できるだけ短くお願いをします。非常勤講師についての定年退職校長、教頭はどうかというアンケートに対して、歓迎されてない

という数字が出ていますね。特に初任者研修対象者は七・〇％、物すごく拒否をしているわけですね。お呼びじゃないという数字が出ております。定年退職者、まあ教頭や校長でないというのはいままあ若干その数字は上回つておりますが、圧倒的に元の方というのはだめなんですね、校長さんだとか教頭さんというのとは、ところが、助成局長、あなたこの教頭さんや校長さんや退職者に対して大変なねらいをつけているんじゃないんですか、ぜひ指導教員になつてもらいたい。どうでしょう。

○政府委員(加戸守行君) 本格実施になりますと、約三万近い新任教員に対する指導教員をそれぞれ学校の中で確保いただく必要があるわけでございます。そういう意味で、教職員体制の整つているところもございまして、まだいいところもあるという点で、こういう点で一番力量を発揮していただけるのはやはり経験豊富な、みずからがたくさん持つていらっしゃる経験に伝えていくというふうな意味では退職校長、教頭先生というのの適任の方が多しと私は思つております。

ただ、今先生おっしゃいました事情等もございまして、地域地域の事情あるいは学校の職員体制、相互の関係でどの方がよろしいかという判断をいただくわけでもございまして、私どもの気持ちとしては、退職された立派な方がまた再度この教育の世界で自分の経験をお返しするというチャンスを与えるというところは非常にいいことではないかと思つております。

○粕谷照美君 退職された校長や教頭が立派な実績を持つていられることを肯定するものではないんです。しかし管理者でしよう。管理職手当ももらった人が新人の生き生きした人たちにマンツーマンで当たるなんてことについては大変な重荷があるわけですね。ある学校の校長よりも先輩だった、あるいはその前にこの学校の校長としていたなんて人は重苦しくてしょうがないわけですよ。管理者だったんですからね。そういう意味で、喜

ばれていないという数字が文部省の中にきちんと出ていっていることを大事に考えてください、こういうことを言うわけですね。

ところが、「加戸守行氏に聞く」というインタビューのこれを見ますとこういうこと言つていんですよ。「指導教員の代替をする非常勤講師の確保も、一つの問題点でしょうね」。こうインタビューをした人が聞きましたら、そうだと加戸さんは言つていたわけですね。その中にこういう言葉があります。「そこで、各県・市には、退職されていく先生方に対して、三十数年間国民の税金で生活してきたのだから、一年ないし二年はお礼奉公していただけないかと、強く訴えてもらつたうお願いしているんです」。本当にあなたそんなこと言つたんですか。お礼奉公とは何ですか。

○政府委員(加戸守行君) 言葉は適切でなかったかもしれませんが、教育の世界で生きてこられた方が去られた後、やはり自分の後を継いでこられる若い先生方に自分の経験を、あるいはいろいろな形でアドバイスをしていただくということには、やっぱり教育の世界に身を一生ささげられた方にとつて、私はそれなりのまた生きがいも持つていただけたことではないかというふうな気持ちも含めましてそのようなことを申し上げさせていたいただきました。

○粕谷照美君 そういうことの内容じゃないんですよ。税金で生活してきたからお礼奉公したら、まるで昔の徒弟制度みたいなことを現職の教員に押しつけるという、そういう私は文部省の発想からこの初任研が出ているところに大変な怒りを持つわけでありまして。

ところで、文部省の調査、あなたが先日文教委員会に出されたこれを見まして、代替教員として有能な人材が確保されているとは言えない場合もある、有能な人材が確保されていないという、そういう場合もある。これは大変なことですよ。それから、同じく文部省の調査で初任研対象者の答えは、校外研修をしているときにどういうふうにして学級に対応しているかという数字は二一％の

数字でもって自習をさせていると。つまり初任研に出ていくから自習させていますよという数字が文部省の調査の中に出てきています。大体空き時間をつくるような初任研は私は成り立たないと思ひます。必ずかわりを入れなければこれは全然意図したところと逆の効果が出るというふうに考えます。助成局長はどういうふうに思ひますか。文部大臣はこのことについてどういうふうにかえまうか。

○政府委員(加戸守行君) 基本的には自習は好ましいことではございません。また、このケースといたしましては後補充の先生が、例えば自分の教科とは違ふ教科の先生が後補充でいらつしたというふうなケースではないかと思ひますけれども、そういうふうなことで後補充の先生が同一の教科であるような、校内の校務分掌の変更その他も必要でございまして、この二一％の数字が本格実施の際にはダウンしていくことを私も願つていられるわけでもございまして、決して好ましいことと考へていられるわけではございません。

○国務大臣(中島源太郎君) アンケートに付随しましていろいろ御指摘をいただきました。自習時間については今助成局長が答えましたとおりでございまして、また各県の御指摘につきましましては、先般の御指摘の中にも、このアンケートあるいは実際の声に対して十分耳を傾けるべきではないか、私もそのように考へておりました。いい面もそれから改善すべき点もありまして、それを十分耳を大きくしまして、いいところは伸ばし、改善すべきところは改善をしていく。それがやはり試行を行つていただいた重要な参考にするべき点であると思ひますので、少なくとも六十二年、それから六十三年もお願ひをしておりますが、さらにそういう改善すべき点にむしろ耳を大きくしまして、それは改めてまいりたい、このように考へます。

○粕谷照美君 文部大臣、私はこういうことを特別にお伺ひしたいんです。校内研修というのは学校の中にいますからまあ

いいでしょう。校外研修をやりに行くときに生徒に自習をさせるような、そんなことであったはこれは初任者研修はできない。必ずかわりの先生が入って授業をやらなければこれは子供たちにとってこそ迷惑です。初任者研修は初任者のためにあるかもしれないけれども、今授業を受ける子供たちにとってはこれは大変なことなんです。ですから、かわりは必ず入れる、入れなければ初任者研修は成り立たないというふうにお考えかどうかというのを聞いています。

○国務大臣(中島源太郎君) お答えしたつもりでありますが、自習時間はできるだけ少なくするようにこれはみんなで協力すべきである、このように考えます。

○粕谷照美君 文部大臣、できるだけ少なくしやだめなんです。必ずかわりを入れてそういうものはなくさなければならぬ、そしてそういう条件がつくられなければ初任者研修はもうやめだ、外して結構じゃないかと、私はそういうふうに思うんです。

それで、文部省の調査ばかりではどうもよくわかりませんので、いろいろな調査がありますが、日教組の調査もあるんですけども、文部省はそんなのを言うとなかなか正確に読み取ってくれないから、全国連合小学校長会の昭和六十二年度の「研究紀要」の中からそういう問題を引き出してちょっと質問をしてみたい。教育委員会側に校長会から質問をしている。校長にも質問している。そしてそのパーセンテージを取り上げて非常に膨大な研究をしているわけですけども、教育委員会の報告と校長会のこの報告が随分数字が違っているね。

例えば増置教員の教職経験について、経験豊かな教員が配置をされているかということについては、教育委員会は三四・四％がはい、配置をされていますと、こう答えています。校長会の方は七二・三％の者が経験豊かな人が配置をされています、これ倍も答えが違ふんですね。一体これどういうことなんでしょう。また、経験豊かな者と浅

い者の混合で配置をしていますよという数字が教育委員会は二五・〇％。つまり経験の浅い者も増置教員になっていきますよという数字を出しています。ところが校長会の方は三・二％です。余り経験の浅い者はしていませんという答えになっています。一体どっちが正しいというふうに読み取つたらいんですか。非常勤講師がいます。

経験豊かな者を採っています、こういう校長会の報告は五三・五％です。教育委員会は四〇・六％です。教職経験者、豊かなじゃないんです。教職経験者と未経験者をあわせていますよというのが教育委員会の報告は五〇％です。校長会の方は二〇％なんです。校長会がみんな経験豊かな人を用いていますという、こういう報告になっています。一体これを見て私たちはどういうふうに判断をしたらいんですか。ここの違いが出てくるんです。

経験豊かなというのはだれが豊かなというふうに判断をするのか。長ければ豊かなというものでもないと思いますけれども、指導教員になるのはどういう人が好ましいというふうにお成局長お考えですか。

○政府委員(加戸守行君) 教育委員会の回答と学校の回答の食い違いと申しますのは、これは推測でございすけれども、多分教育委員会としてはかなり高度のレベルを要求して、そういう判断に基づいてまだ十分ではないなという感覚であつたのではないかと思いますし、一方学校の側としては、学校の中で指導教員を選ばなければいけません、その学校の中としては経験豊かなという判断を校長先生がしているケースが多いんじゃないかと、これは想像でございす。

そこで、指導教員にどのような方ということとございすけれども、これはやはり豊富な教育経験を持つていられること、それから指導教員と新任教員との教科、領域がなるべく合致するものであること、そして子供たちに対する指導の面におきまして新任教員の気持ちの理解し、適切なアドバイスができるような方というふうなことを試

行段階では申し上げているわけとございまして、本格実施に際しましても同様な観点で指導教員が確保されるよう指導してまいりたいと思っております。

○粕谷照美君 いえ、経験豊かなというのは、例えば年数で言うところの、この辺のところはどう考えていますか。

○政府委員(加戸守行君) 年数は明示しておりませんが、考え方として教頭あるいは教務主任あるいはこれに準ずるクラスというふうな言い方をしておりますので、大体目安としては例えば教職経験二十年程度が望ましいんじゃないかというのは感覚的にはございすけれども、それは学校の中の職員構成にもよるわけとございすから、学校の中でそういう指導教員を選ぼうとします場合には、教職経験が二十年に満たない方も選ばれることは適当でないと思っております。しかし、基本的には豊富な教育経験という意味でございす主任クラスの方が望ましいとは考えております。

○粕谷照美君 そういう方が初任者研修を実施するに十分足りるほどという自信のもとでなければ私は来年の本格実施はできないというふうに思っています。

私もなかなか、例えば育児休業をとる、その後補充は一体どうなっているだろう。産休をとる、その後補充どうなっているだろう。いろいろな現場の方々に聞いてみますと、なかなかそれ見つからないんですね。本当に見つかからない。もうお願いしてお願ひして来ていただいている。さて、来年は小学校でやりたいと、こう文部省言っているんですけども、本当にその指導教員が確保できるというふうにお考えですか。

○政府委員(加戸守行君) 現実問題といたしまして、すべての学校にその校内職員体制等から判断して得られるという確たる大きな自信があるわけではございません。しかしながら、それぞれの学校の中でやはり校内体制の中で新任教員を指導するにふさわしいという学校長が判断される方は、

それはいらつしやるでございまして、またいらつしやる場合にはいよいよ外部から、先生のおしかりを受けるかもしれないけれども、退職された校長、教頭、教員といった過去の経験を持たれた方を非常勤講師として、指導教員としての非常勤講師に登用するケースもございまして、その辺は地域の事情、学校の事情に応じて適切に判断をいただくということでございす。制度のスタートの時点においてそれが一〇〇％確保できると思いませんけれども、やはり多くの学校において指導教員が的確に得られていくことを今後とも大きく期待をし、またそのための努力を続けるべき事柄だと思っております。

○粕谷照美君 一〇〇％確保する自信がないで、どうしてそんなに強硬にやるんですか。来年一年延期しなさい。そして実質的にやってみて、ああ指導教員はちゃんと入る、そして学校の教師に迷惑はかからない、子供も生き生きし、新任教師も生き生きできるという、そういう見通しをつけてから全面実施に踏み込んだらどうですか。何にもまだ二年の試行が終わっていない、そういう中で反省もまだ十分とてない中で、そのことを強行することは私は許されないというふうに思っています。

ところで、私は文部省の出した指導教員の大体の仕事というのを見ました。さつきから助成局長、私が質問するたびに後から資料をこう渡してくるんですね。局長というのはいいもんですね。私は自分で一生懸命資料を探しているんですけど、どこかへ突っ込んでなくなっているんですね。私だつたらとてこの指導教員動まらない。自信なんかとてもないと思ひますね。文部省の書いたあれ、そのうちの二つやればいい、二つやればいいというならそれでよろしいですけどね。例えばうちに病人がいたりなんかして、なるほど私は条件は合うけれども、家庭的な問題は言えないけれども、とてこの指導教員になって初任者を指導するなんてことは自信がないと、

こういうふうにお考えの方もいらっしゃるわけですが、この指導教員任命でしよう。有無を言わずあなたはそのようですよということになるんですか。本人の意向というのは重大に受けとめてちゃんとやっていくようになるんですか。その辺を伺います。

○政府委員(加戸守行君) 通常の形態でございまして、来年度は新任教員が何名本校に配属されることになる、その中での方がいいか、校長先生もいろいろお悩みの思われますけれども、当然のことながらそれぞれの指導教員に当たるにふさわしい方々の意向なり何なりは直接あるいは間接的に把握されるのが適当な措置であらうと思ひます。ただ、このところ余り本人の意向ということ強く出しますと、言葉お返しして恐縮でございすけれども、組織的に指導教員返上運動なんということがあります、そういうことが危険性を招来するわけでございすけれども、一般的には確かにそういう本人の意欲、気持ちというのが指導教員に持っていたかなければならないこととでございす、そういう気持ちを確認することは当然校長としてなさる事柄であらうかと思ひております。

○粕谷照美君 そういうことを心配して任命制にする、こう言うのですか。組織的に返上運動が起きるだらうと。現場なんてそんなものじゃないんですよ。やっぱり初任者が入ってきた、悩みが多いだらう、じゃ、どういうふうにしてやっていくか、教員の集団指導体制でやっていく、その中で重点的にだれが、クラスのどういふ人が当たろう、こういうふうな考えていくんですよ。あなたもう悪い方へ悪い方へと考えて、そしてやっていくから問題がある。

それで、その非常勤講師ですけれども、四十七条の二に市町村教委が非常勤講師を必要と認める場合には都道府県の委員会に非常勤講師の「派遣を求めることができる」、こう書いてありますね。もう必要とするんだから派遣するわけですよ。できるじゃないんです。これは私は派遣を要

請すると思ひます。

それで、同じく四十七条の二の二項ですね、私はこれを読んで、求めには応じなければならぬ、市町村教委から派遣を求めたら都道府県はその要請に応じなければならぬ、こう読んでよろしいんですか。いや、金がないからちよっとそれは待てとくれと、こういうことで理解をするので

○政府委員(加戸守行君) この初任者研修と申しますのは、任命権者である都道府県教育委員会が企画し、実施するものでございす。そのために各市町村段階において非常勤講師が必要になるケースが生ずるわけでございすから、当然のことながら市町村教育委員会からの要請があれば、もちろんそれは初任者研修の一環としての事柄でございす、都道府県教育委員会は原則として応ずべき立場にあると思ひます。ただ、事柄としましては、お金のことを申し上げて恐縮でございすけれども、予算上の措置というのがございすから、その予算の範囲内で対応するわけでございすので、都道府県の目から見れば、市町村教育委員会から例えば二名の非常勤講師が欲しいと言われても、一名で勘弁してほしいという具体的な個々の事例は出てきようかと思ひますけれども、基本的には市町村教育委員会の要請を受けて原則として応ずべき立場にあると私もこの立法趣旨を解しております。

○粕谷照美君 私は重大な問題を言っていると思ひますね。必要だから非常勤講師の派遣を求めろわけですよ。お金ないからだめですよと言ふんだつたら、こんな初任者研なんかやる必要がない。やることはできない。こういうことをさつきから何度も何度も言っているわけですよ。

現に文部省基準で一人配置校には一人の非常勤講師を、二人あるいは三人の複教配置校には一人の増置教員をという、こういうのがありますね。ところが、小学校長会の「研究紀要」を見ますと、一人配置校で指導教員を配置しましたよというのは九四・八%で、一人配置したところだつて

指導教員がいなくてところがある。試行の段階で、人数が極めて極めて少ない中でそういうパーセンテージが出てきている。二人配置校で一人の増置教員をやったというのが四六・七%で、文部省基準を上回って二人配置しましたよというのが四〇・四%あります。また、三人配置校では文部省基準を上回って二人配置しましたよというのが二八・六%、そして三人配置しましたよというのが三・四%。都道府県は見えないんですよ、学校が。地方は見えないんですよ。だから、授業に穴があかないように、こうやって余計にやっていると云わせない。お金がないなんてこと言わせません。もう非常に強圧的な態度で初任者をやるという文部省なんですから、金はちゃんと出します、各県は市町村に対して求めがあらたらちやんとお金を出さない、それは国で保障します、文部大臣が一生懸命頑張つて予算をとりますよという指導をすべきではないだろうか、こういうふうに思ひますけれども、いかがですか。

○政府委員(加戸守行君) 先生のおっしゃるとおりでございまして、私どもの立場としても、県の要望を受けて、その必要な経費は国庫補助としても計上する方向で最大限の努力をすべき事柄でございす。また、試行段階でもそうしていただきたまはした。本格実施に際してもその取り組みの姿勢で臨みたいと思ひております。

ただ、指導教員の配置の問題につきましては、それぞれ学校の職員構成が相当影響いたします。これは先生御承知と思ひますけれども、例えば大きな大規模校でございす、かなり担任外の余裕教員という状態もございす、小規模校でございす、担任外の教員が少数である、そういうことな差もございすから、今回の初任者研修の試行につきましましては、できる限りそういった小規模校で影響が生じないような格段の配慮をする必要は私どももあると考えております。

○粕谷照美君 私の時間なくなりましてからもうこれで終わりますけれども、文部大臣、予算がちゃんととれなければ、文部省としては初任者研は

できませんというのを明確に言ってもらわなきゃ困りますね、閣議の中でも。銭出さぬけれども初任者研で監督することだけはちゃんとやりなさい、そういうことへの態度は私は許されないというふうに思ひます。その決意を伺ひして終わります。

○国務大臣(中島源太郎君) 当然この初任者研修というものは必要でございす。その意味でお願いをしておりますが、この実施に当たりまして不都合の起こりませんように、私どもは最大限の努力をしておこたえてまいらう、このように考えております。この予算につきましても、また六十四年度予算概算要求も間近でございす、精いっぱい頑張つてまいらうと思ひます。

○久保直君 私は、今度の法改正は、戦後教育の否定と現場に対する不信感から発想されたものではないかという気がしてならぬのであります。最初に、文部大臣に伺ひたいことは、教育と政治の関係、行政と現場との基本的なあり方、これをどういうふうにお考えになりますか。

○国務大臣(中島源太郎君) 私は教育行政というもの、やはり基本がなければいけない。その基本というのは、教育基本法というものがございす。また、教育基本法は日本国憲法をもとにいたしました、日本国憲法に描かれた理想的な国家をつくる根本は教育である、ここに原点があるというふうにお考えをいたしますので、その趣旨に基づいて、その精神にのっとり教育行政を進めるべきであると、私はそのように考えております。

○久保直君 中曾根さんが教育改革を発想された考え方の出発点というのと、今文部大臣が言われたのとは、私は非常に違っていると思ひておりますが、大臣のお考えはそれで伺ひておきましよう。私が聞きましたのは教育と政治の関係ということで、私は政治が教育を支配してはならない。教育基本法に基づいてこの行政の立場を考へるなら

ば、この政治や行政というのは教育の条件整備等を通じて、教育に奉仕する立場にあるのであって、教育を政治が支配することは間違いである、こう思っておりますが、御同意いただけますでしょうか。

○国務大臣(中島源太郎君) 教育と政治と分類しておきたいのはちよつとよくわからないんですが、教育のあり方、これはやはり政治のあり方、そのもとは日本国憲法と一致しておるわけでございますから、したがって、教育については二つありまして、一つは日本国憲法の二十三条に「学問の自由」という言葉がございます。これは学

ぶことの自由でございます。また、教育につきましても、また臨教審の御答申に至るまでにいろいろ教育の自由について御意見があったように伺っておりますし、記憶もいたしておるわけでございます。そういう意味では、教育というものがそれぞれの個性の尊重というものにあらわされておりますように、これからは画一性から個性の重視だと、これが一つの方法でありまして、それを具体的にあらわしますには、やはり基本はしっかりと据えて、しかも弾力的な運用につきましても御提言をいただいておりますので、基本は崩さない、しかしその運用につきましてもその地域あるいはそれぞれの特徴も特色もございましょうから、それに応じて弾力的な運用は心がけるべきであらう。また、教育の自由ということ

で、じゃ、教師は何事でも自由に教えられるかというところにつきましては、やはり初等中等におきましては一応の基本線を持ちまして、それにのっとって教育をしていただくという基本線は当然あらう、これは何でも自由というわけにはいきまい、このように考えております。

○久保直君 教育の自由の問題について、今御発言ございましたけれども、私は教育の自由を律するものは憲法と教育基本法である、教育の自由は権力をもって制約されてはならぬ、こう思っております。

そういう立場でこれから提案されております法律についていろいろ御質問を申し上げたいんですが、法改正に当たって関係者との協議が著しく欠けているという指摘が先般参考人の公述の中にございました。私もそういう感じを持ちます。今度のこの法改正に当たって関係者との協議は十分に尽くされたかと大臣は考えになっておりますか。

○国務大臣(中島源太郎君) 当然のことながら、この御審議をいただきます上におきましては関係者の御意見は十分聞いておると思っております。ただ、その一方で試行を行っておりますし、その試行を行った上でまたいろいろ御意見もありましよう。これも実際に関係者といえは中核の関係者でございますが、その御意見を十分体しまして、効果が上がっております面、あるいは改善すべき点、これを十分率直に伺いまして、改善すべき点は改善する、いい面はさらに伸ばす、この心がけは十分必要であらうと思っております。

○久保直君 加戸局長は、本委員会においてしばしば各界各層の意見を十分に聞いて初任者研修を必要だと判断をしたという意味の御発言をなさっておりますが、各界各層というのは具体的にどのようなものを指しておるんでしょうか。

○政府委員(加戸守行君) 教育に關係します方面多いわけでございますが、具体的に今回の初任者研修法案の提出に当たりましては、それ以前に実質的な御審議をいただきましたのは教育職員養成審議会でございます。また、教育職員養成審議会のヒヤリング等も実施をさせていただきましたが、お聞きしました関係方面と申しますのは、例えば教育委員会の関係団体あるいは校長会、あるいは教育委員会には都道府県市町村教育委員会あるいは教育長等の団体がございます。それから校長会、教頭会等、それからこれは各種学校の校長会等でございます。それから教育研究団体、教職員団体、それから教員養成の大学関係の団体、あるいはその他ちよつと全部はつづさに覚えてございませんけれども、数十団体からそれぞれ時間をかけてヒ

ヤリングをし、御意見等も承るというプロセスを経て答申をいただき、答申の内容を条文化したというのが今回のプロセスでございます。

○久保直君 そうすると、各界というよりは教育に關係のある教育界と言っているんでしょうか。そういうところの意見を求められているということだと思ふんであります。これは法律上の問題もありません。また父母の側の問題もあります。それで、各界各層と言ふならば幅広い意見をもっと求めるべきではないかということもありませんが、とりわけ教職員団体の意見が十分聴取されない。また、先般参考人としてこへ出席された日教組の委員長は、文部大臣にお会いしたいと考えて申し入れをしたけれども、拒否されたまま一度もお会いしていない、こういうことでございました。私は各界各層の意見を求めるというならば、現場の教師の最も多い部分を組織しているこの教職員団体の代表と会って率直にその意見を交換するということとは、このような問題については特に必要なことではないかと思ふんですが、この意見を拒否されている、会談を拒否されている理由は何でしょうか。

○国務大臣(中島源太郎君) 各界各層のこととはひとまずおきまして、ある教組の委員長の方と会談を拒否した覚えはございません。私も就任直後、これはたしかプレスの方々の御質問に対してだと思ひますが、私もお会いするつもりであります。そして教育問題につきましては、たとえ方法論等があつても考えるところは一致点も多いであらうと思ひますから、そういう意味ではお会いをしたいというところは申し上げたことはございまして、拒否したことはございせん。できればそういう機会が持たれるということは好ましいことだと思つております。

○久保直君 あなたも会いたいと言われて日教組の委員長も会いたいと言っているのにそれが実現しないというのはどういふことですか。

○国務大臣(中島源太郎君) これは、ですからある教組のとわざと申し上げたんですが、日教組の委員長さんとお会いする機会がないということだけが残念だということではなくて、それぞれの他の教組の方々とも私もお会いしたいと思つておりますし、そういう方々とも、とりたてて、まあ私の方がやや不勉強の部分埋めるのに時間がとられていてという面もあるかもしれません。なかなかゆつくりお会いできる機会を持てずにおりますのは残念なことだ、こう思つております。これはどの教組の方々と固定して申し上げるわけではございませんので、どの教組の方々、ある教組の方々といふふうに申し上げておきます。

○久保直君 私が日教組と申し上げましたのは、先般ここに参考人として日教組の委員長がこの法案の審議にかかわって出席をされてそういう意見がございましたので固有な名詞を挙げて申し上げてゐるのであります。しかし、どの教組と言わず自分も会つて話したいと思つてゐるんだと大臣がその言われると、非常に不思議な感じがするんですよ。教職員団体の代表も、ぜひ会つてこの問題については現場の自分たちの考えも大臣に話をしたい、そして大臣のお考えも聞きたい、それで、きょうにでもあつても、その時間をとつてもらえるなら会いたいということまでここで発言をされた。それがなぜ会えないのかというの、あなたも会いたがつてゐる、向こうも会いたがつてゐる、ところがどうもうまくいかないというのは、これは文部省のどこかに問題があるんじゃないやせんか。

○国務大臣(中島源太郎君) できるだけお会いをしお話をすることとは好ましいことであると思ひますので、それができないというのはいはれろ私のスケジュールのとり方が下手なのか、あるいはその他の勉強不足を埋めるために時間をとり過ぎてゐるのかという点であらうと思ひますので、よくすべての方々とお会いできますように調整をさらにお願ひをしたいと思います。

○久保直君 日本の教育の制度の中の非常に重要な問題を議論するときに、各界各層の意見を求める、しかもその対象として教職員団体の代表と

も自分も会えるならばぜひ会いたいと思つてゐる、こう言いながらいろいろ理屈をつけて会わな
いといふことは、結局会いたくないといふことだ
やないですか、突き詰めていけば。会う意思があ
ればそんなものできないことはないですよ。そう
いう大臣の御答弁では私はこれはなかなか納得で
きないですね。それは例えばきょうじゅうに会え
とか、この一週間以内に会えというときにはあな
たの御日程が調整できないといふことはあるでし
う。しかしここで発言されたのでは、委員長に就
任して以来と、こう言つておられる。月で数える
時間ですよ。それを一切自分は会いたいのだけ
でも会えないのよといふことでそれを拒否してい
るといふのは、私は各界各層の意見を十分に聞
いて判断をしたというあなたの方の主張は成り立
たないと思ふんです。どうしてもそこは私私
然としませんので、ぜひ教職員団体の代表ともこ
の問題について会つて相互に十分に話し合うとい
ふことをここでお約束できますか。

○国務大臣(中島源太郎君) 各教職員団体の方々ともそのような機会をぜひとりたい、その調整を進めてもらうように私からも双方にお願いをしたい、こう思っております。御審議いただいている面も多いわけですが、一応休会になりますと多少の時間の余裕もあるかと思ひますので、そのように努力したいと思ひます。

○久保正君 この問題は今お答えになりましたよ
うなことでやってください。仮にこの制度が決め
られたとしても、まだ実施上いろいろな問題があ
ると思います。そういう問題についても十分理解
を相互に深めるということが私は大事ではないか
と思っておりますので、特に要請をいたしておき
ます。

それから、この法改正の背景というか発想の原点というのを私先ほどどうではないかということをお願いしましたが、そのこととかかわって気になりますのは、今の問題も一つありますが、もう一つは、初任者というのは物足りない、不満が多い、だから初任者研修が必要であるという発言が

何回もありました。大臣も、教員の資格を持って採用試験を受けてそして情熱を持って現場に來た教師たちに、物足りないとか不満が多いやつらだだだ、と、こういうふうにお考えになっておりますか。そういう不信感から初任者研修を試みようとして、も絶対に私は成果は上がらないと思う。

○國務大臣（中島源太郎君） 私はこの委員会その他の御質疑の中で、私は自分の発言で記憶しておる限り、こういう初任者の方々も資質は十分おありになる、あるいは基本的な資質は十分おありになるといふ前提でお答えをしまいたつてもいいと思います。それは当然ながら資質はおありになると思います。

ただ、私が繰り返し申しますのは、基本的な資質がおりでありますけれども、人が人を教える、教壇に立たれるということにつきましては、他の社会人と同じように初めての御経験でありますし、また他の社会人よりはさらに人づくりに初めて携わられるということについては大変な重責と特殊性もありになることであります。少なく

とも初任者の間だけとは申しておらないので、常にやはり研修、修養は必要でありましようけれども、その初任のときには、新たな御経験でありますだけに、その間に資質をさらに伸ばしていただく、その資質をさらに伸ばすという中には、くどいようですけれども余り申しませんけれども、実践的な指導力ですとか、あるいは知見ですとか、ある

はい、意欲ですとかというものをさらに持っていたいくいいチャンスであるということでも申し上げておるわけで、初任者になられる前の、資質がないとか物足りないとかいうことは申し上げたつもりはございません。

○久保亘君 政府委員として法案の説明に当たってこられた加戸局長、あなたは教員免許状をお持ち

ちですが。それから教職の経験はどれぐらいお持ちですか。

○政府委員(加戸守行君) 残念ながら私は教員免許状を取得しておりませんし、教員の経験もございません。

○久保正君 教育の現場の問題あるいは教師の評価にかかわって、やはり行政の面での豊かな経験というのを私は非常に敬意を払ってお聞きしておりますけれども、そういう体験的なものが一切ない中から初任者というのは物足りないとか不満が多いとかいうような判断を下されるということには、私も教育の現場に経験を持つ者として、非常に遺憾な思いがするのであります。それで、そのどちらかというところ、行政の経験豊富な方々がいろいろのおやりになります場合の、この現場に対する対応の仕方というのは管理という面が強調され過ぎるのではないか、こう思うんであります。

ちよつと話が横道にそれますけれども、小説

「真空地帯」をお読みに思ったと思いますが、よくお読みになったことがございますか。

○政府委員(加戸守行君) 「真空地帯」は私の学生時代に愛読していた本の一つでございます。

○久保亘君 私はあの中で、野間宏さんが冒頭のところで、兵営とはさくどと条文をもって囲まれた

一里四方の空間であつて、人間はその中で人間としての要素を取り去られて兵隊となる、こういうくだりがございます。何か今のこの行政の側から教育現場に対する対応の仕方というのを見ていると、それこそ、学校はさくと法律をもつて囲まれた一里あるかどうか知りませんが、その空間であつて、その中で人間が人間としての要素を取り去ら

れて教師となるということでは非常に困ると思う
 んであります。やっぱりこれらの研修とかいうも
 のが、いかにその教師の自発的な、自主的な、生
 涯かけて絶えずこの教育に従事をしながら、みず
 からも研修を深めていくというものでなければな
 らないかということが念頭に強くなければ、私は
 これらのものを人事権と法律でもって押しつけよ

うとしてもだめだと、こういうことを申し上げておきたいのであります。

で、法律の本身について今粕谷理事から御質問がありましたものに関連をしてお聞きしたいのは、この法律に言う初任者というのはその概念を

どういふふうに定義つけておられるのですか。

○政府委員(加戸守行君) 初任者という言葉一つ一つを分離いたしますと、初という意味は初めてという意味でございますし、任は任用でございますので、初めて任用された者、つまり公務員の世帯に初めて入ってこられた者というぐあいと考え

ております。

○久保亘君　そういうふう言われるなら、もう少し突っ込んでお聞きしますが、経験に應じた体系的研修の一環として初任者研修を位置づけておられますね。そうすると、初任者というのは経験に應じたというところで数量的にはどうなるんですか。経験ゼロ年の者を初任者と言うんですか。

○政府委員(加戸守行君) 基本的には初めて任用された者でございますから、その世界におきましてはまだ経験がゼロあるいはゼロに近い方を初任者として考えておるわけでございます。

○久保亘君 経験一年を経た者は初任者と言わなないということになりますか。厳格にやってみて下さい。

○政府委員(加戸守行君) 初任者と申しますのは、あくまでも初めて任用された者でございますから、通常の常識的な用語の使い方といたしましては、当該年度において任用された者、つまり常識的に言いますと一年間が初任者という概念に相当するのではないかとという考え方で今回の法律を提案させていただきます。

○久保直君 そうすれば、先ほどの政令の案として配付をいただきましたこの資料によれば「臨時的に任用された教諭、助教諭又は常勤講師」「期限附で任用された教諭、助教諭又は常勤講師」「これらの人たちが臨時的に一年間その職務にあり、期限つきで一年間その職務にあった者は初任者とは言わない、こういうことで解している

○政府委員(加戸守行君) 任用形態の差があるわけでございます、この法律の趣旨といたしましては、その当該常勤の、しかも臨時的または期限つきでない形で任用された者という考え方でおるですね。

わけでございます。

ただ、初任者という言葉、先ほど申し上げましたように、初めて任用された者ですから、臨時的に任用されても期限つきで任用されても初任者という概念に該当いたしますので、その場合の初任者の対象としましては、今回提案申し上げております二十条の二の第一項におきまして、括弧書きで「政令で指定する者を除く。」ということで、恒久的に教育公務員として勤務することを前提として任用された者を対象として初任者研修を実施することとし、臨時的あるいは期限つきで任用され、生涯の、例えば三十数年の公務員としての身分が約束されたわけではない方につきましては初任者研修の対象としないように政令で除くことを予定いたしております。

○久保宣君 いや、私が言っているのは、臨時的、期限つきでその教諭の任に一年間あった者は、これが引き続き正式に採用された場合であってもこの経験は初任者研修を免れる条件となるということですね。

○政府委員(加戸守行君) 私どもの現在の考え方としては、初任者研修の対象、かつて臨時的任用あるいは期限つき任用の経験があったことを理由として初任者研修の対象から除くということとは考えていないところでございます。

○久保宣君 そうすると、この臨時的あるいは期限つきでその教諭の職務についていた者は、これは経験とは認めないと、こういうことですか。

○政府委員(加戸守行君) 教職の経験としては、確かに期限つき、あるいは臨時的に任用された期間は教職の経験ではございます。ただ、今回の初任者研修といふのは、いわゆる三十数年の教育公務員としての身分を約束され、採用された方、任用された方を対象として行うものでございまして、その生涯におきまして教員勤務を約束され、あるいは約束された方々を対象とする事柄でございまして、

ただ、その場合に初任者研修の対象、具体的に政令で除くかどうかという問題は、過去の体験等

を踏まえまして初任者研修を行う必要があるかどうかの観点から判断されるべき事柄でございまして、また期限つき、臨時的任用のケースにつきましても、そういった過去の経験がありましても初任者研修の対象にすることが適当であるという判断に立っているところでございます。

○久保宣君 そうすると、それぞれ個人に対して初任者研修を受けるべき者、初任者研修を必要としない者というのを判断して分けられるわけですね。

そうすると、こういうこともあるわけですよ。この場合は私立学校に一年間勤めて、そして公立学校に今度は採用になった者は、この政令の案に従えば初任者研修の対象から除外される者のうちに入っているんです。そうすると、その教職員の

この特に期限つきというものは、教職員の採用試験に合格したが正式採用の枠がないということと期限つきで、その学校で全然普通の教諭と変わらない仕事に従事している教職員なんです。そういう人があるんです。そういう人たちの一年間の経験というのは、これはどういうことになるのか、その辺で全くこの法律の考え方は支離滅裂なところがあるんです。

初任者というのは何かということも、概念定義を聞けば、経験一年未満の者を言われるわけでしょう。ところが、実際に教職経験を一年持つてもあれは臨時的な教諭であつたんだから、これは受けさせるか受けさせぬか、おれの方が決めるんだと。それでは困るんです。そういう政令の定め方というのはないと思う。この辺は私は、初任者研修と称する以上は初任者というものにきちっとした定義をしてもらわなければ困る。研修の対象となる初任者とは何かということを明確にしてもらわないと、任命権者の方が、これは初任者研修の対象とする、これはもういい、こんな決め方が任意にできるというような、そんな制度を義務づけるといふやり方は極めて不合理だと思うのです、いかがですか。

○政府委員(加戸守行君) 初任者と申しますのが、

は、例えば公立学校でございまして、そこで初めて教育公務員として任用された者でございまして、過去に臨時的任用あるいは期限つき任用の経験、さらには私立学校、国立学校の経験がございまして、その世界といたしましては初めて任用された教育公務員になるわけでございます。そういった点では、初任者という概念にはすべて新規採用された者は該当するわけでございまして。しかしながら、そのすべてに初任者研修を実施する必要があるかどうかという意味では、例えば国立学校あるいは私立学校におきまして教諭としての数年の勤務経験を有する者に対しては初任者研修を実施する必要はないであろうということが政令で除く趣旨でございまして。

○久保宣君 そういふ判断を法案を策定されるあなた方が想定をして、実施しなくてもいい者、実施すべき者というものを考えられたとするならば、具体的にはどういふ基準で分けられますか。

○政府委員(加戸守行君) この初任者研修制度と申しますのは、教員が円滑に教育活動に入っていく、かつ自立してみずからの教育活動が展開できるように援助するシステムでございまして。そのためには、既に豊富な経験を持って他の世界からいらつした、例えば私立学校で三年の勤務経験を有するといふような方に対しては初任者研修を実施する必要はないというぐあい、任命権者で判断されるものと思ひます。具体的には、今申し上げた基準としては、国公立の学校において一年以上勤務した経験を有し、任命権者が初任者の対象にする必要がないと認めた者ということ、とおおむねはそういった過去の数年の体験を有する者につきましては初任者研修の対象外となると思ひます。

それから期限つき任用の観点の事柄でございまして、これも、これは試行段階でございまして、一部の県におきましては期限つき任用の者を初任研修の対象とされているところも一部ございまして。その場合には、正式採用になりました時点で改めてもう一度初任者研修を実施するということはない

だらうと思ひます。しかしながら、通常の形態といたしましては、期限つき任用で一年間の勤務の経験を持った者につきましては、正式採用の時点でおおむね初任者研修の対象にするケースがほとんどであろうかと想定いたしております。

○久保宣君 まます複雑になるのじゃないですか。期限つき採用の者も初任者研修の対象としてもよいということになれば、一年間の期限を切つて採用されている者が初任者研修の対象ということになった場合に、この人は一年間の期限を切つて任用されたその職務との関係はどうなりますか。一年のうちに非常に多くの部分を研修に行くわけですよ。そうすると、研修のための期限つき採用ということになりますか。

○政府委員(加戸守行君) 私の申し上げましたのはレアケースでございまして、研修を実施する場合に、どのような研修をやるかということとは、基本的な性格としましては法律で書いておりますような研修の実施義務があるわけでございまして。そして具体的、個別的に初任者研修を命ずるかどうかが、実行させるかどうかという判断がそこに一つあるわけでございまして、おおむね基本的には原則的に運用されるわけでございましてけれども、例外的な運用もあり得るであろうということを示し上げたわけでございまして、原則的には先ほどから繰り返し申し上げておるところでございまして。

○久保宣君 法律をもって義務づけるものを例外や任命権者の判断、恣意に基づいて決めるというようなことは、法律として非常に不備である、不合理であると思ひます。だから、その辺は一体初任者とは何か、研修を義務づけられる初任者とは何かということを明確にしてもらわなければ困る。これはちょっと整理してきちっと答弁してください。

○政府委員(加戸守行君) 初任者と申しますのは、当該研修を実施します年度に新しく採用された教員を指すわけでございまして。そして、具体的に研修を実施するのは、原則的には新任教員全員でございまして、政令で指定する者を除くわけで

ございまして、除くのは、先ほど申し上げた身分の違う国公立の学校の教諭の経験を一年以上持つて、初任研を実施する必要がないと任命権者が認めた者が第一の種類のございまして。第二の種類の、当該年度に臨時的に任用されている者は除く。第三には、当該年度に期限つきで任用されている者を除くという事でございまして。それが政令案の考え方で一応の交通整理はできていると思ひます。

○久保亘君 あなたの方は交通整理ができています。のかもしれないけれども、どうも信号の色がいろいろで、とても歩ける状態にない。そういう任命権者の恣意的な判断でもって教職経験を判断できるということでは、義務づける研修という事にはならない。このことを一つ強く指摘しておきたい。

それから、研修と条件つき採用期間がリンクする必然性というのは、もう何遍もここでもいろいろ質問がありましたが、私、まだそれでもわからない。今あなたが初任者の研修対象についてレアケースというのを言われたけれども、条件つき採用期間を経た者で正式採用とならない者というのは、あなたの方の報告によっても年度ごとになし二名、三万人以上の中で一ないし二名。これはレアケースというよりは顕微鏡的数字でですね。それにもかかわらず、この研修と結びつけて、条件つき採用期間を延長しなければならぬ必然性とその理由、根拠というものを私どもにもよくわかるようにきちっと説明してください。

○政府委員(加戸守行君) 現在条件つき採用期間中の免職の事例は、確かに三万人について一人ないし二人のケースでございまして、その以前におきましていわゆる本人が不適格性を自覚したり、あるいは病気ののために、自発的に退職されている事例は五名とか十名とか年度によって違いますけれども、あるわけではございまして、この条件つき採用期間を適用し、その免職を發動するというのは、本人がおやめにならない最後の職権發動に至るわけではございまして、今申し上げた年度途中

の退職の方が不適格性を自覚しないで最後まで頑張られたとするならば、免職が發動されたであろうということは蓋然性としては予想されるわけではございましてけれども、それはともかくといたしまして、そういうふうな最後の手段として不適格者を排除する制度が条件つき採用期間の制度でございまして。

そして、本委員会でもたびたび申し上げましたが、この初任者研修を実施いたしますことに伴っての一年間の条件つき採用期間の延長の理由でございまして、基本的には教員と申しますものが、いわゆる児童生徒との間の全人格的な触れ合いの活動であり、かつ職務執行の場が隔離された教室という場であるという点から、その勤務実績、職務遂行能力を裏証することが従来から難しかったわけではございまして、今回の初任者研修制度の導入によりましてその勤務の形態が、研修を受けながら勤務をする、あるいは先輩教員の指導を受けながらみずから教育活動を行っているということによりまして、その勤務の内容自体が研修なのか、あるいは指導を受けて行っているのか、あるいは自分の力によってやっているのかということに判断としない状態というのが出現するわけではございまして、しかもその学校の教育活動は一年間にわたり展開され、その成果が一年間で実を結ぶわけではございまして、より慎重に一年間かけて勤務遂行能力を判定するのが適切であるという判断に立ったわけではございまして。

それから、これは背景といたしましては、現在でもそうではございましてけれども、いろいろな教員の問題についての指摘等もございまして。不幸なことではございましてけれども、数年間等の勤務経験を持った方で、途中段階で不適格な排除をされる方もございまして、それからあるいはみずから不適格を自覚されて途中退職される方もございまして、そういう正式採用後の分限免職の事例というのでも年間十数名あるわけではございまして、そういう問題につきまして、より慎重に教員としての適格性を判断するのに期間を一年間かけるのが

適当という判断で提案を申し上げているところでございまして。

○久保亘君 今あなたは非常に自己矛盾の起る発言をされたんです。正式採用となつてからでも自発的に教師として適格でないと言つてやめた人もおれば、分限免職になつた者もおると言われたんだ。それなら何も六カ月を一年に延ばさなくてもいいじゃないですか。その根拠がなくなるんじゃないか。そういうことに私はなると思ひますよ。

そして、その六カ月で、例えば健康上の問題だということならば、今まで六カ月の条件つき採用の期間を健康で勤めた者は正式採用となつたんです。それがなぜ今度は一年間置かなければならぬようになるのか。それから、今まで六カ月間教職に従事した者はほとんど自動的に正式採用になつておるんです。法律もだから六カ月の経たら正式採用になると書いてある。そこで、また試験を受けて正式採用の可否を決めるなどということにはなっていない。条件つき採用期間を満了した者は引き続き正式採用となることになっているんですよ。

それをあなたの方が研修を理由に一年に延ばされるということならば、条件つき採用の期間が六カ月のままであつた場合には初任者研修は実施できないということになりますか。初任者研修を一年間実施することは条件つき採用期間を一年にしない法に決められていた六カ月の現行のままの条件つき採用期間でもって初任者研修を一年行うことは、これは何か都合がありますか。

○政府委員(加戸守行君) 議論としては逆になるわけではございまして、条件つき採用期間を六カ月から一年に延ばさなければ初任者研修が実施できないという性格のものではございまして。しかしながら、初任者研修を一年間実施しました場合の勤務形態が変わってくる。しかも教員のもとと職務遂行能力の実証を得ることが極めて難しい、今度さらに困難性が増すということによりまして、判定の期間を六カ月から一年に延ばした方が適当であるという判断に立っているわけではござい

ます。そういった点では、いわゆる条件つき採用期間が先にあるのではなくて、実際の勤務遂行能力の伴定の困難性というものをどのように判断をするかということが今回の六カ月の一年に延長する趣旨でもございまして。

○久保亘君 研修は職務の中ですか、職務外ですか。

○政府委員(加戸守行君) 今回の初任者研修は職務として研修を受けるわけではございまして。

○久保亘君 それならば、六カ月間職務に従事するんじゃないですか。法律は職務の遂行の能力を実証できるかどうかと書いてある。研修は職務であるというなら六カ月間ちゃんと職務についている者が、なぜ条件つき採用期間が他の公務員よりも長くならないかというのをなぜこの場合だけおやりになるのか、これは我々理解できませんよ。

○政府委員(加戸守行君) 条件つき採用期間が満了した後に正式採用する場合には、勤務実績が良好である場合ということでございまして、その場合は言うなれば職務遂行能力の実証をするわけではございまして。その場合の職務遂行能力と申しますのは、もちろん研修も入りますけれども、本来的に教壇に立つて子供たちに教えることに十分な適格性を持っているかどうかということが基本でございまして、先ほど研修も職務であるということをおしやりました、それは一年間にわたる研修でございまして、残りの三十数年はいわゆる本来的な職務遂行を行うわけではございまして、その三十数年间にわたり本来的な職務遂行に必要な能力を有しているかどうかを実証するという事でござい

○久保亘君 あなたの方の話を聞いていると、結局一年間完全に自分たちが生かすも殺すも自由な裁量権を握っておくことがこの条件つき採用期間を延ばそうとする目的ではないですか。研修とは関係がない。じゃ、研修の結果を一年間見なければ判定が下せないとおっしゃるならば、その判定を

行うものは何ですか。

その前に私が一つ言っておきたいのは、あなたが正式採用にするかどうかはと言われたが、法律はそういう考え方で立法されていないんです。これは採用になった者を六カ月間は条件つきとしておく、そこを過ぎたら正式採用となるというのが、これが条件つき採用の立法の考え方なんです。六カ月たったらもう一遍審査を行って、気に入らぬやつは正式に採用しない、そういう権限は与えてはいないんです。特に職務遂行上非常に問題があつてぐあいが悪いという者で、これが普遍的に納得のいくものである場合に任命権者が条件つき採用から正式採用にかわることを拒否できるんです。普通の場合は別に改めて辞令が出るわけじゃないでしょう。ちゃんと採用された者は六カ月たったら自動的に正式採用になる。これが法律の考え方なんです。それをあなた方が今度これを一年に延長しようという考え方の背景にあるのは、一年間の間に自分たちがどうも気に入らぬ教師に対しては制裁を加える、加えやすい手段を保有しておきたい、こういう考え方がその背景にあるんじゃないですか。これは私は非常に問題だと思ふ。

そこで、お聞きしたいのは、それなら、一年たったときにその判断をあなた方が下す、これは正式採用にしないという判断を下すその材料は何によつてなさいですか。

○政府委員(加戸守行君) まず前段のことでございますが、条件つき採用期間を良好な成績で勤務した場合に正式採用になるという法律の考え方、運用も同様でございます。特段の免職行為がなければ自動的に正式採用教員となるわけでございます。これは六カ月を一年に延長しても考え方は同様でございます。

そこで、その条件つき採用期間中の免職の考え方でございますが、これはいわゆる勤務評定を、具体的には校長先生が行いますけれども、校長の勤務評定を第一次的に行い、それを市町村教育委員会、都道府県教育委員会という形で勤務評定が

上がつていくわけでございますが、

「委員長退席、理事林寛子君着席」
具体的な勤務実績の評定を校長が行い、あるいは教育委員会がそれをオーソライズし、そしてその段階で免職を行うかどうかを判断するわけでございます。特段の事情がなければ自動的に正式採用になるというシステムは同様でございます。

○久保直君 従前と何ら変わらないと言われんが、教職員の側にしてみれば大変な問題なんです。

例えば、今まで六カ月の条件つき採用期間に不幸にして職務にたえない病気になる場合には免職となつた。今度は十一月を目に不幸にして病気になる場合には、一般の公務員は病氣療養のために休暇の制度が認められるが、この教職員には認められないんです。大変な差です。それから同じ教職員であっても、この法律によれば、年次進行をする過程において、中学校の教師になつた者は六カ月たったら正式採用になるから、それから一年以内に病氣になつた場合には現職の身分を持ったまま療養することができ、小学校で初任者研修の対象となつてゐる人はあとの半年の間に病氣になつたらその権利は保障されないんです。こんなことをあなた方が研修を理由にして平気でやつていいのか。これは人権の問題です。そういうことをあなた方はわかつておやつておやりになつておるとするならば、私は重大な問題だと思ふんです。

それから、今校長の勤務評定ということをおっしゃつた。勤務評定があなた方が判断する場合の一番重要な材料ですか。

○政府委員(加戸守行君) ちょっとその前に今病氣との関係でございますが、条件つき採用期間中に病氣になりまして、その病氣がもう回復する見込みがない、あるいは将来とも相当長期間かかるといった特段の事情のない限り、通常、病氣休暇、休職等の規定が適用されるのは当然でございます。その間におきましては正式採用教員との差はございませんし、また六カ月が一年に延び

たからといって、その六カ月経過後の病氣によつてやめさせるケースというのは私は出てこないと思ひます。一般的に申し上げて、病氣にかつた結果、職務に復帰することが全くできないというような客観的な判断があつた場合ということでございます。

それから、今の勤務評定のお話でございますが、具体的には勤務実績の評定ということによつて各般にわたります職務遂行能力を校長が第一次的に判定し、市町村教育委員会が第二次的に判定をしようとするプロセスはございますけれども、実際に免職される事例の場合には、勤務実績がよくないという勤務評定の結果のみならず、免職をするに足りるような材料といふんです。これは本人が不適格であることを証する各般のいろいろなデータというのが勤務評定以外にも当然必要になつてくるだらうと思ひます。

○久保直君 そうすれば、三万人の新任教師全員に対してそういうものを集められるわけですか。何かあなた方が目をつけて、あれはどうもおかしいぞというだけいろいろな材料を集めてこられるんですか。全教師についてそういうデータを集められるんですか。

○政府委員(加戸守行君) 通常の形態でございますが、当然勤務評定だけで自動的に正式採用になるわけでございますが、条件つき採用期間中の免職の事例というのは、教員としてはこれはいかにであらうかということ、それは学校内部のみならずあるいは父兄、児童等からのいろいろなリアクション等も出てくるわけでございます。そういう教員としてはいかにかというような観点からの声が聞こえ、あるいは管理職としても判断し、そういうようなことになつた場合のいろいろな判断材料、免職する材料という形になるわけでございます。それから、先生おっしゃいますように、採用されました教員全員がそういうことではございませんで、特定のケースに限り、余りにもこれは教員として正式採用するのはいかかというようなケースについてそのような判断材料が集められるとい

うことにならうと思ひます。

○久保直君 特定の教師についていかにかという判断は、だれが何で下すんですか。

○政府委員(加戸守行君) 当然勤務評定をなさる校長先生の判断によつてなされると思ひます。

○久保直君 そうすると、やっぱり校長の勤務評定が最も重要な判断の材料として考えられる。その勤務評定によつて校長がこの教師は問題教師であると云つたら、それについてデータを集めてきて、そして首を切る、こういう算段になるわけですか。私はそういうやり方は妥当性を持つのかどうか非常に疑問に思ふことがあります。それなら校長も勤務評定を受けるんです。校長の勤務評定というもののうち、誠実であるか、公正であるか、いろいろ品位の問題から書いてあります。そうすると、校長が勤務評定で公正の度合いについて非常に低いという評定を受けている人が、職員も勤務評定を行つたその評定の結果が公正なものとはならないわけですね。公正でない者によつて評定されておるんだから、これは公正なものとはならないわけですね。そういうことでもつて校長の勤務評定や校長の意見具申によつて問題教師としていかにかものかという判定を受けて、そしてそのことを立証すべき材料が集められて免職となる。こういうやり方が果たして公正なものであるかどうかですね。

「理事林寛子君退席、委員長着席」
だからそういうものは、あなたが最初に言われたように、非常にレアケースでしかない。三万人のうち一人か二人でしかあり得ない。これはその一人か二人のレアケースをもつて全体を条件つきの期間を一年に延長しておかなければならないという理由とするには余りにも私は薄弱な根拠である、こう思ふんです。一名か二名の者ならば、これは正式採用となつた後でも、条件つき採用期間中の者よりもっと多く毎年分限免職や自発的退職を求められてやめてゐるんだとあなたは言っているんだ。何にもその条件つき採用期間を六カ月から一年にしなければならぬ理由は存在しな

いと思うのだが、どうですか。

○政府委員(加戸守行君) 条件つき採用制度と申しますのは、本来教員あるいは教育公務員が採用されましたときには、一定の能力の実証を行っていただくわけですが、そのために不適格な教員も入ってくる可能性もある、そのところを職務遂行能力の実証という点によりましてその実証を補完する、採用時点におきまして不足分を補完するという意味でございいます。しかも、それは積極的な意味ではなくて、これは教育公務員として非常識な行動がとられ、その非常識な行動というものが公務員として適しないという徴徴であると判定した場合に条件つき採用期間中の免職がなされるわけである、しかも、免職以前の状態で本人の退職もございいますし、本人ががえんじない場合の最後に発動する制度であるということでございます。

ところで、この六カ月から一年の制度は、今申し上げましたように、そういった児童生徒との全人格的な触れ合いを通じる職務遂行能力というものは、今回の初任者研修の導入により先輩教員等の指導を受けながら勤務をするという状態でございいますので、それは能力を判定するには六カ月よりも一年というところの方が適当であるという判断でより慎重を期したわけでございますし、また具体的な徴徴等につきましても、先輩教員あるいはその他の研修のプロセスを経て次第に資質能力が向上し不適格性がカバーされるということもあり得るわけでございます。この六カ月から一年の延長が職員にとって不利なものであると私も考えております。

○久保亘君 不都合はない不都合はないと言われるが、不都合がなくとも従来と何にも変わらぬのだと言われるならやる必要ないんだ、何もやる必要ないんだ、そんなこと。従来と何も変わらぬならやる必要ないんだ。要するに一年間身分を拘束しておくことが文部省として非常に都合はないかといわれても仕方ないくらいこれには理由がない。

それから、あなたがさっき言われたことで私確認しておきたいが、条件つき採用期間中であつても職務に耐えられないような病気になるつても、回復の見込みがある場合には病氣療養の休暇が正式採用の者と同じように認められるということは間違いありません。

○政府委員(加戸守行君) 条件つき採用期間中の職員に適用されない規定は、地方公務員法上の例えは分限の規定でございまして、あるいは人事委員会に対する不服申し立て等の制度の適用はございませんが、それ以外は正規採用職員と同様でございまして、休暇制度、休職制度の適用があることは当然でございます。

○久保亘君 それではこの公務員法によって免職にできる者の規定に「心身の故障のため、職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えない」者というものは「免職することができ」ということになつておりますが、回復の見込みのある者はこの条項は適用されない、このことは確認しておいていいですね。

理由がない。

○政府委員(加戸守行君) 回復の見込みがないか、あるいは回復するために相当長期を要する、極めて長期を要するといったようなケースについては免職の対象になるわけでございます。しかしながら、例えば一定期間、ある程度短期間、例えば病氣療養中あるいは休職中に回復する見込みがあると思われる者につきましては免職にすることはできないと思ひます。

○久保亘君 次に、この条件つき採用期間の延長は国家公務員法、地方公務員法によれば六カ月というものが規定されておいて、人事院または人事委員会の規則で延長を定めることができることとなっております。だから、教育公務員特例法の母法である国公法、地公法は、延長の場合には人事院または人事委員会にその延長の権限をゆだねておいて、母法ではないかと思うのですが、母法の規定を特例法でもつてかえるということが妥当であるかどうか。それから、各県においてこの教育公務員特

例法の条件つき採用期間を適用していく場合には、当然に人事委員会の規則の変更が必要となるのではないかとおもうんですが、いかがですか。

○政府委員(加戸守行君) 教育公務員特例法は国家公務員法、地方公務員法の特例法でございまして、両公務員法の精神に抵触しない範囲において教育公務員としての職務と責任の特殊性に基づいて特別なルールを定めるものでございします。したがって、国家公務員法、地方公務員法で規定しております六カ月の条件つき採用期間を一年に変更するということは、教育公務員特例法の精神あるいは教員の職務と責任の特殊性に基づいて可能なこととでございます。

それから、一つの方法としましては、法律を変えないで地方公務員法のみで人事委員会規則によつて一年に延長することも可能でございします。その場合は四十七都道府県におきましてそれぞれ条件つき採用期間の延長の幅が異なる等の取り扱いになりますと全国的な教育水準の維持向上という観点からいってかという意味におきまして、今回、教育公務員特例法によって措置をとることとさせていただきます。

その実質的内容は法律改正をしなくて人事委員会規則で一年間に延長することも不可能ではございしません。しかしながら、今申し上げたように、各都道府県教育委員会におきまして取り扱いの差、ばらつきが生まれますと全国的な教育という観点からの問題が生ずるわけでございます。その意味で法律で規定させていただきます。

な。教育公務員特例法で規定する結果としましては、人事委員会規則によつてこのことを再度規定する必要はないものと考えております。

○久保亘君 国公法、地公法に基づく特例法であるからその国公法、地公法の精神を超えない範囲で、侵さない範囲でと言った方がいいか、この特例法は決められる、こう言っているが、国公法、地公法は明確に六月というのを示している。そして、人事院や人事委員会の規則によつて特別な場合に一年以内の延長を認めているのであつて、そ

の判断は人事院や人事委員会にゆだねられているのが国公法、地公法の精神ではないですか。それを各県でばらばらになつてはいかぬから、わしの方で取りまとめ一年と決めるからもうおまえの方の規則はかわりないからさよう取り計らえ、こういうやり方を特例法でもつてやるのが国公法や地公法の精神を超えないと言へるんですか。

○政府委員(加戸守行君) 国家公務員につきましては人事院規則によりまして一年まで延長することが可能でございしますし、それから地方公務員につきましては人事委員会規則で一年に至るまで延長することが可能なシステムになっております。

それは、初任者研修の対象となる教員につきましては、初任者研修を法律上講じているわけでございます。そのことは国家公務員法、地方公務員法で許可されている一年の幅の中であるということが一つは一年ということととめていられる理由でもございします。先ほど先生がおっしゃいましたけれども、人事院または人事委員会規則で定めるべき事項ではないかという御質問に対しましては、国家公務員については確かに国家公務員全般の問題として人事院が判断をいたしますけれども、人事委員会規則の場合でございしますと各都道府県段階になりますので、四十七県それぞれの判断によつてばらつきが出る可能性があるということをお申し上げしました。

そのことは、現実問題として例えば警察官につきまして警察学校の教養期間中は一年とかいふことは各人事委員会規則で定めておりますけれども、それは各都道府県におきまして警察学校の研修期間あるいは内容等がすべてそろつていないわけではないので、結果的に合つていないといたしまして、もう一つは取り扱ひがなされておいて、一年間にわたる初任者研修によつて全国的な教育水準の維持向上を図るという観点から行つて制度でございします。そのことに伴います今回の勤務能力判定期間につきましては法律で一年に規定する方がよりす

は、初任者研修の対象となる教員につきましては、初任者研修を法律上講じているわけでございます。そのことは国家公務員法、地方公務員法で許可されている一年の幅の中であるということが一つは一年ということととめていられる理由でもございします。先ほど先生がおっしゃいましたけれども、人事院または人事委員会規則で定めるべき事項ではないかという御質問に対しましては、国家公務員については確かに国家公務員全般の問題として人事院が判断をいたしますけれども、人事委員会規則の場合でございしますと各都道府県段階になりますので、四十七県それぞれの判断によつてばらつきが出る可能性があるということをお申し上げしました。

は、初任者研修の対象となる教員につきましては、初任者研修を法律上講じているわけでございます。そのことは国家公務員法、地方公務員法で許可されている一年の幅の中であるということが一つは一年ということととめていられる理由でもございします。先ほど先生がおっしゃいましたけれども、人事院または人事委員会規則で定めるべき事項ではないかという御質問に対しましては、国家公務員については確かに国家公務員全般の問題として人事院が判断をいたしますけれども、人事委員会規則の場合でございしますと各都道府県段階になりますので、四十七県それぞれの判断によつてばらつきが出る可能性があるということをお申し上げしました。

そのことは、現実問題として例えば警察官につきまして警察学校の教養期間中は一年とかいふことは各人事委員会規則で定めておりますけれども、それは各都道府県におきまして警察学校の研修期間あるいは内容等がすべてそろつていないわけではないので、結果的に合つていないといたしまして、もう一つは取り扱ひがなされておいて、一年間にわたる初任者研修によつて全国的な教育水準の維持向上を図るという観点から行つて制度でございします。そのことに伴います今回の勤務能力判定期間につきましては法律で一年に規定する方がよりす

は、初任者研修の対象となる教員につきましては、初任者研修を法律上講じているわけでございます。そのことは国家公務員法、地方公務員法で許可されている一年の幅の中であるということが一つは一年ということととめていられる理由でもございします。先ほど先生がおっしゃいましたけれども、人事院または人事委員会規則で定めるべき事項ではないかという御質問に対しましては、国家公務員については確かに国家公務員全般の問題として人事院が判断をいたしますけれども、人事委員会規則の場合でございしますと各都道府県段階になりますので、四十七県それぞれの判断によつてばらつきが出る可能性があるということをお申し上げしました。

そのことは、現実問題として例えば警察官につきまして警察学校の教養期間中は一年とかいふことは各人事委員会規則で定めておりますけれども、それは各都道府県におきまして警察学校の研修期間あるいは内容等がすべてそろつていないわけではないので、結果的に合つていないといたしまして、もう一つは取り扱ひがなされておいて、一年間にわたる初任者研修によつて全国的な教育水準の維持向上を図るという観点から行つて制度でございします。そのことに伴います今回の勤務能力判定期間につきましては法律で一年に規定する方がよりす

は、初任者研修の対象となる教員につきましては、初任者研修を法律上講じているわけでございます。そのことは国家公務員法、地方公務員法で許可されている一年の幅の中であるということが一つは一年ということととめていられる理由でもございします。先ほど先生がおっしゃいましたけれども、人事院または人事委員会規則で定めるべき事項ではないかという御質問に対しましては、国家公務員については確かに国家公務員全般の問題として人事院が判断をいたしますけれども、人事委員会規則の場合でございしますと各都道府県段階になりますので、四十七県それぞれの判断によつてばらつきが出る可能性があるということをお申し上げしました。

そのことは、現実問題として例えば警察官につきまして警察学校の教養期間中は一年とかいふことは各人事委員会規則で定めておりますけれども、それは各都道府県におきまして警察学校の研修期間あるいは内容等がすべてそろつていないわけではないので、結果的に合つていないといたしまして、もう一つは取り扱ひがなされておいて、一年間にわたる初任者研修によつて全国的な教育水準の維持向上を図るという観点から行つて制度でございします。そのことに伴います今回の勤務能力判定期間につきましては法律で一年に規定する方がよりす

は、初任者研修の対象となる教員につきましては、初任者研修を法律上講じているわけでございます。そのことは国家公務員法、地方公務員法で許可されている一年の幅の中であるということが一つは一年ということととめていられる理由でもございします。先ほど先生がおっしゃいましたけれども、人事院または人事委員会規則で定めるべき事項ではないかという御質問に対しましては、国家公務員については確かに国家公務員全般の問題として人事院が判断をいたしますけれども、人事委員会規則の場合でございしますと各都道府県段階になりますので、四十七県それぞれの判断によつてばらつきが出る可能性があるということをお申し上げしました。

つきりしておりますし、また扱いを異にする危険性もないということと対応させていただこうとしているところでございます。

○久保直君 地方公務員の場合には地方公務員法に基づいて、その自治体にゆだねられている権限です。それをあなた方は一律に国の法律でもって自治体の権限を縛るということは、これは地方自治の無視じゃありませんか。そんなことがやられていいんですか。

○政府委員(加戸守行君) 地方公務員法におきましても、現在の六カ月という期間は、地方公務員法で六カ月という規定があるわけであつて、最低六カ月というものはすべての自治体に要求されているところでございます。そして、それを一年に延長するかどうかは各自治体の判断にゆだねられているところでございます。

一方、教育公務員につきましては、もちろん地方自治の本旨は必要でございますが、と同時に教育公務員は教育を通じて国民全体に奉仕をする立場でございます。しかも全国的な教育水準の維持向上を図るべき役割、その必要性があるわけでございます。その中で、そういった教育公務員の職務と責任の特殊性にかんがみまして、このような措置を定めることは、国家公務員法あるいは地方公務員法の規定する地方自治を侵害するものではないと考えております。

○久保直君 そうすると、教員をあなた方がこの法律をもつて指導、監督、管理をされるが、その国民全体に奉仕する教育の任務に従う者だから、一年にしなければいかぬというなら、その教員を指導、監督しようかと考えているあなた方の条件つき採用期間はどうかですか。三年ぐらいやりませんか。

○政府委員(加戸守行君) 私どもの立場は、教壇に立つて児童生徒との人格的な触れ合い活動をするわけでもございせんし、また一年間にわたる研修を受ける立場でもございせん。そういう意味におきまして、今回提案申し上げております教

育公務員の場合とは考え方の基礎が違うわけでございます。

○久保直君 そういう立場にもない者が、教育の現場にある固有の権限とか、あるいは教師自身が持っている研修の権限とかいうものを、あなた方が制約しながら一律に義務づけていくなどということは、これはいかになものかと思ひます。

それで、そういう点についてやはり私が最初にお聞きした、行政と現場の関係はいかにあるべきかという点について、その上下の、縦の関係であるあなたが物を考えるとすれば、重大な誤りを犯すということと指摘しなけりやならない。やはり現場と行政との間に信頼関係がきちんと確立されて、相互によく理解し合うものでなければ、法律をもつて縦の関係で管理するというものでは教育は私は成果を上げることができない、こう思うのですが、大臣、どうですか。

○国務大臣(中島源太郎君) 私は前からお答えをしておりますように、前提としてやはり教職にあられる方は主に教室において人と人が接しながら人が人を教えるという、本来教職にある方々の特殊性はある。これが前提でありまして、なおかつ、それに今度お願いをいたしておりますのは、初任者研修、この初任者研修の間は少なくとも人を教えるという職務と同時に、先輩の指導教員から研修し学ぶという両面をその間負っていくものでございまして、そういう意味では本来の特殊性にさらに特殊性は加わらざるを得ない。それはなせ一年としたかという、いろいろお考えはありましようけれども、カリキュラムの単位はいろいろございまして、やはり一つの単位では一年が一つの節目としてのカリキュラムである。その間を通して初任者に対して研修を行わさせていただきますのが一番よろしかろう。そうしますと、やはり職務遂行能力の判断の基準は変わりますけれども、判断の基礎はやはり一年とするのが正しいのではないか。そういう発想からお願いをいたしておるところでございます。

したがって、その一年というのを国家公務員それからあるいは地方公務員六月というものを勝手に延ばせるかということでありませうけれども、これは政府委員がお答えいたしましたように、それは各自自治体の判断を損ねるものではないという観点から、この法律では一年というふうに条件つき採用期間も同時に御提案をさせていただいておるところでございます。

以上であります。

○久保直君 時間が非常に短くなったんで、あと一、二点法律に関して伺っておきます。

一つは、今度の初任者研修にかかわって都道府県が求めに応じて派遣する非常勤講師の法的な身分はどうなりますか。

○政府委員(加戸守行君) 今回の地教行法の改正によりまして制度化いたそうとしております派遣非常勤講師の身分の問題でございますが、これは派遣を受ける市町村と派遣する都道府県の両方の身分をあわせ持つということでございます。双方で任用行為が行われるわけでございます。しかしながら、その身分取り扱いは規定につきましまして、都道府県の定めを適用するというものを今回の改正の中で規定いたしております。そして身分的には非常勤講師は地方公務員法上の特別職に該当するわけでございます。なお、分限懲戒権の行使は都道府県が一律に行使するのが適当でございますけれども、職務の監督は市町村教育委員会が行うということでございます。それから、非常勤講師にかかる報酬と費用弁償は派遣する都道府県側の負担と、こういう考え方で提案をさせていただいております。

○久保直君 市町村に属する特別公務員ということとすると、これは公務員法の何条のどこに該当しますか。

○政府委員(加戸守行君) これは派遣非常勤講師に限らずすべての非常勤講師がそうでございますが、地方公務員法第三条第三項第三号に言います非常勤の嘱託員に準ずる者に該当するわけでございます。いわゆる一般職と特別職の区別がなされております特別職に該当するものでござい

ます。

○久保直君 そうすると、この市町村の特別公務員である非常勤講師は派遣された学校に属する何になりますか。

○政府委員(加戸守行君) 派遣された学校におきまして、学校の所属する市町村の特別職の身分を持ち、当該学校の校務の一部を分担する非常勤講師という立場になるわけでございます。

○久保直君 今言われたのが法律上の規定といいますが、もしそれを法文であらわせばそういうことになりますか。

であるならば、非常勤講師は指導教員になることが可能ですか。これでいきますと、指導教員は、研修を受ける者の「所属する学校の教頭、教諭又は講師のうちから」となっておりますが、この講師に非常勤講師は含まれませんね。

○政府委員(加戸守行君) 今回提案を申し上げております教育公務員特別法改正案の第二十条の二の第三項で、「任命権者は、初任者研修を受ける者の所属する学校の教頭、教諭又は講師のうちから、指導教員を命じるものとする。」とござい

ます。ここに言う講師には非常勤講師及び非常勤講師の双方を含んでおるわけでございます。

○久保直君 それは学校教育法その他とも照らし、学校に属する講師の中に特別職の公務員、非常勤の講師を含むという法律上の根拠をきちんとしてくれませんか。

○政府委員(加戸守行君) 学校教育法におきましては、講師の職務規定を、学校教育法二十八条であつたかと思ひますが規定をしておりますが、ここには非常勤非常勤の別なく講師という概念でございます。したがって、学校教育法では非常勤講師も非常勤講師も同様に講師として教諭または助教諭に準ずる職務を行うという規定になっております。そして、非常勤講師と非常勤講師の区別がされておりますのは、例えば義務教育国庫負担法等の場合におきましては講師で非常勤の者に限るとい

う括弧書き等がございます。

そして今回の提案申しております教育公務員特

例法の改正案の中では、第二条の第二項の定義を改正いたしまして、従来は「講師(常時勤務の者に限る。以下同じ。)」ということがございますが、今回の改正案で「講師(常時勤務の者に限る。第二十条の第二項を除き、以下同じ。)」ということとございまして、この指導教員に関する規定のところでは除いてございまして、したがって、二十条の二の第三項の規定によりまして、ここで規定されております講師の中には非常勤講師も含まれるというそういう法体系にしているわけでございまして、常勤講師だけが非常勤講師を含むかは各法律のそれぞれの規定において定義を設けることによつて差をつけているわけでございまして、こういった定義規定がない場合には、講師と規定しております場合には、常勤講師、非常勤講師のいずれも入るわけでございまして。

○久保宣君 学校教育法では講師は教諭、助教諭に準ずるものとなっております。非常勤講師は準じません。非常勤講師というのは時間講師でしよう。学校教育法に定める講師というのは教諭、助教諭に準ずるものとなっている。だからこれでは非常勤講師を意味していないと思うんですが、どうですか。

○政府委員(加戸守行君) 学校教育法の二十八条では「教諭又は助教諭に準ずる職務を行う」ということでございまして、それは職務の内容が教諭または助教諭に準ずるような職務の形態をとるわけでございまして、身分的に常勤か非常勤かの別は規定していないわけでございまして。

ちなみに、教諭につきましては現在非常勤教諭という制度がございせんけれども、それは一般的には常勤が必要であるという観点から教諭については常勤が要求されるわけでございましてけれども、講師につきましてはその職務の形態が教諭と全部同じであるかその一部分であるか、そういった観点で常勤講師または非常勤講師の別が現実の運用として行われているわけでございまして、もとも学校教育法の二十八条は常勤のみを予定した法律ではございません。

○久保宣君 そういう理屈でいくと、非常勤講師にも学級担任が可能になったりどうでもできるということになるんであつて、この場合その学校に所属する教諭、助教諭、講師というのは、教諭、助教諭に準ずる常勤の講師を指すものと解するのが常識であると私は思う。

時間が参りましたので、最後にもう一点伺いたいのは、幼稚園における研修は初任者研修とは異なる研修となつていて、異なる研修とはいかなる研修か。それから幼稚園における研修については任命権者である市町村の教育委員会が行うのではなくて、都道府県がこれを実施するということになるようであるが、市町村が幼稚園の初任者について任命権者として研修をやることのできる理由は何か。

○政府委員(加戸守行君) 公立幼稚園に關します規定でございまして、御承知のように幼稚園の場合は任命権は市町村教育委員会が有しているわけでございまして、したがつて研修を行う権限も都道府県ではなくて市町村教育委員会になるわけでございまして。そしてこの場合、市町村の幼稚園と申しますのは規模も小そうございまして、あるいは職員構成も小そうございまして、したがつて新任教員のケースというのは何年に一度というようなケースも零細市町村においては生じ得るわけでございまして、このような果敢負担教職員の小学校の教員と同様な観点での研修は実際上難しいわけでございまして。

こういった実態にかんがみまして、また今の市町村の零細市町村等で、そういった初任者研修を実施するというのが物理的にも難しいという点も考慮いたしまして、幼稚園教諭についても中学校に準じた考え方をとるといたしますれば、本来の権限外でございまして、都道府県教育委員会に研修を行つた方が全体的な幼稚園の研修ができるであらうという観点からの規定でございまして。しかしながら、この場合市町村教育委員会の研修義務を取つたわけではございませんで、都道府県が行いますと同時に、市町村教育委員会も研

修を行う権限は当然に有しているわけでございまして。

○久保宣君 私は、初任者の定義の問題、それから条件つき採用期間を延長する理由などについていろいろお尋ねしましたけれども、今文部省からお答えになりましたことで、私としては納得がいかない点が多々ございまして、したがつて本問題についてはなおさらにこの論議を詰めなければならぬ、こう思つておりますが、時間が参りましたので、一応私の質問を終わります。

○委員(田沢智治君) 午前の質疑はこの程度とし、午後一時十分まで休憩いたします。

午後一時十分まで休憩いたします。

午後一時十七分開会
○委員(田沢智治君) ただいまから文教委員会を再開いたします。

休憩前に引き続き、教育公務員特例法及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律案を議題とし、質疑を行います。

質疑のある方は順次御発言願います。

○高木健太郎君 直接教特法とは関係ございせんが、もう国会も終わりに近づきましたので、しかしその間に起こるかもしれないという問題がございまして、この際関連問題として質問をさせていただきます。

それは脳死及び臓器移植の件についてでございますが、御存じのように、各大学には医の倫理委員会とかあるいは生命倫理委員会というものが設けられておまして、それらが移植をやつてよいかどうかというようなことについて担当の医師から申請があつた場合に、これを倫理委員会において結論を出す、それに従つて移植が行われる可能性が非常に多いわけでございまして。

この際お尋ねしておきたいのは、この倫理委員会の結論というものはやはり方、その構成、それらはばらばらでありまして、必ずしも一致しておりません。それに、出てくる結論も恐らくまた

ばらばらであるだろうと思つております。御存じのように、医師会から臓器移植を肯定するような結論が出ましたし、学術会議からも移植は認められないような結論が出ております。しかし、まだ認められていないようなものがたくさんあるわけでございまして。例えば、凍結受精卵というものがございまして、これらはまだ論議が一般の中でも行われていないわけでございまして、先般、新潟大学の倫理委員会が不妊症の治療の一環としてこの凍結受精卵を臨床応用するというのを倫理委員会ではゴーサインを出したわけでございまして、早速新潟大学ではこれに踏み切つたわけであります。あるいはまた、もう大分前になりますけれども肝臓の移植であるとか、心臓の移植は現在法律にはございせん。しかし、これは脳死状態においてやらなければならないということとは明らかでございまして、その申請が各四つ五つあると思ひますけれども、大阪大学あるいは金沢医科大学、鹿児島大学、その他の国立の大学におきまして、金沢は国立じゃないけれども、金沢大学が、そういう大学におきましてこの倫理委員会に申請が出ております。

これにつきまして文部省は、新聞などでもしも倫理委員会がゴーサインを出せばこれはやるのではないかとこういうことをしきりに書き立てているわけでございまして。この場合文部省としましては、これら倫理委員会のゴーサインといひますか、その権限といひますか、あるいはその支持を取り扱つていかれるおつもりか、まずお伺いしておきたいと思ひます。

○政府委員(阿部充夫君) 御質問にもございまして、最近臓器移植の問題を初めいたしまして、いわば倫理に絡むような問題というのがある医療の面において起こつてまいりました。私も文部省といたしまして、こういったたぐいの問題につきましては個々の医師の判断ということですが、処理されるということではなくて、やはりより慎重な、しかもできるだけ幅広い

議論を重ねた上での結論が出されるということが望ましいことであるというようなことを考えまして、各大学、医学系の大学、学部に対してまして、こういった問題を議論するための倫理委員会を学内組織としてつくって、そこで十分議論してほしいというような指導をかねてから重ねてまいっています。

もちろん現在は、その脳死あるいはそれに絡んでの臓器移植ということが現在の課題になっておるわけでございますけれども、こういった事柄そのものは、これは私どもは最終的には専門家である医師の判断によるものであるというふうに思っておるわけでございまして、その責任において処理されるべき事項であらうと思うわけでございます。そういう意味で、文部省としてこれをやっている、やって悪いというような発言を国立学校を所管する立場ですということとは差し控えなければならぬと思つてゐるわけでございますが、それにいたしましても大学の中で倫理委員会等をつけて十分な御議論を重ねた上で対応していくということが望ましいというようにことで対応しているわけでございまして、この倫理委員会の見解そのものは、倫理委員会の結論を出しましても、最終的には医師の責任の問題でございしますので、法律的な意味において何らかの権限を持つており、その判断に左右されるということでないことは確かでございますけれども、しかしながら、この倫理委員会での御議論というのは結局はその大学あるいは大学附属病院における大勢の考え方ということにもなつてまいるわけでございますので、具體的臓器移植の手術というようになつてまいりますと、御案内のように単に担当の外科の医師が一人で処理をし得るというものではなくて、脳神経外科であるとか麻酔科であるとか、いろいろな学制的な協力体制のもとに行われるということでもございしますので、結局は倫理委員会の意見、判断というものは尊重されるという結論になるものというところで考えておる次第でございします。

○高木健太郎君　医師の判断でありますけれど

も、現在脳死を認めるか否かということにつきましては国民的に論議が交わされている途中でありまし、また法律的にはこれは決められていない問題でございますから医師の判断というわけにもいきまいと、そういうふうには私は考えているわけですが、しかし事實は先行してしまふのではないかと、こういう緊迫した状態にあるということはひとつぜひ心にとめておいていただきたいと思ひます。

そういうわけで、法務省の方お見えになっていきますか。——それでは法務省の方にちょっとお伺いしておきます。

このように各医科大学におきまして倫理委員会において脳死を容認し、また臓器移植に踏み切った場合、その決定は刑法上どのようにこれを評価されますか、あるいはそれをどのように取り扱われるおつもりですか、法務当局の御見解をお伺いしておきたいと思ひます。

○説明員（東條伸一郎君）お答へ申し上げます。

脳死状態にある者からの臓器移植をある医大の倫理委員会が認めた場合に、これに従って行われた当該臓器移植の行為、これを刑法上どう評価するかというお尋ねであろうかと思いますが、問題は二点に分かれようかと思ひます。

一つは、先生御案内のとおり脳死というものを法的な死であるというふうに認めることができるかどうか。これは現在いろいろな議論が出ているところで決着がついていない問題でございますが、この問題について、一医大の一倫理委員会が、脳死をもって仮に死と判定すると決めたこととそれ自体が、脳死をもって法的な死であるというふうなに認定するだけの根拠を持つかどうかと言われますと、現段階では、先ほど文部省の方から御答弁ございましたように、倫理委員会の法的な位置づけというものも明確ではございませんので、そのような倫理委員会の決定をもって直ちに脳死が法的な死になるということはいいたいのではないかと考えております。

ただ、それでは倫理委員会の決定が全く刑法的

に無意味であるかどうかということでございますが、私ども脳死状態からの臓器移植行為、つまり脳死状態にある者の体から臓器を摘出する行為及びそれがある患者さんの体に移植する行為全体を含めて考えるわけでございますが、これが医師の業務上行うべき正当な行為になるのかどうか、これが刑法上の争点になろうかと思っております。

この場合に、脳死状態にあるということ。そういう特定の状態にあること、それを慎重な手続で認定をして、そして社会的に相当と認められる、あるいは医学上の水準から見て相当と認められる手当てをして、これがある患者さんの体に移植す

る行為これは広い意味では医師の全体としての治療行為として評価し得る余地があるかと思ひますが、そのような行為を行うに当たつて、今文部省の方から御説明がありましたような学内に設けられました機関による慎重な手続が行れた、それに従つてなされたんだということは、事件が現実には仮に起こりました場合に、捜査当局といひますか檢察当局といひますか、そういうところでそのようなものの存在を全く無視できるものではない。

非常にあいまいな言い方でございますが、結局のところはそのような委員会の存在あるいは手続

あるいは決定内容についてどの程度の評価がなし得るか、これは具体的なケースが起こつてまいりませんと一概には申し上げられないと思いますけれども、それにかかつてくるのではないかと。回りくどい言い方で恐縮でございますが、結局は、刑法で申し上げますならば刑法三十五条の正当行為であるかどうかということを判断する一資料にはなり得るだろうと、このように私ども今の段階では考えておる次第でございます。

○高木健太郎君 この場合に、医師の権限であると認めて、これが正当な手続をもつて行われた場合に、違法性の阻却ということはありませんとお考えでしょうか。

○説明員（東條伸一郎君） お答え申し上げます。
重ねて同じようなお答えになるかと思ひます。

が、結局のところ違法性阻却事由になるかどうかと申しますのは、法令上に明確な根拠のある行為でございますので、広い意味では社会通念といえますか、全法体系のもとでそれが正当と評價されるかどうかということになろうかと思えます。したがって、その倫理委員会なるものの位置づけとかその構成員とかその決定手続ですとか、そういうものに対して社会といえますか、広く国民がどのようなものとして受けとめるのだろうか、非常に権威のある、そこでそれだけの慎重な手続、判断がなされたのであれば、それに従つてなされた行為は医療行為として正当と認めてよいというのかどうか、これは私も必ずしもまだそこは見きわめがついていないわけでございまして、委員会の決定があったから即それに従つた手続なり処置が正当行為、つまり違法性阻却事由になるということまでは断定できないというふうに申し上げておりますが、逆の意味で、それじゃ全く意味がないかということでもないだろう、こういうことでございます。

○高木健太郎君　ありがとうございました。どうぞお帰りになつていただいて結構でございます。ちょっと一番最初に妙なものを、これを配つていただけませんか。

〔資料配付〕

○高木健太郎君　今お手元に妙な絵を、写真とい
いますかをお配りいたしました。

この絵をごらんいただきまして、何をどんな顔にござんになるか。若い女の子が横を向いているというふうにごらんになる方が多いと思うんですが、いかがでございますか。実はここにありますが、W・E・ヒルという人がかいた絵でございますように、これを中川米造さんが福井で行われましたバイオエシックス、生命倫理のシンポジウムでこの絵を出して、そして物の見方ということについて意見を皆さんに開陳した、このときの絵でございます。これをちよつとごらんになると、確かに若い女の子が右を向いているように、左の横顔のように見えますが、もう少し大きくこれを

こちらになりますという、魔法遣いのおぼさんが目をむいているというふうに見えるはずでございます。なかなかこちらになれないと思ひますが、それは若い女の子のあごのところがちょうど鼻になっておりまして、下の方に三角形の小さな切り口がございますが、それを口としてこちらになりますと若い女の子のその耳のところが目に見えるわけですね。そう見るとこれは魔法遣いのおぼさんに見える、六十か七十ぐらいのおぼさん。

こんな幼稚なものをお見せいたしました、これは前にもこちらになった方が大勢おられると思ひます。ただ私がこの際こういふことを出しますのは、人間の物の見方というものは、ある一点に集中して狭く見ると、そうすると若い子に見えるけれども、また見方を変えて広く見るとこれはお年寄りに見えるという見え方、見方、考え方の問題をここで皆さん方に御提示した、私はどちらの見方をしているかわかりませんが、できるだけ公平な見方で、これは二つあると言えれば公平でございます。またこれライオンに見えるという人もあるわけですね。一つの事例に対していろいろな物の見方があって、初めそれに固執して見始めるとこれしか物が考えられないということになってしまふのではないかと、お互いにこういうことは気をつけて、あんなほど、そういう見方もあるというのをこの議論を通して、平たんにいいますか平常心で考えていきたい、こういう意味で最初にこれをお見せするわけでございます。

さてそこで、これから申し上げることもそのようにひとつお聞き取りいただきまして、そして公正な判断をしていただきたい、こういうふうに思ひわけでございます。

まず最初に、教員養成課程における教育のことでございますが、中学校の教諭の一般普通免許を取るためには教科に関する専門科目及び教職に関する専門科目というものがあつたわけですが、この教科に関する場合には、例えば社会、理科は四十単位、国語、数学は三十二単位、それから教職に

関するものは十四単位というふうになつておりますが、これは中学校の教諭でございますが、小学校ではこのように教科の方が分けられていくかどうか、まずお伺ひいたします。

○政府委員(加戸守行君) 小学校教諭の免許状を取るためには、教科といつたしましてはいくゆる八教科のうち六以上の教科について二単位以上、合計十六単位以上の専門科目というところでございまして、いわゆる小学校における教科の必要大部分はとつていただくという考え方でございまして、とらなくても済むという科目が特定されているわけではございません。

○高木健太郎君 小学校では理科と文科あるいは理科と国語というように、こういう専門化した単位というものはないわけではございませんか。私は小学校でもそのようにある程度専門化している科目を重点的にとるようになっているらうであらうかというふうに考えているわけですが。

○政府委員(加戸守行君) 小学校教員になるための教科に関する科目としては、国語、社会、算数、理科、音楽、図画工作、家庭、体育と申します。この八教科がございまして、そのうち六以上の教科をとることが必須とされているわけでございます。現実に、現実の事態としては教員養成大学学部におきましてはこの八教科をほとんどとられている状態にあると思ひます。

○高木健太郎君 もう随分自然科学あるいは文化の科学も進んでおりますので、小学校の教員でもかなり突っ込んだ専門的な学問をしておく方が子供に教えるに当たって都合がよいのではないかと、こう思ふのでこのように申し上げるわけでありまして、

また、教職課程におきましては教育実習が中学と小学校では違つてございまして、これはどういうふうになつておりますか、あるいは高等学校ではどうなつておりますか。

○政府委員(加戸守行君) 小学校教員の資格をとるためには教育実習が四単位以上でございまして、中学校、高等学校では二単位以上でございまして、

す。現実には、一週間学校で教育実習をしました場合一単位と換算しますので、現に小学校の教員については教育実習を四週間以上、中学校、高等学校につきましては二週間以上という実態でございまして。

なお、先ほど先生、小学校教員でも特定の教科を深めた方がよろしいのではないかと御意見を伺ひまして、確かに今の申し上げた最低必須単位以外に、例えば国語をやりたいという方は国語の単位を二単位ではなくて四単位とられる方もいらっしゃると思いますが、教職に関する科目が中学校、高校に比べて多すぎるといふ感じがいたしますので、特定の教科を多数単位をとることはなかなか難しい状況にあると思つております。

○高木健太郎君 教職のための教育実習というものはどれぐらい実が上がつて、だれに対してどういう実習をやつておるわけですか。

○政府委員(加戸守行君) 現在、教育実習といつたしましては今申し上げた二週間ないし四週間、もちろんその中に若干事前事後の指導等もございまして、多くは実習校へ出かけましてそこでいよいよ教員の授業を参観する、あるいは学校のオリエンテーションを受ける、それから指導案の作成の指導を受ける等ございまして、その中で実習生本人が授業を行うということもございまして、これは学校によって精粗さまざまでございますが、いわゆる附属学校等のように教員養成を主目的といたしますところにおきます教育実習の指導というのかかなりの程度行われておりますけれども、一般の学校へ参ります実習生の場合にはどうしても授業参観の時間が多くございまして、現実的に教壇に立つて指導するという形態の時間はいふゆる附属学校等に比べて極端に少なくなつていふという状況でございます。

いづれにいたしましても、現在、例えば昭和六十二年度でございまして教員免許を取得されまして方々で実習で十三万八千人ございまして、こういった大量の実習生を学校で受け入れるという関係上、一クラスにつきましては実習生の人数が多い

等の関係がありますれば、どうしても実習生そのものに授業をさせる時間というものが少なくならざるを得ないというのが現状ではないかと思つております。

○高木健太郎君 こころ辺が不十分であるということから、今度の研修制度というものを義務づけられたんじゃないかなと思つたわけですが、また実習に来られるそういう生徒あるいは学生が、かつて授業の邪魔になるというふうな、いろいろの問題があることを聞いておりますが、それが今回の研修を義務づけられる一つの原因になつていないわけですか。

○政府委員(加戸守行君) いわゆる教員につきまして、実践的指導力の向上を図るという観点から申しますれば、今のようないふ教育実習が相当程度要求されてしかるべきでございまして、今申し上げたような実際に教員に採用される方の五倍に相当する方が免許を取られるという状況、しかも開放制の原則をとつております以上、今の例えは実習公害等の言葉も現場から聞こえてくるわけでございます。なかなか教育実習の単位の引き上げ等も非常に難しい状況にあるのが現実でございます。

しかし、今回の制度自体は、教員養成とそれからこちらの初任者研修、両方相まって教員の資質向上を図るべきであるという観点から、現在提案しております教育職員免許法におきまして、教育実習の単位をそれぞれ一単位、中学校、高等学校につきましては三単位以上、小学校につきましては五単位以上という改正案を提案をさせていただいておりますが、これのみによつては実践的指導力をまた上げることが実際上なかなか期待できないし、また教育実習の実態自体が、今申し上げましたような授業参観の時間がどうしても多くなるといふ状況でございまして、やはり教員がみずから授業をしながら先輩教員の指導を受ける初任者研修の方に実践的指導力の向上の方はウェイトを置かざるを得ないという状況にあるわけでございます。

○高木健太郎君 短大と養成大学との違い、カリキュラムの違いはどれくらいでしょうか。

○政府委員(加戸守行君) 教員養成大学におきましては、今の申し上げました四単位、二単位という実習単位でございますが、それを相当大幅に上回っております。例えば六単位、七単位というようない形でとらわれている学校が相当多いわけですが、開放制の一般大学につきましては、やはり実習受け入れ校の関係もございまして、最低の四単位、二単位で充足しているというケースが圧倒的に多いのではないかと考えております。

○高木健太郎君 それから、新規採用の採用試験による選考というものがあられるわけですが、それはどういった能力をお調べになっているわけでしょうか。

私がこういことを聞いてるのは、将来は教員になるという人たちがこうい養成大学に入るわけですから、それが、出てもその後何か非常になんか残っているというようでは、学校の存在というものがおかしいんじゃないか。あるいは選考もするということに、まだそれから何か後にやらなければならぬというのでは、学校の整備の方をまず進めるべきじゃないかという意味でお尋ねしているわけでございます。その点に關してはどのようにお考えですか。

○政府委員(加戸守行君) 最近、児童生徒数の大幅な減少がございまして、そのために教職員定数も自然減が相当来ているわけでございます。それをカバーする意味におきまして、十二年間の教職員定数改善計画を進めておるところでございます。しかしながら、現在の需給状況からいたしますと、どうしても教員養成学部等を卒業された方の就職率が下がってきているわけでございます。一面におきまして、これは高等教育局の所管でございますけれども、教員養成大学学部におきましても、免許コース以外に免許を取らないいわゆるゼロ免コースというような形の学科転換を図られているようなケースもございまして、今の状況は、教員養成というものは、先ほど申し上げま

したように、そのみならず開放制の原則をとっておりますので、養成する人数を何人と決めるわけではなくて、どうしても志願者が多くなるといふことは、ある意味では幅広く人材を集めるという意味において、それなりの効果はあると思っております。

○高木健太郎君 教員養成大学の入学の倍率は五倍ぐらいである、まあだから、割と私、優秀な人がおいでになる。それから、それを三年ないし四年教育をする。そこで不適格者があれば早く淘汰をしておくべきじゃないか。それが、教員免許を取ったその後でやるという今度の法律のやり方は、どうも何か無情のような気がするわけですが、そういうことがありますので、私は、養成大学及び資格試験あるいは実習というようなものをみんな取ったものは、それだけ資格がある、こうすべきじゃないかと、こういうふうに思うんです。

それから、これら今の学校の先生というのは、小中学校では若い先生は評判が悪いということも聞くわけですが、本当にそうなんですか。そしてどんなところに不満があるんでしょうか。

○政府委員(加戸守行君) 評判と申しますのは、統計数字のような形で把握できない事柄でございます。まあ、各種会合等で雑談の中で出るとか、あるいは感想として出るといふような事柄でございます。私どもも耳にいたしますのは、例えば教育長の方々あるいは校長先生方とのお話しの中でそういった感想が出るわけでございます。その感想をおおむね集約いたしますと、言えますことは、例えば一つの例でございますけれども、板書がうまくできないうような、教員としての基本的に必要な事柄が十分に教員養成段階では仕込まれていないというような感想も受けま

生が教員になられて、クラスの生徒がけんかをしたときの対応に戸惑うとか、そういったような声もございまして、いろいろな形で感想のような感じいろいろな教員に対する、もっとこうあつてほしいというような意見はいろいろと耳にしているところでございます。

○高木健太郎君 短大で言えば二十一歳ぐらいで、大学を出れば二十二歳ぐらいである、非常に私、若いように思うわけですが、自分のお母さんよりも先生の方が若い。昔の我々の、我々というのはもう化石時代なんですけれども、我々のときには、先生というのはもっと年をとった、落ちついて、しっかりしている人という印象はありますけれども、非常に若い。いわば子供に比べては姉さんぐらゐの気持ちにしかならない。その姉さんが時々しかるということ、小児科の先生方にも聞きますと、昔大学に五月病というのがあったんですけれども、最近では小学校の子供に五月病というのがあります、ノイローゼみたいになっている。それはどうも先生が感情的にしかるんではないか。かあつとなる、そういうことをよく言われるわけですが、評判が悪いというのはそういうところにあるんじゃないですか。要するに、学力はあるけれども、人間的にまだよくできていないところがあるんじゃないかと思うんですが、どうですか。

○政府委員(加戸守行君) 確かに先生今おっしゃいましたような声もよく聞くわけでございます。基本的には教員として教壇に立たれる方は、児童生徒にとってみてやはり師と仰ぐべき方々でございます。それはある意味ではその方が人間的な素養、素質、資質をどのように備えているかの意味合いにおきまして、子供たちに見られているということではなからうかと思ひます。そういう意味で、例えば今回の初任者研修につきましても、幅広い知見とか人間的なそういう教養というもの、一つの対策ではございまして、やはり今の社会の中で、学校に、すぐ教壇に立つて子供たちにリーダーとして教えられる、あるいは指導

していくという力自体をもっと身につけていたいただきたいというところは、いろいろよく聞くところでございます。

○高木健太郎君 学校の先生の分布を見ますと、小学校の先生には非常に女性の方が多いわけですね。で、もう高等学校になると、ほとんど女性の先生はおられない。中学校ではまだ少しおられる。だから、女性の方には、もう高校というところでも持ち切れるようなそういう雰囲気にならないと、こういうふうになるわけですね。だからもう少し年をとって、人間が練れてきて、高等学校では背も大きいしなかなか扱えないということもあるのかもしれないんですが、同じことは私、小学校の生徒にも言えるんじゃないか。だから、どちらかといへばもう少し年配になって教えるというような形にした方がいいんじゃないかなという、基本的には教育制度について、教員の養成制度についてはそういうことも思うわけですね。

次に、それじゃ研修制度についてお尋ねをいたします。この教育公務員特例法の十九条には、教員は「絶えず研究と修養に努めなければならない」というのがありますが、今度の改正でこれは生きるわけですね。

○政府委員(加戸守行君) 教育公務員特例法十九条一項で、教育公務員は「絶えず研究と修養に努めなければならない」という基本的な規定は改正いたしております。これはこのまま存置したまま、二十条の二といたしまして、初任者研修に關する規定を挿入したということでございます。既存の教育公務員特例法の研修に關する規定はいじっておりません。

○高木健太郎君 十九条の二項には、任命権者は、研修に要する施設、研修を奨励するための方途その他研修に關する計画を立て、実施に努めなければならない、というふうな書きでございしますが、今までこの法律に従って、どの程度の施設やあるいは研修の奨励ということをやっておいたのか。その結果として、うまくいかない

のでこの二十条の改正をなされたのかどうか。今までの研修の規定では不十分なのか。大体どことが悪いのか。そういうことをひとつお尋ねしたいと思います。

○政府委員(加戸中行者) 十九条の第二項の規定に基づきます例えは施設に關しましては、各都道府県で段階的に教育センターあるいは教育研修センターという形での、あるいは教育研修所という名前、名称はまちまちでございますが、集中的な研修を行う施設というのが、四十七都道府県で整備されてきているところでございます。

それから、現実の研修の具体的な問題としましては、多種多様なものが従来から行われております。例えば国が補助を行って奨励をしております。事例としては、新規採用教員研修として、年間二十日間の研修が二十数年続けられているわけでございます。そのほかに、現職経験五年以上の方、五年程度の方を対象とします教職経験者研修、さらには校長、教頭等の管理職研修、そのほかにも例えはテーマごとでございますが、例えば道徳教育に關する研修会であるとか、生徒指導に關する研修会であるとか、これも時間的あるいは期間的にも短くございまして、内容的にもそれほど掘り下げたものではないわけでございます。組織的、体系的な形の研修というのは従来からなかったわけでございます。このほか、自主的な形ではそれぞれ教育研究グループによる研究であるとか、いろいろな意味の施策は講じてまいりましたけれども、少なくとも特定の職種の教員を、相当程度の期間、組織的、体系的に研修を行うというシステムはございませんでした。

例えば先ほどの新規採用教員研修にいたしましても、もちろんやらないよりはやった方がいいわけでございます。二十日間のうち十日間が授業研修ということで、実践的な指導力の向上を期した研修が行われてきたわけでございますけれども、現下の教員の資質向上に対しまして国民的要望あるいは教員に対する国民の期待というものを考えましたときに、今回提案申し上げておりますよ

うな一年間にわたる組織的、継続的、体系的な形の一年間の研修をすることが適切であると、必要であるという観点から法案を提出させていただいているところでございます。

○高木健太郎君 局長言われるのは、結局今までのことでは不十分であったので、もっとしっかりした体系的なものををつくりたいと、そういうことでございましてね。それはよくわかりました。私も研修は十分それは、しかし一年間と限らないんじゃないか。これは生涯研修として特に私がお願いしておきたいのは、中堅の教員、これに対する研修というのはそのまゝになっておりますけれども、中堅というところが三四十から四十ぐらいの人ですけれども、それらは昔の教育を受けているわけですから、そういう人に対してはもう一度再研修というものをやらなきゃならぬ。いわゆる教職研修という、これに対しては今後どのようにお考えですか。特別に何か系統的なものをとお考えですか。

○政府委員(加戸中行者) 教員の資質向上に關しましては、臨教審答申を受けて一昨年の五月でございますが、教育職員養成審議会に諮問いたしました。養成免許制度の改善と研修のこの二つにつきましての特別な審議をお願いしたわけでございます。

そのうちの研修につきましては、ただいま提案申し上げております初任者研修並びにそれ以後の現職研修という御審議をいただいたわけでございます。研修は教員が生涯取り組むべき事柄であるという前提に立ちまして、その諸教員のライフステージに応じたそれぞれの研修ということを御提言いただいております。ライフサイクルとしましては、例えば教職経験五年程度の研修、それから教職経験十年程度の研修、そして教職経験二十年程度の研修という、この三つの事柄が今申し上げた現職研修の一つの柱として提言されたわけでございます。

考え方としては、教職経験五年程度の時期といたしましては、今までの基礎的な職務遂行能力が一通り身についた段階で、さらに学級担任であるとか、あるいは教科担任としての力量向上を望まれる時期であるという意味の五年研修でございます。また、十年研修につきましては、学級担任、教科担任としての相当の経験を積んだ時期でございます。さらに、さらに学級、学年の経営であるとか教科指導、生徒指導等のあり方に関してもっと広い視野に立った力量の向上が望まれる時期であるという意味の研修を考えているわけでございます。さらに、二十年程度といたしましては、この時期は十分多様な経験を積んだ時期でございますけれども、さらに校内におきましてリーダー的な役割を果たす教員としての全般的な視野に立った指導力の深化が望まれる時期であるというように形での今の御提言をいただいております。この事柄は初任者研修のように一年をかけてやるという大規模なものではございませんが、ある程度の期間それなりの時期にまたそれに適した内容等はそれぞれ各県で御工夫いただいて、これらを総合して初任者研修も含めて体系的な研修をつくり上げていただくということを都道府県にお願いをしている段階でございます。

○高木健太郎君 それでは、今度は指導教員がつけられる、学内の先生を充てるというお話ですけども、どのようにしてそれをやられるのか。それから初任者の方には、いわゆる新しく任官した人ですね。初任者の者には指導教員をこちらで選択するいわゆる選択権は全然ないのか、あるいは希望は全く出せないのかというように。それからまた、この学校の先生よりもあちらの学校の先生の方がいいというように、そういうことは言えないのか、あるいは転校はできないのか。要するに初任者の方に何ら選択権あるいは希望というものは、希望は入れられないのかということ。まず最初お尋ねしたいと思っております。

それから、時間がないですから、続けてお尋ねしますけれども、いわゆる指導教員というのは今のところ一人になっているわけですけども、これを一年間研修して、その評価を校長がされるということでしょうか。直接指導に当たった教員の判定が一番私に大きく響くのではないかとお尋ねいただけます。その場合に一人の人が判定するということ。一人の人が非常に主とした判定者になるということについて私は非常に危惧を持っています。これは、できればこれを複数あるいはできれば三人ぐらいで交代に見ていくというようにすることはできないか。昔これは海軍で船に乗るときに船を三つかわるわけですから、船を三つかわって、その艦長からそれぞれその人間に対する評定をしてもらう。ある二人の艦長は、あるいは非常に覇気があり勇気があり、あるいは自我が確立している人間であるというのに対して、一人の艦長は、あはれは言うことを聞かぬ、上に逆らうとか、そういうことを言うとかその艦長の方を首にしたというところも聞いておられるわけですね。だから、人間を見る目が一人ではあいつは生意気だとか、言うことを聞かないというような、そういうことで判定されるおそれがないしもあるのだということ。三つぐらいの人がそれに当たる。そうすれば指導を受ける初任者の方もいろいろの角度から勉強ができるんじゃないか。

○政府委員(加戸中行者) 幾つかのお尋ねございましたが、これは当初に指導教員の選び方でございますが、これは当然のことながら教職に關し豊富な経験を有し、あるいは教育的な手腕、力量をお持ちの方であり、かつ新任教員の相談に親身に乗

それから、本人の希望で指導教員を選べないかというところでございますが、これは例えば試験制度のように授業を持たないで実習的な感じで参られる方でございますれば学校もかわり、あるいは指導教員も選ぶということは可能でございまして、うけれども、今回の制度は、まさに教員として任用された場合にはみずから授業を持ち、あるいはクラスを持って授業を行いながらかつ研修を受けるという体制でございしますので、そういった意味では学校をかわるとかというようなことはちょっと難しい事柄ではないかと思えます。

ただ指導教官と肌合いの合わない場合等もございますから、それは学校の中で他にまた指導教官の適切な方が得られる場合には校長先生の判断で指導教官にかわってもらうということもあるでしょうけれども、指導教官自身は新任教員を育てることに意味がありますから、新任教員が立派になつていただかなければ指導教員の力量も問われるということでございますれば一生懸命やるに違いないと思っております。

それから、指導教員が複数のお話ございました。大臣もたびたびお答え申し上げておりますように、指導教員が中核となって全校の、校内の指導体制、協力体制のもとに指導するわけでございます。その場合、一般的に指導教員という方を中心に据えておくという意味は、その方が責任を持って新任教員の育成に当たるという中心的存在であるからでございます。これが複数になりますれば、ある意味で新任教員を育てる意味の責任の度合いが分散され、自分のことじゃないというふうな形で逃げるようなことが起こり得ないとも言えませんか、また、指導の仕方がくるくる模範の先生によってかわって、新任教員の判断が迷うということもあり得ないわけじゃないですか。

しかし、今先生おっしゃいましたように、例えば大規模校で数人の新任教員が配属されます場合にはもちろん数人の指導教員がつくわけでござい

○高木健太郎君　これは人間と人間の問題ですから、ここで幾ら議論しても始まらぬと思うのですから、ここで幾ら議論しても始まらぬと思うのですから、これども、今言つたことはぜひ参考にして、一人できやいなぬというのでなくて弾力的にやらなきゃいけない。というのは、今度逆に考えますと、指導教員が物すくじめるということもあつて、逆で言うと、今度は初任者の方が非常に可愛相がうまくて、指導教員を取り込んじやうてお互いなれ合いをやつちやつて、それでいろいろなことをやるというようなこともあり得るわけですよ。また要領のいい人はそんなことするんじやないかなという気持ち私を私はするわけですね。だから指導教員の方にしても、これは悪いから、これは教員にはおかしいと思つても自分がその人を悪く言つたところで指導教員にとっては何の足しにもならぬ、何の利益にもならぬということになる、なるたけなら悪く言うまい。このままずつとしておけというようなことにならぬとも限らない。しかし複數で見た場合には、あれはおかしいんじやないかというようなことがわかつてくる。

そういうこともあるので、一人の場合には責任を持つということもあるかわりに、今度はなれ合いになつちやうということもあるわけです。だから、一人の指導教員をつける、それが中核になんかというのを余りかたくなに考えないで、もう少し弾力的に指導教員というものを考えていくといふことにしないと、指導教員がちよつと病気のときにはだれかわらなきやいかぬ、そういうこともあるわけです。指導教員の方が妙だということもあり得るわけです。そういう面では責任

もう一つ。指導教員がつくということはアンケートの調査結果を見ますと喜ばれている方が多いわけですが、私もそれだけたまたまこわいという気もするわけです。というのは、行って指導教員について指導教員の言うとおりになっていればいいやというような、いわゆる甘ったれた依頼心の強いそういう教員ができ上がっていくんじゃないか。反抗すればやられるから、できるだけはいはいと言っていけばいいというような人間が育っていくことになるのではないか。いわゆる依存心の強い自立性の貧しいそういう先生ができていくということこそ私は非常に恐れるわけです。だから指導というものは、どういう指導でも困難でしょうけれども、指導のやり方について何かお出しになるそうですけれども、その心構えというのは何かお出しになるんでしょう。それにはどういうことを心構えとしてお書きになるか。余り長くは時間がないですから簡単にお話し願いたいと思います。

○政府委員(加戸守行君) それぞれの県におきまして、試行段階で既に指導教員に対する一種の手引き、マニュアル等も作成して指導されている県もございいますし、そういう形で広がっていくであろうと思います。ただ、事柄としましてはあくまでも新任教員の成長段階に応じ、その個に即して指導をするわけでございいますし、また本人の自主性を尊重する必要もございいますし、新任教員の持つている悩み、課題あるいはテーマにつきましても必要なアドバイスを与える、それは過度に与えてもいけないし、また無責任に流れてもいけない、兼ね合いの問題は難しゅうございいますけれども、新任教員に何が不足し、何を本人が求めているのか、あるいは何を悩んでいるのかという観点から指導していただくというのが一つの重要な事柄であります。と同時に組織的、継続的といひます。

○高木健太郎君　これは私や局長は年も年ですからかなり知っているわけですからけれども、何といったって指導教員もそんなにお年ではないわけです、五十から五十五ぐらいの方ですね。だからここで言うのはやさしいんですけれども、現場で実際にはどういふふうに動いていくかということをやほど十分考へにならないと一方では甘えになるし、一方ではけんかになるというようなことが起こり得るよというのを申し上げているわけです。だからもう少し弾力的にお考へになっておく方がいいのではないかとというのが私の申し上げたことです。

そこで、厚生省の方とそれから国家公安委員会の方がお見えになっていきますので、条件つきの採用期間につきまして、それだけを先にお聞きしておきたいと思いますが、まず、厚生省の方にお聞きしたいんですが、昭和四十三年でしかたか、その辺だと思えますけれども、それまではインターンシップをやつて、ローテーションをやつて、その後で医師国家試験を受けられて、それによつて医師になられた、医師免許証が取れた。それが、昭和四十三年ごろだったと思えますけれども、今度は大学を卒業したらば一、二カ月の間に、医師国家試験がありまして、それで医師免許証を取るとそれでもう一生医師免許証である、よほど取ることがなけりや剽奪されることはない。医師としての一人前に働き得る、しかしインターンといひまやつてくれという、いわゆるアドバイスといひますか希望といひますが、そういう程度にやられてゐるわけでございますが、この今回の教員の免許証は一年間のいわゆる条件つきの採用である、ちょうど昔のような、昔の医師免許証のような形に

なっているわけだ。

医師は、まあ学校の先生も評判悪いかもしれないが、評判の悪い人もありますが、お医者さんの方にも評判の悪い人がたくさんあるわけで、そういう意味では医師をもっとしっかり勉強させたい、いかぬという声も聞けるわけだ。厚生省においては、この医師免許証とインターンのことについてどのようにお考えですか。

○説明員(阿部正俊君) お答え申し上げます。先生は御指摘のように、四十三年にインターン問題というのがございまして、結論的に申し上げます、従来国家試験の受験の前提でございました一年間のインターン制度という義務でございまして、けれども、これが廃止になりまして、改めまして医師国家試験を通った後二年間の臨床研修という期間が設けられまして、これにつきまして法律的には医師法に規定がございまして、医師は二年間の臨床研修を受けるように努めるものとするというふうに書かれてございます。

この意味合いでございまして、法律上は罰則もございまして、一種の努力規定だと思っておりますけれども、ただ現実問題として一人前のお医者さんになるためには、学校で六年間を勉強し試験を受けて合格いたしましたも、率直に申し上げまして、一人前のお医者さんとしてひとり立ちできるというふうには医学界の常識としてもやはりはとんどの方が考えておられないというのが率直な現状ではないかと思っております。そういうふうなことも兼ねて考えてみますと、私は、法律的には一種の努力義務でございまして、やはり医師という非常に高度な専門家でございまして、やれども、それに課された道義的な一つの義務ではないかというふうに理解しておりますし、やはりお医者さんになるためには、この臨床研修二年間でございますけれども、二年間の臨床研修というのはいかに確実に受けてもらわなければならないものではないかというふうに考えております。

先生おっしゃられるように、法律上は確かに国家試験を受け医師免許証をちょうだいすれば医師というふうになるわけでございますけれども、現実問題としてお医者さんは、学校の勉強の知識があるだけでは、やはり臨床としてのお医者さんにはちょっとそれだけでは不十分でございまして、現実にお医者さんを相手にしてやるということになりますと、相当な臨床的現場においての研修というものが絶対要件ではなからうかというふうに考えております。したがって、私どもとしても、この二年間の臨床研修については、ぜひきちんとした体制のもとでやっていただくようにやっていかなきゃならぬと思っております。

ただ、残念ながら現在までのところ、若干といましようか、一部、例えば受けられない方も若干おられるとか、あるいは研修のやり方といましようか、中身が一部に偏ったり、幅広い医師、お医者さんとしての養成ということではなくて偏った面があるんじゃないかといったふうな指摘とございまして、その辺についてはさらに充実を図るべく現在詳細について検討中というのが現状でございます。

以上でございます。

○高木健太郎君 もう一度厚生省の方にお伺いしますけれども、努力目標である。しかし私現実を見ておると、とても努力しているようには見えないわけですね。このごろはプライマリーケアというのがやましく言われてまして、いろいろな科を知っていなければいけないというのに、初めから一つの教室に入ってしまったって、そこで入りびたりになっている。だから専門的にはある程度の知識はありましても全然物の役に立たない、プライマリーケアには。だからもう心臓しか知らない、ほか知らない。だから患者が行くと、これは私心臓ですからあなたほかのところへ行ってくれと、こういうことになるんですね。そういうことではいけないんじゃないか。だから努力目標というのと、今度の教特法のいわゆる義務というのとでは違うわけなんです。

だから、同じ本質的には命なり人間なりを扱う

ところでございますから、もう一度これは文部省はそういうって踏み切られるなら、あなたの方もそういうふうにやっぱり考えなきゃいかぬのじゃないか、こう思います。どっちがいいか、厚生省なりに文部省がおやりになるなら、それならこっこの条件つきというのを外さればいいんじゃないか、こう思うんです。それもおかしいので、ぜひ厚生省としては、努力目標なんというのはいくらでもなんですよ、もうないと同じだ。そういうことを私申し上げて、それで教特法と比べて申し上げているわけなんです。アンバランスがあるんじゃないかということですね。

もう一つ、今度は国家公安委員会の方が見えになっていきます。警察の方に、いわゆる自動車の運転免許証とかオートバイの運転免許証、オートバイは十六歳で取れるんです、自動車が十八歳か二十歳までは取れるわけですね、練習すればそれで仮免許証というんで、ここで言えば指導教員というものが横について、町の中を少し走れるようになるかと、そうすると免許証を与えて、与えてしまおうという何にもないんですね。年間九千人近い人たちがいわゆる自動車事故で死んでいるわけなんです。その周辺の人があつて、二十四時間以上たつて、四十八時間なり三十六時間なりを見ますと、もともと大勢の人が交通事故で苦しんでいると思うんですね。それにもかかわらず、わずか二十から十八ぐらいの人にそういう免許証を与えてしまふと、その次のいわゆる免許の検査といいますが、そういうときでは何のおとがめもない。それはそれでよいとお考えなんです。道路整備とかそういうものには一生懸命おやりになる、標識なんか一生懸命つける。条件整備はおやりになっているけれども、人間の方についてはほとんど私見をどうやらないで、技術ばかりじゃないか。人間をどうやって見ているかということがない、ひとつ公安委員会の方の御見解を承りたい、こう思うんです。

○説明員(斎藤三郎君) お答えいたします。先生御指摘の件につきまして、例えば一年間条

件をつけて違反その他ございましたときは厳しくしまして、あるいは教育の機会を多く設けて、交通事故あるいは違反の減少と申しましようかをな

くするように努力すべきじゃないかという御指摘かと思ひます。統計等を見ましても初心の運転者の事故率等は大変高うございまして、私も単に取り締り上の規制とかその他の他だけではなしに、教育の重要性というものは十分感じて

いるところでございまして、そのために六十一年の一月からは初心運転者講習というものを道交法上明記しまして、これを実施しているところであり

ますし、あるいは初心運転者がまず受けまして、ほとんどの方が入られます指定自動車学校における教育の充実ということで努力を続けているつもりでございますが、この点十分かということになりまして、まだまだ私も努力すべき点があるかと考えております。

初心運転者の、先ほど先生御指摘のような行政処分を厳しく行うとかあるいは暫定免許を行うとか制度をとってはどうかというような点、諸外国では一部例もございまして、私もその制度を現在研究しておりますが、我が国におきまして果たしてどのような形であれば、先ほど来御指摘のような教育の面からの充実、事故の減少、安全確保ということで国民の期待にこたえられるのかという点で、これから慎重に努力を重ねてまいりたいというふうに思っております。

○高木健太郎君 今厚生省と公安委員会の方のお話をお聞きいただきましたように、教員だけに非常に厳しいということになっていっているんじゃないか。私は思ひます。それは厳しければ確かにいいのかもしれないけれども、片一方は医師という命を預かるし、免許証の方は、運転免許証の方は人命をいつても損なうようにできている、できているというのはいかぬではないか、そういう危険性がある。こういうものは何らかめ立てがなくて、あるいは改正ということを考えていないわけ、教員のところだけを極めて厳しく、いわゆる条件つきの採用期間を一年にしようとい

うのには、私はどうしても納得できないところがある、こういうことを申し上げたかったわけでございます。

それじゃ、後ひとつ。

○高桑栄松君 それでは、少し高木先生の御質問の時間をいただいて質問させていただきます。

ただいま先生は、心臓だけしか知らないのに医者という意味ではないかと思いますが、私も免許証は持っておりますけれども、私は大変気の弱い医者でございます、病人は命にかかわるから診ない。健康な人だけ診るといのが私の主義で、今現在の私でございます。一応ちょっと弁解をいたしまして、視点を交えて質問をさせていただきます。

数日前に、教育助成局長名でアンケート調査結果が配られてまいりました。その最初のイントロダクションに「六十二年度の初任者研修の試行における新任教員、指導教員、校長を対象とした無作為のアンケート調査の結果をお届けする」と書いてございます。ところで、無作為のという無作為ってどういうことでしょうか、お伺いをいたします。

○政府委員(加戸守行君) 今回のアンケート調査は、初任者研修試行の対象となりました教員並びにその当該新任教員に対する指導教員、さらに初任者の所属する校長先生全員に対して無記名でアンケート調査をお願いしたわけでございます。意図的な例えは抽出であるとか、あるいは一定の割合を持って調査をしたということではなくて、全くフリーハンド、その全員に対してそのまゝの状態に調査をさせていただいたという意味で無作為という言葉を使ったと思います。

○高桑栄松君 どんな世界にも約束、定義というものがございますが、無作為と使いますと、今局長のおっしゃったことは全然違うんですね。全数調査を行うことができない、つまり、母集団が非常に大きいときに全数調査はできないわけですね。そのときにランダムサンプリングという方法

でとると、そのランダムサンプリング、無作為標本は大きな母集団を代表することができるといふのは、ほとんど誤差が小さいということをやっているんです。したがって、今のは無作為じゃないんです。

これは、全数調査をなさったんですね。本来は無作為抽出であれば、抽出比率はどれくらいにした、どういう方法をとったか、普通乱数表というのを使うことになっていきます。さいころを使っていたらいいんですけど、自分の意思が入らないで標本を取り出すのを無作為と言っているのではありません。無記名調査というのを無作為とは言わないんです。一つ重要なポイントでございますので、ひとつレクチャーになってしまいましたが、けれども、そうなんです。ですから、例えば選挙の予想なんかは、選挙民に全数調査するのは投票です。これではできないから、それで、千分の一とかなんかの、万分の一ぐらいの調査をするんです。そのときにランダムで出すから初めて母集団を代表できると、こういうのが無作為抽出なんです。その次の抽出割合、抽出方法を聞こうと思ったけれども、できない。これは全数調査であつたということでございます。

二番目ですね。この一枚目を質問するからと申し上げてあります。皆さんお持ちでないと思えますから、一番が「初任者研修をどのようになさるか」と、回答数が、校長、指導教員、試行対象教員となつておりますが、例えば最初のa、「新任教員の資質・力量等を高め、実践的指導力等の向上に役立つ」、校長九百十三、括弧六八・五%。この六八・五%というのはどういうことを意味しているか、意味を説明してもらいたいと思っております。

○政府委員(加戸守行君) この第一問の「初任者研修をどのようになさるか」ということにつきましても、回答者のうち複数回答をされた方が若干いらっしゃるわけでございます。aとbとの複数回答、それからdとeとの複数回答が可能であつたわけでございます。したがって、ま

て、この結果を集計いたしましたのは、回答者数は校長先生千二百三十名のうち回答総数は、複数回答が含まれているために千三百三十四になりました。そこで、その回答数のうちの比率として九百十三の回答がございましたものが六八・五%に相当するということの意味でございます。回答者人数の比率ではなくて、回答数のうちの占める比率という意味でございます。このような数字を入れたのがよかったのかどうかという問題はございませうし、そういった点では大変恐縮でございますが、急いで数字をまとめ、急いで提供したということでございます。先生のおっしゃるとおり趣旨は十分理解をいたしております。

○高桑栄松君 明快に申し上げまして、意味がないんですね。どんなに、解釈しようと思つて私ものうからきょうにかけて、寝ずでと言つてちょっとオーバーでございますけれども、ゆつくり寝ながら考えたんですけれども、意味がないんです。ちょっと説明いたします。面倒ですから。皆さんおわかりにならぬと思つたので、めつたにならぬ、こんな書いてきました。例えば今の校長先生千二百三十名というのですけれども、調査を受ける人が十名だといつたししょう。その人がAといふのに五人回答した、Bに十、Cに十。そうすると、十人のうち五は五〇%、十は一〇〇%でございます。よろしいですね。ところが、これの回答は、回答総数は二十五でございます、二十五。一番こつち側は二十五でございます。そして、二十五分の五です。二〇%というものがAの回答なんです。何の意味がありますかね。Bは四〇%、Cは四〇%なんです。意味がないんです。複数回答の回答総数分のAの回答なんというのはいくらも考えることができません。つまり逆に真ん中の方が意味があるんです。総数十名があつて五〇%はAを賛成したと、それなら意味があるわけなんです。Bは全員賛成した、これは意味があるんです。二十五分の二割つてどういう意味ですか、ないんです、こんなもの、こういうこと。

もう一つ伺います。もう一つ、ちょっといじめのような形になりますけれども、このうちの計といたうのがあるんですね。計の総数が四千八百一、そして対象調査数が校長と指導教員と試行対象教員が四千八百一なんです。ところがオールスターが四千八百一なんです。回答してくれた人の総数は四千五百十八なんです。そうすると、私非常に奇妙だと思つたのは、四千八百一というオール対象者、実際の回答を寄せたのは四千五百十八、そして何やら一番のが四千八百一という、四千八百一が何で合つたんでしょうね。私、これ一生懸命考えたんです。どうしてこれきたのかからない。教えていただきたい。

○政府委員(加戸守行君) 先ほど申し上げましたように、複数回答が校長あるいは指導教員、対象教員それぞれ若干名ございます。その結果として校長、指導教員、対象教員の回答総数を合計いたしますと、偶然にも四千八百一ということ調査対象として予定した人数と同様になつたという全く偶然の一致でございます。意図的なものではございません。

○高桑栄松君 いや、偶然の一致というのはそれは確かにあると思つてます。例えばエイズが杯のやりとりでは一〇〇%うつらないと言つてないんですね。確率は非常に低いけれども、うつるかもしれない。しかし非常に低からますうつらない、ゆえにうつらないと、こゝうなっているわけなんです。百万回に一回であつたとしましても、うつるのは非常に少ないです。九十九万九千九百九十九回うつらないんだから死ぬまでうつらないんじゃないかと思つてます。しかし、百万で一回というのは最初に出てくるかも知れぬのが一回なんです。二回目かも知れないんです。ですから、確率が低いということがそれはうつらないということにはならない。うつるときには一発目でもうつるんです。ですから、そこで偶然といふことはその一発目にうつつたのが偶然だと思つたから、四千八百一が四千八百一と合うことは私はあつたらうと思つてます。どう

考えてもわからない。しかし、四千五百十八名が回答をよこして、その一が数字として狂うための確率は四千五百十八分の一なんです。たった一の数字ですが、四千五百十八分の一が、四千五百十八と四千八百一との差が二百八十三あるんです。ですから私、今少なくとも偶然一致する確率は四千五百十八分の一よりもはるかに小さいと思うんです。ですから、文部省がおっしゃるのはそのとおりだと思いますが、統計学者は恐らく信じないということをちょっと申し上げておきます。確率的になるんです。だからこれはどうでもいいです。偶然だろうと私は認めてもいいと思っています。

もう一つあるんです。そのaというののトータルが一番のところですけれども、さっきのaという回答ですが、校長、指導教員、対象教員

全部集めて二千四百七十三、これをさっきの四千八百一で割って五一・五％と出ている。これが意味ないことはもうお話しいたしましたから、これは聞く必要はないんです。しかし、校長、指導教員、対象教員を集めてどういう方法かで統計をとるといふ意味について意味があるかないか。これらがなかったらもうこの議論が全然意味ないんですから。どういう意味がありでしょうか。

○政府委員(加戸守行君) 括弧の中のパーセンテージは確かに統計学的には意味のない数字でございますが、何となく感覚的な傾向は見ていただけの意味はあったんじゃないかと思えます。

ただ、ここで申しておりますa欄の合計は、少なくとも校長、指導教員、対象教員の中で初任者を研修が新任教員の資質向上等に役立つという回答をされた総数の合計数は意味があるわけございまして、比率につきましては先生おっしゃるとおりでございます。

○高榮榮松君 局長、申しわけないけれども意味がないですよ、足しても。なぜかといいますと、この数字は母集団が違うんですよ、大きさも。それから考え方もみんな違うんです。数字だけいいいますと大きさが違うんです。だから例えば校長

が十人しかいなかった。対象教員は一千人いた。そうすると、十人の中から五人、一千人のうち五百人、五百五人の五なんてゼロに近いわけです。違うんです、これ。ですから、こういうときは、母集団の大きさが違うときに全部を平均しようと思いましたが重平均という方法を使うんです。ないました、何というか、単純に足すのというのは全然意味ないんですね。そして、それを多分意味があるらしく見せるのは錯覚中の錯覚です。私が恐れておりますのは、文部省統計は今まで全部、これだっただけ。私こんなに一生懸命に調べたのになんで。きのうときょうにかけて寝ずに調べたと申し上げましたけれども、それくらい、偶然見つけたらもうこれだ。一枚目でもう終わったんです。二枚目要らない。勉強する必要ない。意味が一つもないんですよ。

しかし、局長さんにそれを言おうと思つたんじゃないんです。私が言いたいののは、これを取り扱つた人、これを見て判じ押した人、答弁に立たされた偉い人、全員がこれを認めている。皆さんは条件つき採用期間を通じて何年たつたのかということとでございませう。パーフェクトなということではないということを申し上げたんです。いいじめるつもりではなかつたんです。パーフェクト

はない。ですから一年の研修でパーフェクトを期す、そんなことはできない。まして条件つき採用期間を一年に延ばすことの意味なんかは、これは研修と全く違うんだから。研修は教員を一人一

人よくしていくためだと私はそれは認めます。しかし条件つき採用期間の意味がありますか。条件つき採用期間を通った文部省の高級官僚も全部これに關しては全員、判こを押した人が何人いるかわからないけれども、全員落第じゃないんですか。私が申し上げた統計学はこれで極めて初歩なんです。

す。これはすぐそう思つて見たんです。
ですから、これは失礼いたしますから、いじめ
たんじやございませんから、担当者を罰しないで
くださいよ、すぐそうなりますから。そしては
いけないと思います。罰するんなら答弁に立つた

加戸さん自身になっちゃうから。だって、御自分認めたからこれをごらんになったと思うんです。大臣は多分ごらんにならないから、何かあれば後ろから何か出るんでしょうから、大臣は知らなかったと思います。

だから、私が今申し上げたいのは、パーフェクトなということを時々口にしておられるけれども、評価のパーフェクトも不可能です。だから、研修はいい。しかし、なぜ条件つき採用期間を延長することに意味があるか、私はもう全くない。それは今これで申し上げたつもりなんです。パーフェクトでない。十年たつても二十年たつても立派な省にいても、パーフェクトの統計なんかいいではないか、こう申し上げたかたんです。ですから、少しきつかったかも知れませんが。私が言いたいのは、私はやはり今度の法改正案に当たりまして、研修そのものは私は認めますけれども、条件つき採用の延長は認めるわけにはいかない、論理的に合わないということです。ですから私は、できるならば政府案は修正されるべきものであるというのを、再び時間をおかりしましたので主張いたしましたして、私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございます。

○高木健太郎君 懲戒免職あるいは分限免職についてお聞きいたしたいと思います。

五十七年から六十二年までの間に懲戒、分限免職によって免職させられた方がかなりおられるわけです。その中で、いわゆる懲戒免職の中に「交通事故」というのが一年に三人とか七人とかおられるわけです。これは、交通事故を起こされて、人身事故を起こされたかにか、いわゆる刑法に反することをやりになったらうとこれはわかりません。「その他」というのがあるんですけども、「その他」は五十七年にもそれからずっと毎年二十人以上の方、六十年には三十人、「その他」として懲戒免職になっておられますが、この懲戒免職になられた「その他」の理由はどういうことなんでしょうか。

○政府委員(加戸守行君) 年によって違います

が、三十人前後の毎年、悲しいことでございますが、懲戒免職者が出ております。例えば、昭和六十一年度におきます懲戒免職は二十九名でございますけれども、内訳を申し上げますと、交通事故に係るもの、これは多分飲酒運転で人を死に至らしめた等の場合が多うございますが、七名でございます。それから児童、生徒への暴力行為によって懲戒免職されたものが二名、無断欠勤等の服務規律違反で免職されたものが二名、それから女性に対するわいせつ行為で免職されたものが六名、飲酒上の事故ということで一名、それのほか公費執行、手当等の受給不正ということで二名、その他九名という内訳になっております。

○高木健太郎君　今度は分限免職のことでございますが、分限免職の中に「適格性欠如」というのがあるわけです。この「適格性欠如」というのはどういうことでございますか。

○政府委員(加戸守行君) 現在、地方公務員法上の分限規定の根拠としては、勤務成績不良の場合、それから心身の故障による場合、その他職務の適格性を欠くものというのが分限免職の根拠規定になっています。

適格性の判断としては、基本的にその職に必要な専門知識能力を備えるとともに、かつ職務遂行に当たっては法令に従うというような考え方が判例では示されているところでございます。一般的に典型的な例としては、当人の素質、能力、性格に等から言ひまして、「公務員たるに適しない場合」で、それが簡単には矯正できない持続性を持つている場合」というのが判例でもございます。基本的には今申し上げたようなことが、非常に抽象的でございますけれども、裁判所の判例において使われている文言でございますので引用させていただきます。

○高木健太郎君 この「適格性欠如」の中には、いわゆる心身障害というものは入っていないんですよか、入っているんでしょうか。「心身の故障」というものはごくわずか一年に一名か二名、あるいはない年もございますが、それは含まれており

○政府委員(加戸守行君) この適格性欠如した免職のケースにつきましては、心身の故障者は入っておりません。心身の故障による免職の場合は、またその都度それはその事由として掲げるような対応をいたしております。

○高木健太郎君 この「心身の故障」というのですが、その心の方には精神性疾患というものは入っているわけですか。あるいは「適格性欠如」の中に入っているのでしょうか。

○政府委員(加戸守行君) 精神性疾患の場合には「心身」の最初の心の方の故障ということによってくるわけでございまして、適格性の欠如の場合にはあらわれまして外部的な兆候によりまして職に適しないという判断をするわけでございますが、そういういった外部的兆候があるいは精神性疾患に起因するということもあり得ると思ひますし、またそういう蓋然性も高いと思ひますが、現実には処分した事由が心身の故障によって免職したのか、あるいは不適格性を理由として免職したのかという処分理由によって分類をさせていただいている次第でございます。実情から申しますれば、確かに先生のおっしゃいますような不適格な教員として認定された場合にも心身の故障に起因するケースはあり得ようと思ひます。

○高木健太郎君 この「適格性欠如」の中には、恐らくそういうものも入っているんじゃないかな。と、いわゆる蓋然性が高いということも言われなわけですから、私もそれはあり得るんじゃないか。ただ、外見上そういうことが、医者に診断を仰いだわけでもないけれども、外見的にそうだからというので「適格性欠如」ということになったんじゃないかと思うんですけれども、今まではこの心身障害の場合には医師二人の診断によってこれを判断しているわけです。

よるものじゃないかと思つた場合には、いわゆる条件つき採用です。それから、その人の気持ちだけでこれを排除することができないわけですね。そのときにも、やはりこれまでのように医師の診断を仰がれることになりますか、どうですか。

○政府委員(加戸守行君) 正式採用後の精神性疾

患による免職の場合につきましては、分限の手続に関する条例の中で医師二人の診断を義務づけられておるわけでございますし、さらに教育委員会では健康診査会というものを設けているケースが多くなつてまいりましたので、医師診断のほかに健康診査会の審査を経る手続をとっている県がふえてまいっております。一方、この条件つき採用期間中につきましては今のような条例の適用はございませんので、法律的には診断を受ける手続の必要はないわけでございますけれども、事はやはりその人間の一生を左右する問題でもございしますから、正式採用するにふさわしくないというような判断をするに当たる理由が今申し上げた精神性疾患であるとするならば、当然に医師の診断を経由した判断材料を備えていくことが適当であらうと思ひます。

○高木健太郎君　だから、それは医師の診断を受けさした方がいいとか悪いとかということも指導教員なり校長がそれを判断するわけですね。だから、適格性の欠如があるという場合に、私はいきなり、いや条件つき採用期間だから、これはどうも適格性がないとして精神性の診断も受けないでこれを排除するということとは、私は非常に問題があると思いますが、その点についてはこの法律ができて、私は人の一生を左右することであるからそういうことをしないで、従来どおりこれはやはりどうも医師に見せた方がいい、あるいは医師に見せるべきである、こう思うんですが、いかがですか。

○政府委員(加戸守行君) 運用の問題としては先生のおっしゃるとおりだと思います。

○高木健太郎君 そうしますと、今まで資格性欠如なりあるいは心身の障害等で免職をさせられた

という人が何人か、余り多くはありませぬけれどもおられるわけですね。これは大体幾つぐらいの年の方が多いかということとはちよつとおわかりになりにくいと思いますが、しかし今度は一年間のいわゆる条件つきの期間があるわけですね、採用期間があるわけですよ。その間に発生してこなければ、これは今までどおりおやりになる。ところが、そうでない条件つきの場合は、これはかなり簡単にやれるんじゃないかということが私は問題になって起こってくるんじゃないかと思ふんですね。

この精神科の、精神病の、精神障害者の発生率といえますが罹病率ですけれども、それを見ますと、ちょうど大学を出て初任者の二十から二十四というような場合は十万人に対して百五十人ぐらいいしからないんですね。ところが、もう三十六ぐらいいから非常に高くなりまして、四十五から五十ぐらいいになりますという、十万人に対して五百

人とか六百人という数があるわけですね。だから、最初のその一年間にそういう発生率、一年間の条件付きの採用期間中に発生するよりも、それよりか後に起こってくる方が非常に私は多いんじゃないかと思う。だから、その条件付き採用期間を半年から一年に延ばすというぐらいのことで、これは適格でないといううなことを判断しても、実はそれよりも後に起こってくる方がはるかに多いんじゃないか。だから、それを半年にしようが一年にしようがもうほとんど誤差のうちである、たった半年ですからね。そういうことで、私は条件付きのその採用期間というものをわざわざ一年にそのために延ばす必要もないのではないかと、こう思うのですが、その点はいかがお考えですか。

○政府委員(加戸守行君) 条件つき採用期間の延長の問題は、その新任教員についての職務遂行能力の実証を得るのに必要な期間が六ヵ月から一年という考え方をとっているわけでございまして、当委員会でもたびたび申し上げておりますように、教員の職務遂行能力の判定という事柄が極めて

て全人格的な触れ合いの中でその能力が発揮されるといふような教員の特殊性があるわけでございますし、また、その職責自体も一年間のサイクルで行われる学習活動の中で展開される事柄であり、また、その勤務する場所が教室という場所であるといふような状況を前提といたしまして、今回の初任者研修の導入によりまして一年間指導教員による指導を受けながら勤務をする。つまり勤務として外部的にあらわれる形態と申しますのは、本人その者が自分の能力の発揮がすべてではなくて、指導教員による指導を受けながらの勤務であるという状態におきまして判断の困難性が極めて高まるという観点から一年にさしていただいているわけでございます。そのことによる効果としましては、適格性を判断する場合のその判断に慎重を期するといふ期間を延長する考え方でございまして、理論としては先ほど申し上げたところでございます。

○高木健太郎君　時間が参りましたけれども私、研修に反対しているんじゃないんです。指導教員がついて研修されるのは非常にいいことだと。何もそれは一年じゃなくてもいい、二年でもいい。しかし条件つき採用期間というものも、そこで排除しようという気持ちで条件つき採用期間というものをつくられたのなら、私はそれはよくない。排除するんじゃないで、その間に育てるので一生懸命させるためにそういう条件つきがついているんだというんないですけれども、そこで悪いやつがいたら外すという意味で条件つき採用期間をおつくりになったんならおかしいじゃないか、それならば、もつと五十でも六十まででもそういうことにしておかなければ本当の意味の適格性というのはわかりませんよと、こういうことを言っているわけなんです。

す。
時間が参りましたので、これで質問を終わります。

○佐藤昭夫君 それでは、前回に引き続いて質問をいたしますが、まず初任者研修本格実施の内容がどうなるのか、その重要な判断の基礎となる試

行実施のための文部省モデル、これに関して若干の質問をいたします。

午前中もちょっとありましたが、指導教員による指導、年七十日程度、センター研修、年三十五日程度、宿泊研修四泊五日、これについては弾力的な幅があるというんですけれども、どの程度の弾力性があるんですか。半分ぐらいにしてもいいんですか。

○政府委員(加戸守行君) これは地域、学校の実情に応じてそれぞれの、例えば学校が予定しております学校行事との関係その他いろいろ多様にあると思いますが、基本的にこういったモデルをおお示しいたしまして、試行段階では校内研修としては七十日程度を実施していただいた県がほとんどでございます。ただ校外研修につきましては三十日程度ということで、多くは三十五日でございますが、都府県市によりましては、これが年間三十日程度あるいは二十五日程度といった実施をされたところも一部ございます。

○佐藤昭夫君 私の聞いているのは半分ぐらいに減らしてもいいのかと聞いている。

○政府委員（加戸守行君） 要は全国的に教員の資質を確保するわけでございます。また全国的な教育水準の維持向上ということが国の課題でもございます。そういう意味では、この研修期間の大幅な違いによって資質向上に差がつくといえますれば、それは国民的な要請にこたえないということになるのではないかと思います。そういう意味で、例えば半分程度ではどうかという御質問でございしますれば、私どもは半分というのはいかがなものかと考えております。

○佐藤昭夫君　だから、弾力性あると言いながら、文部省の指導方法を事実上押しつけるということになりかねないわけでしょう。この試行実施と同様に、新任教員への指導、助言、これは試行実施の場合に「校内体制」ということで述べておったんですが、全学校の教職員の援助のもとに進めるといふこの観点はのとおりですね。

○政府委員（加戸守行君） 校内体制としまして

○左藤昭夫君　ちよつと私の質問に的確に答えては、要項モデルの中におきまして、「関係学校の校長は、試行対象教員に対する学校全体としての協同的な指導体制を確立するため、」云々というのをございますし、また「指導教員は、他の教員と協力して試行対象教員の指導に当たるものとする。」というような考え方もお示ししているところでございます。

○佐藤昭夫君　ちよっと私の質問に的確に答えてくださいよ。試行実施の場合にどうなっているかということは承知の上で聞いているんで、本格実施も同様ですねと聞いているんです。

○政府委員(加戸守行君) 本格実施に当たりましても、指導教員による指導を中核としながら、全校的な協同的指導体制で初任者、新任教員の指導に当たっていただくという考え方でございます。

○佐藤昭夫君 大臣、先日私はこの委員会で、昭和五十一年の学テ最高裁判決、すなわち任命権者が研修を企画するときも教員の自主性、自発性を尊重すべしという判決の引用提示をしたわけでありますけれども、文部大臣もそのとおりだということで答えられたわけでありますけれども、初任者研修に当たってもこの原則は当然貫かれるべきですね。

○政府委員(加戸守行君) 具体的な裁判例の話でございまして私の方からお答えさせていただきませんが、五十一年の学テ最高裁判決で言っております事柄は、研修の基本的な考え方でございますけれども、今回の初任者研修はいわゆる初任者研修に必要な考え方、言うなれば自主的、自発的に行われるべき研修というより、むしろ必要なものとして教育委員会側で受講をお願いする性格のものでございますので、考え方がそのとおり初任者研修に当てはまるというわけではないと思います。研修一般論としてはそのとおりでございます。

○佐藤麻夫君 余りややこしいことを言ってもらったら困るんです。前回私権かめたでしょう。今回の法律改正によって教特法本来の教員の自主研修権を否定するものでもないし弱めるものでもない

いということはあなたも確認をした。だからその立場からいって、行政研修を計画する場合に、その教特法の今回何ら改正をするわけじゃない、従来を踏襲する、そのことも踏まえて今回の行政研修が計画をされているということでしょう。

○政府委員(加戸守行君) 教員の研修は生涯を通ずる研修でございまして、その研修の基本的な考え方は先生のおっしゃるとおりでございまして。今回の初任者研修は、その生涯にわたる研修の一部として行政的な意味合いにおきます法令上の措置をしようとする性格のものでございます。

○佐藤昭夫君　そこで、試行実施の場合にはいわゆる一年間とはいえ条件つき採用期間半年間、こういうことであったんですから、そのことから見ても勢い初任者の研修成績が条件つき採用から本採用、不採用への判定に影響することはないというのは自明の問題であったわけでありますけれども、本格実施の場合にはどういうことになりますか。

○政府委員(加戸守行君) 研修の効果、成果ということを、条件つき採用期間満了の場合の正式採用となるかどうかの判定の基準に使うものではないでございます。あくまでも学校長の勤務評定者としての立場の勤務評定に従って判断が行われる事柄でございます。

○佐藤昭夫君　きのう文部省のお役人が説明に来てくれたときに、現在の試行実施の文部省モデル、これでいきますと、初任者に研修記録を義務づけるということは文部省としては示してないという説明でありましたが、実際は記録作成のために深夜まで忙殺をされる、こういう各地の報告が多々あるわけがあります。これは文部省の指導方法とは違うんですね。

○政府委員（加戸守行君） 初任者研修の試行対象となります教員について、その報告書の作成を義務づけるような内容のものはモデル条項等でも示しておりません。しかし今回の六十二年度、六十三年度の試行と申しますのは、本格実施に当たりましての問題点を探るための、あるいは問題点を

説明するための試行でございますので、その意味におきましては各般の報告を受け、その報告に基づいて今後の本格実施への大きな参考材料とさせていただきますので、結果的には各都府県、指定都市におきまして多様な報告の作成をさせている実態であると承知をいたしております。こういった事柄は六十四年度以降の本格実施の際には必要なくなる事柄でございますから、現在試行対象教員が非常に負担と感じておられますようなレポート、報告の作成等につきましては、本格実施の際はそのような負担は軽減されるものと思っております。

○佐藤昭夫君　現在も六十三年度試行実施の段階です。しかし、その試行実施の段階で、片や文部省は報告作成のために初任者が深夜まで忙殺されるということは、これは避けるようにというのが文部省の指導方針けれども、実態は違うんですよ。だから、ひとつ実情をよく把握して、そういう過重な負担になっておるようなことがあれば、それは正すということで、鋭意この状況を把握し、指導をしてもらいたい、どうですか。

○政府委員（加戸守行君） 新任、試行対象教員のアンケート調査等でも負担がある程度ございますし、またそういった一部の声も耳にするわけでございます。もともと、もちろんこれは試行に取り組まれます各市町村教育委員会あるいは学校におきまして熱心さの余り過度のレポートの要求等があるケースはあったと思いますし、またそういったような事例は当然に負担軽減のために御努力いただかなければならない事柄だと思っております。

○佐藤昭夫君　とにかく指導の徹底をしないで。次は、昨年の洋上研修で文部省を代表する形で加戸局長が講演を行いました。三十五年も前の山口日記などを例に挙げて教職員組合運動の違法呼ばわり、また社会主義国の誹謗等々重大な話をしておりますことは、マスコミ報道でも多々報道がされておるところで事実であります。この講演の要旨を当委員会の資料として出せということを線

り返し私は早くから要求をしてきたわけでありま

すけれども、テープもとってないしメモもない。文部省の随行者が何人も行っているんですけれども、二けたも三けたも持っているんですけれども、これらは私はおよそ信じられないことだ、こういうことは、ということ

で、引き続き講演の要旨を資料として提出することを重ねて主張するものであります。が、ことしもだがやるのか知らぬけれども、この講演をやるでしょうね、洋上研修で、これについては、きちんとひとつ委員会の参考資料として提出をするということをお願いしたい。

○政府委員(加戸守行君) 初任者研修で、講師の方を十人か十一人乗船いただきましてお話しをいただいておりますが、これらの方々についてのテープ録音等はいたしております。

現在、著作権法におきましては、他人の著作物等を録音するにつきましては……

○佐藤昭夫君 ちよつと問題を広げたいかぬ。あなた自身のテープもとっていないというのは何だと。ほかの講師のことを話しているわけじゃないんです。文部省を代表して講演をやっているんだから、当然そのことについてはその責任があるはずだから、せめてテープか記録ぐらいしてしるべきじゃないか。これからはそういうことできちんとやるかと、こういうことを聞いています。

○政府委員(加戸守行君) 講師につきましては、本人の了解なしでは録音できない事柄でございます。その点は著作権法上の問題があるということをやまず認識していただきたいと思います。

それから、私自身が仮に次の洋上研修に参加し、お話し申し上げるといたしますれば、じゃ、話の要点等はメモにつくりまして、こういった概要の話をしたということは当委員会に報告することではできるとあらうと思ひます。

○佐藤昭夫君 当然のことです。次に、指導教員の問題で若干聞きます。指導教員の業務は、対象新任者の研修成績の評価、これ

も業務の中に入りますか。

○政府委員(加戸守行君) 指導教員の指導は新任教員の手助けをする、あるいはアドバイスを与えるという性格のものでございまして、評価するた

めに指導するわけではございません。○佐藤昭夫君 指導教員と初任者との間には指導、助言という関係があるということは法に書いていますね。そこでそういう指導、助言という、特に指導ということとは指導と被指導の関係、これがあるということでありまして、同時に、先ほど確認したように、研修については本人の自主性が尊重されると。そうしますと、指導教員から憲法、教育基本法に反するような指導があったとき、初任者は拒否できるんでしょうか。そしてその拒否をしたということが不利益となるということとはないですね。

○政府委員(加戸守行君) 具体的イメージがわからないところでございますが、通常そういう指導、助言というのは事実上の行為でございまして、およそ法に触れるということはありません。これと思ひますが、仮にあり得たこととすれば、それは当然のことだと思ひます。

○佐藤昭夫君 教科の指導、国語とか算数とか等々教科の指導、あるいは子供に対する生活指導、こういう問題で新任の教員とそれから指導教員との間で意見が違つたとき、これは最後は私は実際にクラスを担任しておるその教員、初任者の判断に任せられるという問題だと思ひます。それと、そういうことではないのか。そしてそのときに指導教員の意見に反対をしたということで不利益を受けるということはないでしょうね。

○政府委員(加戸守行君) 中国の言葉にも「教学相長」ということでございまして、教えることは学ぶこと、学ぶことは教えることでございまして、指導教員と初任者教員とが相互に、また指導の関係を通じながら相互に切磋琢磨する関係になるだらうと思ひますし、そういう事例の一つとして、今お互いの考え方が食い違ふということとは、今お互いの考え方が食い違ふということとは、それは当然あり得ることではございまして、それはお互

いでまたお話し合いをする事柄でもあらうと思ひます。ただ、指導自体は強制でございませぬから、その適切な指導を受けながら新任教員が成長していきまますと同時に、万が一それは指導教員に過る指導があったとするならば、もちろんそれに従ふ必要もないわけではございません。

○佐藤昭夫君 それに従わなかったからといって不利益を受けるということはありませんね。

○政府委員(加戸守行君) そういうことはないと思ひます。○佐藤昭夫君 次に、この文部省の試行実施要領、これによりまして、市町村教育委員会が校長の作成した年間指導計画及び指導報告書、これを付して都道府県教育委員会に研修報告書を出す、こういう仕組みになっているわけではございども、この仕組みというのか、このフローというのか、これは本格実施でも同様ですね。

○政府委員(加戸守行君) 現在、試行段階でございまして、試行の問題点、実情把握のために現在はかなり詳細な報告をとっているところでございまして、本格実施の場合には試行段階ほどのそういった詳細なデータは必要なくなると思ひますけれども、県が実施計画を実施する研修でございまして、その実施権者である都道府県に對しまして報告はほぼこれに近い形で手続はとられるものと思ひます。

○佐藤昭夫君 そこで、校長が初任者を指導をしたその報告書を市町村教育委員会に上げる。そういう際にはこれはなかなか一人でこの判断するということとは難いと思ひます。当然指導教員を含めて教頭等と、いづれにしても指導教員などの意見を聞く、そして校長の報告書をつくる、こういうことになるんでしょね。

○政府委員(加戸守行君) 学校で作成いたしますのは年間の指導計画でございまして、一年間の間にこういうような計画で実施をする、実施した結果がこうであったということではございまして、それは当然のことながら教頭先生あるいは指導教員等に事情を聞いた上で校長が作成するもの

と思ひます。○佐藤昭夫君 そうしますと、そういうふうにして校長の報告書がつくられていくというプロセスでいきますと、結局校長や指導教員の意見が初任者教員の本採用、不採用に大きく影響をするということになるんじゃないでしょうか。

○政府委員(加戸守行君) 研修の報告書は研修の実態の報告でございまして、勤務評定と申しますか、条件つき採用期間の職員の正式採用に当たりましては、その免職をする場合の基準というものは、あくまでも一般的に對外的にあらわれた兆候等によつて判断をするわけではございまして、研修による報告書というだけではなく、まさにその教員が教員としての適格性を有するかどうかというのを、適格性を有しないというふうないろいろな形の外部的材料、これは父兄、児童生徒あるいは校内職員その他いろいろな方面からそういった声が出てくるわけではございまして、研修そのものとは関係しない別途の形で資料提供によつて判断することになると思ひます。

○佐藤昭夫君 その研修の報告、評価と人事といいますが、新任教員の本採用、不採用、これとは別だというふうにおっしゃるんでありますけれども、別なら別ということをはっきりすれば一つは確認しておきましよう。しかしそれは言うものの、さっきの文部省としてモデルとして示している年七十日の指導教員による指導、三十五日のセンター研修、四泊五日の宿泊研修、これに洋上研修が十日間ほど。一年の半分近くを研修に義務づけられるわけでありまして、そうしたらいわゆる勤務評定の対象となる勤務成績、この評定、一年間の半分は初任者研修に従事しているんですから、この勤務成績の評定に大きくそれが左右するということを通して本採用、不採用に大いに関係するということは私は明らかじゃないか。あな

たのようにそれは別問題だと言つたって、それは詭弁じゃないかというふうに思ひます。逆に聞きますけれども、初任者研修がどんなに不成績でも、あるいはもつと言えは初任者研修ど

んなにふまじめでも人事には影響はないですか。

○政府委員(加戸守行君) 教員としての適格性を有するかどうかの観点から判断される事柄でございます。その現象としては、いろいろな形で外部的にあらわれる兆候によって総合的に判断して適格性があるかないかを判断するわけでございまして、その不適格な要素がたくさん並んだうちのひとつとして研修に不熱心、ふまじめというような状態がワン・オブ・ゼムで加わることはあり得ないわけではないと思います。

○佐藤昭夫君 そうすると、ちょっと二つ一緒に聞いたから不正確で、研修の不成功、これは影響しますか。

○政府委員(加戸守行君) 初任者研修はその成績を求めるところではないと思いません。あくまでも本人の資質向上をねらいとするものでございまして、研修によって指導力あるいは教育活動力が高まっていくことを期待するものでございまして、これを点数に換算したり成績を把握するといった性格のものではないと思いません。

○佐藤昭夫君 そうすると成績は関係ない。不熱心な場合には、ワン・オブ・ゼムだということであるから、ここは非常に主観が働く問題でしよう、熱心が不熱心かは、というこの点で私は依然としてこの初任者研修という問題が人事に悪用をされるというおそれ大いにありというふうに思っています。

そのことをさらに裏づけるもう一つの問題としてお聞きをしますけれども、教養審答申はこういうこと書いてましたね。「教育が教員と児童・生徒との全人格的な交流を基盤として行われることから、教員の職務遂行能力については、全人格的な資質能力を把握しなければその実証が困難である。」この立場は当委員会でも局長が相当繰り返し言っている考え方であって、繰り返し答弁の中にも出てきている趣旨であります。そうすると、そういう全人格的な資質能力を把握しなくちゃならぬ。そうすると、この人格の評価というのはどうやって評価するんですか、一人の人間の。これ

は恣意的な評価であってほしくないということ、しかもこれは、さっきも話出てました勤務評定項目についての文部省の案、この中に教員の場合についても「一、二、三、二の(一)が適性、(二)性格。性格というのはどうやって評定するんですか。この性格、人格を評価する客観的基準は何か。説明してもらいたい。」

○政府委員(加戸守行君) 勤務評定を行います場合には、勤務成績と適性、性格に分かれるわけでございまして、勤務成績につきましては五段階評価が行われます。この性格、適性につきましては、例えば性格でございまして、積極的であるか、消極的であるか、謙虚であるかあるいは驕慢であるか、こういったような性格の評語を記載するわけでございまして、いわゆる勤務成績のようないくつかの項目は伴わないものでございまして、その評価が本採用するか不採用するかという一つの分かれ目が出てくるのでしよう。判定を行うわけでは、それで、どこで判定するんですか、性格について。私のような性格は不合格ですか。

○政府委員(加戸守行君) 条件つき採用期間満了後の取り扱いにつきましては、通常の勤務をされた者につきましては自動的に正式採用となるわけでございまして、その免職を行う場合の基準が、勤務成績が不良の場合、心身に故障がある場合、その他職に必要な適格性を欠く場合ということでございます。これはたびたび申し上げておりますが、その教員がとられております対外的にあらわれた行動態様、兆候というものを多くの材料の中で積み上げて見ますれば、教員として適しないというような結果で判断されて免職をされるわけでございまして。そういう意味では、個々の一つの材料だけに即して判断するのではなくて、その行動の全般の中から兆候として出るものを集約して判断をするということになります。

○佐藤昭夫君 大臣、ずっとこの間の議論聞いておられたと思います。一応建前としては初任者研修の成績などは、これは本採用にするか不採用にするかそれには関係ないというふうにおっしゃるんだけれども、いろいろ聞いていきますと、さっきこの成績は関係ない、しかし初任者研修の態度、熱心であるか不熱心であるかという態度、これは関係ないとは言いがたい、ワン・オブ・ゼムだ、こういう話が出てきた。そしてもう一つは、今度は人格がこれが勤務評定の項目にあるんですよ。さっき言いましたように文部省の勤務評定項目にある。それで、この人格をどうやって評価をするんですかと聞くと、これは五段階評価のようないくつかの項目は伴わないものでございまして、その評価が本採用するか不採用するかという一つの分かれ目が出てくるのでしよう。判定を行うわけでは、それで、どこで判定するんですか、性格について。私のような性格は不合格ですか。

○佐藤昭夫君 そうすると成績は関係ない。不熱心な場合には、ワン・オブ・ゼムだということであるから、ここは非常に主観が働く問題でしよう、熱心が不熱心かは、というこの点で私は依然としてこの初任者研修という問題が人事に悪用をされるというおそれ大いにありというふうに思っています。

○政府委員(加戸守行君) 条件つき採用期間満了後の取り扱いにつきましては、通常の勤務をされた者につきましては自動的に正式採用となるわけでございまして、その免職を行う場合の基準が、勤務成績が不良の場合、心身に故障がある場合、その他職に必要な適格性を欠く場合ということでございます。これはたびたび申し上げておりますが、その教員がとられております対外的にあらわれた行動態様、兆候というものを多くの材料の中で積み上げて見ますれば、教員として適しないというような結果で判断されて免職をされるわけでございまして。そういう意味では、個々の一つの材料だけに即して判断するのではなくて、その行動の全般の中から兆候として出るものを集約して判断をするということになります。

○佐藤昭夫君 大臣、ずっとこの間の議論聞いておられたと思います。一応建前としては初任者研修の成績などは、これは本採用にするか不採用にするかそれには関係ないというふうにおっしゃるんだけれども、いろいろ聞いていきますと、さっきこの成績は関係ない、しかし初任者研修の態度、熱心であるか不熱心であるかという態度、これは関係ないとは言いがたい、ワン・オブ・ゼムだ、こういう話が出てきた。そしてもう一つは、今度は人格がこれが勤務評定の項目にあるんですよ。さっき言いましたように文部省の勤務評定項目にある。それで、この人格をどうやって評価をするんですかと聞くと、これは五段階評価のようないくつかの項目は伴わないものでございまして、その評価が本採用するか不採用するかという一つの分かれ目が出てくるのでしよう。判定を行うわけでは、それで、どこで判定するんですか、性格について。私のような性格は不合格ですか。

○佐藤昭夫君 そうすると成績は関係ない。不熱心な場合には、ワン・オブ・ゼムだということであるから、ここは非常に主観が働く問題でしよう、熱心が不熱心かは、というこの点で私は依然としてこの初任者研修という問題が人事に悪用をされるというおそれ大いにありというふうに思っています。

○政府委員(加戸守行君) 条件つき採用期間満了後の取り扱いにつきましては、通常の勤務をされた者につきましては自動的に正式採用となるわけでございまして、その免職を行う場合の基準が、勤務成績が不良の場合、心身に故障がある場合、その他職に必要な適格性を欠く場合ということでございます。これはたびたび申し上げておりますが、その教員がとられております対外的にあらわれた行動態様、兆候というものを多くの材料の中で積み上げて見ますれば、教員として適しないというような結果で判断されて免職をされるわけでございまして。そういう意味では、個々の一つの材料だけに即して判断するのではなくて、その行動の全般の中から兆候として出るものを集約して判断をするということになります。

機会に撤廃をするということで、よく考えてもらいたいというふうに思っています。時間が迫ってきますので、次の問題にいきます。

昭和六十二年度の各県の試行実施のまとめが、この間私が相当言いました、ようやく二十日提出をされました。しかし、その内容を見ますと、極めて文部省の都合のいいように、県からの批判的な意見、これをばかして抽象化した作偽的なものだといふに言わざるを得ないのであります。特に重大だと思ひますのは、子供にどうい影響を与えているかという問題についてほとんど掲げてないんです。一番肝心な問題を、教員の関係で過重負担が起つてくるとか、あるいは代替の教員を見つけるのが難しいとか、そういうことはいろいろ文部省の出したペーパーにはあるんです。しかし、子供にどうい悪影響を及ぼしているかということが全然ない。しかし、実際に府県教委の側からは具体的な報告が上がっているはずでしょう。どういふふうにとらえていますか。

○政府委員(加戸守行君) 初任者研修の試行に伴います児童生徒への影響につきましては、既に試行に参画されました校長先生、指導教員あるいは新任教員に対しましてアンケート調査によつてある程度の数字は把握はできているわけでございます。県としては、全般的なそういう状況を個別的に把握しているわけではございませんので、研修自体の全体的な評価に關しまして事項別に御報告をいただいたわけでございます。特にこのことについて細部の報告等はございません。

○佐藤昭夫君 そんなことないですよ。私は子供への影響という問題を一つ言いました。しかしその他の問題でも、相当具体的に生々しく各県教育委員会からの報告が文部省に届いておるはずだ。だから、その生資料を一遍委員会の参考資料として出せというのをこの間から言うておるのだけれども、それを出したら都合が悪いのか、それを出さないというのはまことに不届きだと思ひますけれども、言い逃れができない証拠を一つ示しましょう。

全国を五ブロックに分けて、教員の資質向上地区連絡協議会というものを開いていますね。これは別名で言えば、要するに初任者研修試行に關する経験交流会みたいなもので、教育委員会レベルの。ただこれは何も秘密会ではないので、ここにもちろん文部省も入つておるし、それから私学関係の教育担当の研究者の方なんか入つて、自由にいろいろディスカッションをしてい、こういうものでありますから、私はたまたま資料を入手しておるんです。例えばこういふふう書いてある。これは関東ブロックで行われた連絡協議会に配付された資料です。

「研修全体に關すること」といふことで、あと個別に、「児童生徒への影響」とか「学校運営への影響」とか「教育研修センターの運営」とか「指導方法」とかいろいろ書いてありますが、一番基本になる「研修全体に關すること」といふところで、「指導教員や補充の教員が初任者の出張時等の代替授業に当たっているが、一人の教員が一連に指導するようには」——一連にというのは通しでという意味ですね。「円滑な連携が取れず、学習の一部に重複・欠落などが出来て学習進度がおくれがちである。特に二、三人配置校」——要するに初任者が二、三人おる、では初任者が同時に出張したときなどは学校全体として補教を出さなくてはならず、学校運営が難しくなるとともに、自習なども生じている。だから、きちつと穴埋めしているわけじゃないんです。自習が起つていて、それからさらに「児童生徒は同じ教科でも授業者が週のうち何回か担任代替者と交互に変わるもので、落ちつきがなくなる傾向と学習に対する不安感をもち、者も出てきている。」「児童生徒への影響」といふようなところでは、「学級担任や教科担任として授業などが断続することから精神的に落ち着かないとか、学習の進度や学力などにやや不安を持つ傾向がある。」、その他、いろいろ書いていますけれども、時間の関係ですべてを紹介するわけにはいきませんけれども。

こういふことでありまして、この五ブロックに分けてやつておる教員の資質向上地区連絡協議会というのは文部省予算をつけて、それで、さっき言いましたように、いろんな人も加わつてディスカッションをやつて報告書をつくつてい。文部省予算をつけて報告書を出しているんですよ。これはもう公の資料だから、当委員会にひとつ資料として、法案がどうなるならぬにかかわらず、初任者研修の試行がな本年度いっぱい続くわけですし、資料として出してもらいたいと思ひます。

○政府委員(加戸守行君) ちょっと今、事務的にどのような資料かはわかりませんが、私の想像でございませうけれども、そのブロック会議等でそれぞれの報告者等が討議資料として内部的につくられた資料ではないかと思ひます。そういう意味で、当委員会に提出するにふさわしい資料とは考えません。

○佐藤昭夫君 私がさっき言いましたように、文部省の予算をつけているんですよ、この協議会に。

○政府委員(加戸守行君) このブロック会議の開催費につきましては、文部省で予算を執行いたしております。

○佐藤昭夫君 そうであれば、文部省が予算をつけておるそういう公の会議においてそこに出席した資料、そうして、それは参加者は自由にもらえらという形になつておるんです。だから、自由にもらえら、そういう人から私はちよつと貸してもらつたわけだ。だから、それをなぜこの委員会に資料として出せないんですか。文部省も参加しているんですよ。参加した文部省の職員はそこへ出された配付資料一式をもらつてきてい。それをだ。だからそれを出したいんですよ。それをいよいよ議してはできません、この法案は。

時間です。最後にもう一問聞いておきます。今の私が引用しました報告の中でも、初任者が二人、三人にもなる大変だと言ひますが、京都の実例ですが、南山城養護学校というところで

は、八七年度、教員総数三十七人中初任者が十人です。それで、八七年度は試行実施で、部分実施でありましたからまだしも、これが初任者全員を対象とする本格実施になれば、これは大変なことになるんですよ。こういう初任者の比重の非常に高い学校、こういう学校を機械的にやつたらそれこそ学校運営は大混乱するといふことを、こういう学校があるといふことを、この十人が校外研修といふことで出てしまつたら、それこそ大変なことになるでしょう。学校の運営は、特に障害者という、この子供を世話をする仕事は、その日に臨時パートで行つた人間でうまくやれるものじゃないですよ。本当にその障害者の子供の生い立ちやら心やら、性格やら、そういうことをわきまえて、よく知つておつてちゃんと援助をしていかなくちゃならぬという、こういう実態があるといふことを知つていのかどうか。そして、これに対してはどういふ方針で初任者研修をやつていくのか、どうですか。

○政府委員(加戸守行君) 通例でございまして、全教職員に占める新任教員の比率は三十分の一でございませうか、今先生おっしゃいましたようなケースは、恐らくは例えば新設校であるとか、そういうような事態によつて新採教員の大量配置があり得たケースではないかと思ひます。そういう特殊なケースにつきましては、当然のことながら、校外研修で全員一斉に出るというところは、また学校運営を阻害するわけでございますので、子供の教育が第一でございます。そういう点での配慮等は当然行われていかなるべきケースでございます。また、初任者研修が実施される段階に至りますれば人事配置方針等もそういう初任者を大量に一校に配置をするというケースは考え方が変わつてくるであらうと思ひますし、しかし、さはさりながら、そういう特殊なケースにつきましてはそれなりの特殊な対応といふことはあつていかなるべきことだと考えております。

○佐藤昭夫君 終わります。時間です。
○勝木健司君 いわゆる条件つき採用期間延長の

問題であります。延長される理由というものは一体何なのかということと、また、延長により正式採用に至る基準そのものというものが厳しくなるのではないかというふうに思います。

【委員長退席、理事林寛子君着席】

また、そういうことではないのかどうか、また、どのような基準に基づいて正式任用にせず、免職としているのかもあわせて御説明いただきたいというふうに思います。

○政府委員(加戸守行君) 条件つき採用期間の制度の趣旨と申しますのは、本来教員が公務員として本採用されるわけでございますから、本採用の時点でそれなりの職務遂行能力の実証をした上で採用しているわけでございます。しかしながら、採用試験の成績あるいは面接の結果等によって完壁を期することができませんために、その後の一定期間の間に能力の実証の補完をすという観点から、不適格者排除の趣旨で設けられた制度でございます。

教員につきまして、この職務遂行能力の実証をするというところは極めて難しいというところはたびたび大臣も申し上げてはございますけれども、いわゆる職務遂行の形態が児童生徒に対します全人格的な触れ合いの中で行われるということで、対外的に事務処理はこの程度でできたというふうな観点からではございません。そういった評定の難しさがございまして、さらに、学校という、特に教室という隔離された場におきます教育活動を遂行するわけでございますから、そういった難しさもございまして、さらに、教育課程が一年のサイクルで行われるということで、一年間の児童生徒の成長に就いてその教員の能力の発揮も見られるわけでございますから、そういった総合的な意味におきます勤務能力の判定というのに要する期間が果たして六カ月でいいのかという問題が基本的に根拠としてあるわけでございます。

でありまして、また逆の面から見れば職務遂行である。そういった両面性を持つと同時に、職務遂行のいわゆる教育活動そのものが指導教員によるアドバイスを受けながら行われていて、本人の本来の能力によって職務が遂行されているかどうかという問題が生ずるわけでございます。そういった判定の困難性というのはいわゆる公務員に比しまして極めて困難性が高まる。そういう意味におきまして、この一年間の研修活動の終了した時点で適格性の判定をすることが妥当であるという考え方をとったわけでございます。

また、教員の適格性の問題につきましては、国民の目からも国民の負託にこたえた教育を実施するわけでございますから、よりよい先生を確保してほしいという声もあるわけでございます。そういった国民の批判、非難を招かないような形で適正な制度を運用することが現在の教育公務員に對します、あるいは求められている事柄ではないかと考えておる次第でもございまして、さような理由によりまして現在の六カ月間を一年間に延長させていただく提案を申し上げておるところでございます。

○勝本健司君 条件つき採用期間につきましては、臨教審の答申でも新任教員に無用な不安というものを与えないようにすることが求められておるように思います。そういった意味での運用というものを具体的にどのように行っていくつもりなのかということ、具体的に条件つき採用期間中に免職になった事例とか、あるいはその理由は何であったのかということ、またここ五年間の状況を示していただいて、今そのうち現在係争中のものがどれくらいあるのかということもあわせて御報告をいただきたいというふうに思います。

あわせて正式な採用職員と条件つき採用職員との点で具体的にどのようになっているのか、身分保障などもわかりやすくお示しいただきたいというふうに思います。

○政府委員(加戸守行君) 条件つき採用期間中に

おきます免職の基準は六カ月であらうと一年であらうと考え方は同じでございますが、過去の運用実績を申し上げますと、五十九年度には条件つき採用期間中に免職になった者は二名、六十年年度は一名、六十一年年度は二名でございます。ただ、これ以前の段階におきまして既に本人が適格性が欠如していることを自覚して退職されたケースというのは毎年五名ないしそれを超える人数がいらっしゃるわけでございますが、最後にこういった免職制度を發動した意味におきまして数字がたまたま申し上げた一件ないし二件でございます。

その具体的な事例としましては、例えば昭和五十九年度に起きた二件の事例のうち一つは、その教員が体調を加える、教科経営が不良である、研修に不熱心である、校長の指示に従わない、PTAに暴力を振るうなどといったいろいろな形の兆候が見られまして、全般的に判断して適格性を欠くという判断をしたケースでございます。

それからもう一つの五十九年度の事例は、いわゆる事務処理能力が著しく低くて勤務にたえないといったようなケースでございます。これに對しまして適格性を欠くという判断で免職処分を受けております。それから、六十年年度の一件は、これは精神性疾患によるものでございまして、精神性疾患によって適格性を欠いているという判断をされたものでございます。それから、六十一年度の二件の一つは、女生徒に対する処分決定前に処分案を生徒に漏えいした、あるいは授業における指導性が欠如している、それから女生徒との交際を行って、無免許運転をするなど問題行動が多くて適格性を欠いているという判断された事例でございます。

それから、六十一年度の二件目は、教員としての基本的な素養に欠け、教科指導や校務処理がずさんで、教員としての節度を失うなど適格性を欠くということでございまして、こういったようなことが処分理由でございます。なお、これらのうち裁判上争われたのは二件でございます。現在一件が係争中の段階でございます。

それから、正式採用の者と条件つき採用期間中の者との免職の基準、手続、身分保障についてでございますが、一つは、免職の基準でございます。正式採用職員につきましては、地方公務員法二十八条の分限免職の規定が適用されるわけでございます。その考え方としましては、勤務実績がよくない場合、心身の故障のため職務の遂行に支障があり、またはこれにたえない場合、これらの場合のほかその職に必要な適格性を欠く場合等が分限免職の事由でございます。条件つき採用教員につきましてはこのような地方公務員法の分限規定は適用されませんけれども、これらに準じた考え方と判断されるということで、基本的には勤務実績が不良な場合、心身に故障がある場合、その他の事実に基づいて必要な適格性を欠く場合と、ほぼこれに準じた形で運用がされておるところでございます。

なお、裁判所等におきましても、合理的な判断を超えてはならない、あるいは社会通念上許容されるものという判断の縛りはございますけれども、考え方としては正式採用職員と大幅に考え方が違うということではなくて、考え方はそれに準じた対応で現実に運用され、また裁判所でも認定をされているというところでございます。

なお、懲戒免職につきましては、条件つき採用職員につきましても地方公務員法の懲戒免職に關します二十九条の規定が適用になっておりますので、正式採用職員と同様に法律上の規定に基づき懲戒免職が行われております。

それから、懲戒及び分限の免職の手続でございますが、正式採用職員の場合には処分者が処分事由説明書を交付しなければならぬこととされております。条件つき採用教員につきましては、条例等で定められた場合には処分事由説明書の交付が必要ということでございます。法律上は制度の適用外になっております。

それから、処分に対する不服申し立てでございますが、懲戒免職、分限免職等の不利益処分につ

きましては人事委員会に対し不服申し立てが
ることになっておりますが、条件つき採用教員に
つきましてはこのような地方公務員法上の不利益
処分申し立てをすることはできないこととされ
ております。ただし、裁判所への出訴は人事委員
会を経由しないでストレートに裁判所に訴えで
きることです。

以上のような制度上の取り扱いの差はござい
ます。

○勝木健司君 確かに採用段階で万全を期したつ
もりでも、父母とかあるいは子供の信頼を失うよ
うな、ほんの一部たりとはいえ、問題教師とい
ましようか、そういう先生がたびたび報道され
ております。しかし、このようにだれもが納得す
る理由は別にいたしまして、余り安易に免職が行
われても教師というものを萎縮させ、教育現場を沈
滞したムードにさせることも、優秀な人材とい
うものを採用する上で、誘致する上でも問題とな
るわけでありまして。そういった意味で、勤務態
度、内容等についてはできるだけ客観的なそうい
う正式任用基準というものを示すべきじゃないか
というふうに考えますけれども、文部省の考え方
をお聞きしたいというふうに思います。

○政府委員(加戸守行君) 先ほど申し上げまし
たように、条件つき採用期間中の教員につきまし
ては分限に関する規定の適用はございせんけれ
ども、やはりその条件つき採用期間中の教員とい
えどもおのずから処分をする場合の制限が客観
的に存在するわけございまして、例えば先ほど申
上げました最高裁の判例等におきまして、客観
的に合理的な事由が存し、社会通念上相当とされ
るものであることを要すると言われております。
また、現在までに処分された事例は、だれが
どう見てもそれは余りにもひどいという評価を受
けるような教員でございまして、今申し上げた事
柄は、これを基準として書くというとは非常に
難しいわけでございますが、考え方は分限免職の
規定に準じた取り扱いということでございます。
この考え方は、繰り返しになりますけれども、

勤務実績がよくない場合とか、あるいは心身に故
障がある場合、あるいは引き続きその官職に登用
しておくことが適当でない場合という考え方は、
分限免職の事由に準じて判断される事柄でござい
まして、運用の問題としては、従来からも提訴さ
れました事例はすべて裁判所の認容するところで
ございまして、客観的に合理性があるという判断
をされてきたところでございまして。

〔理事林寛子君退席、委員長着席〕

事は教員の身分にかかるといふ事柄でござい
ますから、この方を残しておくことが教育の世界ではとても
許されないという判断をしたときであり、しかも
それは客観的にだれもが処分事由を見、そして十
人が十人納得し得るようなものというところで、お
のずからその辺の抑制機能は従来からも働いてお
りましたし、今後とも働くものと思っております。

○勝木健司君 一年後に免職になりましたも、我
が国の雇用慣行ではなかなか再就職先というもの
が確保しにくいのが現実であるうかというふう
に思います。例えば、教員としての適格性は有しな
いけれども、社会教育施設や一般行政、そういう
公務員としては適性がありそうという、そういう
った人材についてはそういう分野に積極的に転身
させるというふうな、そういう柔軟なフレキシ
ブルな制度、運用も考えるべきじゃないかという
ふうにお聞きしたいというふうに思います。

○政府委員(加戸守行君) 現実の運用といたしま
しては、条件つき採用期間中の免職はよくよくの
ことでございまして、それに至りますまでの段階
に本人が適格性を欠くという自覚をいただい
てみずから身を引いていただく、なるべく本人に
傷をつけないように、そしてその方が別の職で生
きる道を見つけていただくというふうなことの配
慮は各県でもそれぞれされているところでござい
ますし、先ほど申し上げました分限免職の一名、
二名の以前の段階で毎年五名ないし十名程度の方
が自発的に退職をされていっているわけござい

ますので、そういった配慮は相当なされていると
思います。

ただ、我が国の雇用慣行等種々の問題がいろいろ
あるわけございまして、今後の問題といたしま
しては、適格性を欠く教員への対応は、もちろん
条件つき採用期間中の教員のみならず正式採用
教員の場合にありまして、そういう新しい教
育ではない別の分野で生きる道というのを、転換
できるような方途というのを当然研究してしかる
べき事柄でございまして、私どもも真剣に考え
ていかなければならない事柄と思っております。要する
に周りを、その方が向いていない職業から向いて
いく職業へ変わっていただくような、そういう
一つのムードづくりといえますが、本人に傷をつ
けないで新しい道が選べるような、そういう配
慮というのを考えられてしかるべき事柄でござい
ますし、何も免職だけがベストではございませ
ん。最後にやむを得ない形で抜く手段でございま
すし、そういう対応はそれぞれ各県におきまし
ても真剣に今後十分考えていかなければならない
ことと思っております。

○勝木健司君 いずれにしても、優秀な人、教師
として適性というものを十分持った人が教師にぞ
ひともなりたいたいという、そういう教職界の環境と
いうものを整えていくのが先決だろうというふう
に思います。一般に言われておりますような、で
もしか先生では、どんなに環境を整えてもむだで
あり、初任者研修をやっても意味がないことでは
ないかというふうに思います。でもしか先生の精
神というものを持っている以上、教え、また育成
するということ喜びなど感じることとはどだい無理な話
じゃないかというふうに思います。文部省として
で、そういうでもしか先生でなく、やはり自分の
天命として、教師というものを自分の天命だとい
う、そう思う人たちが一人でもより多く採用でき
るような魅力のある職場環境、またそういう条件
というものをつくるべきであるというふうに考え
ます。採用方法も含めて、文部省の考えを聞い
ておきたいというふうに思います。

○政府委員(加戸守行君) 先生おっしゃるとおり
でございまして、教員にとりまして学校が魅力あ
る職場であることは必要でございまして。そのため
に、私どもは力及ばずでございまして。そのため
は、何と申しまして教員、例えば人材確保法
という大きな施策によりまして教員の給与改善が
なされたところでもございまして、また今後とも
その人材確保法の精神に基づいた処遇の改善が図
られるべきであると思っております。また、職場自体の
問題としまして、学校が生きていく活動
できることが必要でございまして、校長のリーダ
ーシップのもとに活力ある教育が展開される、そ
ういった職場であればあるほど教員が自分でもた
生きがいを感じ喜びを感じることであらうと思
います。そういう学校運営も期待したいわけで
ございまして。

それから、教員の採用の問題でございまして、
各都道府県におきましてもそれぞれ採用に当たり
ましての工夫をいろいろ凝らしているところで
ございまして。一つの例としましては、筆記試験のほ
かに面接、論文、実技、体力テスト、適性検査
といったような各種、多種多様な選考を導入して
きている段階でもございまして、また、この採用
に当たりましての評価の基準の一つとして、クラ
ブ活動の経験、奉仕活動の経験あるいは教育実
習、そういったものにおきまして評価を取り入れて
いくところもございまして、あるいは民間との競
合関係になりますけれども、定数問題あるいは予
算上の関係等もございまして、教員裁定期間がど
うしてもおくれがち点がございまして。この辺は
改善していただきまして、民間企業へ人材が逃げ
ていかないうような採用時期の予定を早めるとい
うことも必要でございまして、そういう各般の施
策を通じてよりよい教員を誘致し、そしてま
た学校自体が教員にとって魅力ある場とするよう
な努力を今後とも続ける必要があるということを
今後の私たちの努力も含めまして頑張りたいと思
っております。

○勝木健司君 次に、幼稚園教員に対する研修に

ついで伺いをいたしたいというふうに思います。

改正案では、幼稚園、盲聾養護学校の幼稚部の教員に対しては当分の間各都道府県で行う研修に任される、そして初任者研修は実施しないこととしておりますが、初任者研修が見送られるに至った事情というものは何であつたのかというその理由をお聞かせいただきたいというふうに思います。

それと同時に、幼稚園における初任者研修本格的実施というものはどういう条件が整つたら行つてもいいのかなというところもあわせて伺いたいというふうに思います。

○政府委員(加戸守行君) 基本的には幼稚園のスケールが、それは市町村による地域差はございますが、おおむね小規模のものでございまして、教員組織も園長のはかに教員数が数名といったようなのが現在の状態でございまして、例えば小中高等学校に比べてその教職員構成自体も何分の一であるというふうな状況でございまして、そういった点で、市町村にもありますが、新規採用される幼稚園の教員の数というのは特定の市町村について見れば何年に一回しかあり得ないという形でございまして、そのために指導教員を配置する等の措置というものは極めて困難な状況もござい

ます。

そこで、今回の法案の中におきましては、こういった初任者研修につきましては市町村教育委員会ではなくて、都道府県教育委員会に行つてもらいたいという考え方を一つ示しているわけでございますが、今言った幼稚園におきまして職員構成が基本的に問題であり、またかつ市町村において採用される何年に一回という状況であり、かつその幼稚園におきまして研修を行うにつきましても、小中高等学校のような場合の体制が組みにくい、諸般の事情等もございまして、現在提案しております法律案におきましては幼稚園については初任者研修と異なる研修を実施していただくということで、具体的には年間二十日間程度、そのうち十日間程度が園内の研修、十日間程度が園外の研修と

いうようなことを想定してとりあえず対応させていただくという考え方で、六十四年度から六十七年度までの間におきまして、この初任者研修とは異なる別途の研修をスタートさせたいと思つてい

るところでございまして。

○勝木健司君 初任者研修を実施されるまでの間は初任者研修と異なる研修を都道府県別に行われるというところでありますけれども、この研修というものを円滑に実施していくためには、都道府県教育委員会に幼稚園担当指導主事等々の配置促進というものが必要と思われるというふうに思うわけでありまして、現状と促進策をお示しいただきたいというふうに思います。また、国の補助等拡充のためにはどのような具体策をとられるおつもりなのかもあわせてお聞きをしておきたいというふうに思います。

○政府委員(加戸守行君) 現在、都道府県教育委員会には幼稚園担当の指導主事といたしましては四十七都道府県、総計といたしまして六十五名いらっしゃるわけでございますが、そのうち専任の指導主事が二十九名、兼任が三十六名という状況でございまして、文部省といたしまして、幼稚園教育の重要性にかんがみまして、できる限り専任の幼稚園教育担当の指導主事が配置されることが望ましいと考えているわけでございますが、御承知のような国、地方を通じました行政改革、いわゆる定員削減の方向の中で大変これは難しい問題はあるかと思ひますけれども、今の幼稚園問題に

関する限りは力を入れてまいらなければならぬ事柄だと思つております。

○勝木健司君 幼稚園等の教員に対して行われる初任者研修にかかわる研修ということで昭和六十四年度から段階的に実施されていく、そしてまた六十七年度から完全に実施することとされておりますけれども、幼稚園における初任者研修というものも本格的に実施になりますと、同じ幼児の保育に当たっております保育所、保育園の保育士の資質等が並んで同じように問題になってくることではないかというふうに懸念するわけでありま

す。両者の保育内容に差があつてはならないというところが前提である以上、保育所、保育園の保育士さんに対する施策というものは問われてくるんじゃないかというふうに思うわけでありまして、幼稚園と保育所、保育園の調整というものが必要ではないかというふうに思われますが、厚生省としての御所見をお聞かせいただきたいというふうに思います。

○説明員(柏崎澄雄君) 御説明申し上げます。保育の資質向上は重要な課題であると考えておりまして、従来から保育士につきましては、各種の研修を行つていくところでございまして、保育は保育所、養護施設など、児童福祉施設で児童を直接処遇いたしている職員でございまして、このような観点から踏まえ、今後ともその研修のあり方などを研究してまいりたいと、かように考えております。

○勝木健司君 文部大臣として厚生省との調整の必要性は感じられておられますか。

○国務大臣(中島源太郎君) 保育園に関しましては、今お答えがあつたとおりでございまして、私も一貫した初任者研修の中で、残念ながら幼稚園、幼稚園につきましては一斉に行う状態にな

い、こういうことであります。その点におきまして今お答えしましたように、当面二十日程度のことで始めるわけでありまして、少なくともその資質の向上につきましては、できるだけ私ども心して、やはり当面私どもの方では幼稚園、幼稚園部分についての資質向上に努力してまいりたいと、こう考えております。

○勝木健司君 次に移らせていただきます。私立学校の初任者研修についてお尋ねいたしますが、まず私立学校の新任教員に対しては、現在どのような研修というものが行われておるのか、実態をお聞かせいただきたいというふうに思います。

かということを決めておるわけでございます。したがって、新任教員の研修につきましても、それぞれの学校法人が個々に責任を持つて具体的な研修を実施しているというふうに私も承知しております。ただ、全私学共通の新任教員の研修は、一部私学教育研究所で行つておるところでございまして。

○勝木健司君 今の財団法人日本私学教育研究所は、どのような活動をしておるのか、お聞かせいただきたいというふうに思います。

○政府委員(坂元弘直君) 日本私学教育研究所というのは、私立学校の中等教育の振興を図るという観点から、学校教育及び学校経営に関する研究並びに私立学校の教職員及び学校法人の職員、役員員に対する研修を行うことを主たる目的として設立された財団法人でございまして。理事長は日本私立中学高等学校連合会、略称中高連と言つておりますが、中高連の理事長をやつております堀越先生が兼務しているところでございまして。

主な研究内容でございまして、例えば六十一年度の事業で見ますと、私学教育の基本、言いかえれば私学教育の使命、特質、理念などに關する研究、それから私立学校の独自性に基づく特色ある教育実践に関する研究、それから私立学校の学習指導、生徒指導等の改善、向上に関する研究、各教科科目並びに特別活動の改善、向上に関する研究などを行つておりますし、研修活動といたしましては、研究所が直接研究所にお越しただいてやつております直轄研修会と称しておりますが、これが二十四県二千三百三十人参加しております。それから全国レベルの全国の私学教育研究審議会というのを年に一回やつております。これに千六百九十六名が参加しております。さらに各地区ブロック、これは六ブロックに分けて地区別の研修会を行つておまして、これが二千六百六十六名参加、それから都道府県別の研修会をやはり行つておまして、全国で四千八百八十二名の参加をしているところでございまして。全体で毎年研修対象人員というのは一万人前後で実施しているという

ふうに私も承知いたしております。

○勝木健司君 私立学校の新任教員に対する研修については本改正案では触れられておられないわけでありましても、教育職員養成審議会の答申の「教員の資質能力の向上方策等について」の中では、「公立学校の新任教員の場合を参考にし、初任者研修を実施することが望ましい。」というふうに提言をされております。私立学校の初任者研修の実施については積極的に進めてほしいところでありましても、一方で公立校と全く同じことを強制されることへの反発もあらうかと思われまします。私立校に対しては初任者研修についての理解を得る努力は文部省としてなされておられるのかどうか。あわせて私立学校に対してどのような研修というものを期待されておられるのか、どのように私立学校に対しての理解を求められているのか。また、どのような研修援助策とかあるいは私立学校に対しての振興策というものをとっていくおつもりなのか、あわせてお伺いをいたしたいというふうに思います。

○政府委員(加戸守行君) 教育職員養成審議会におきまして議論におきましても、国公立だけではなくして私学についても目を向けろという御意見もございました。先生たまたまお触れになりましたような答申になっているわけでございます。

基本的には私学は先ほど私学部長が申し上げましたような建学の精神等もございまして、そこで、私どもとしては、公立学校におきまして初任者研修を参考としながら設置者がそれぞれの学校の実情に応じて自主的に判断して進めていただくことが望ましいと思っております。公立学校におきまして初任者研修と同じようなことを求めているわけではございません。しかし、現実の問題として、それぞれの都府県、指定都市におきまして初任者研修を実施いたします場合には、これは私立学校側の意向にもよりましても、例えば都府県で行います公立学校教員の研修の初任者研修の中にあるいは一部参加して、参加を希望する方を受け入れるということも可能でございます。

し、あるいは私学団体がそれぞれの自主的な対応をすることも可能でございます。取り組み方は多様にあると思ひます。

いづれにいたしましても、私立学校におきまして初任者の資質向上に資する施策をどのような観点から進めようとするかという学校の判断が優先するわけでございますけれども、やはりこの初任者研修制度自体が実践的な指導力の向上を目的としておられるわけでございますので、私学側もそれなりの対応をお願いしたいと思っております。国公立と私学とのそういった意味におきまして制度的な格差ということがあつてはならないかと思っております。しかし、その対応の仕方につきましては、公立学校あるいは都道府県教育委員会側でも援助できること、あるいは共同してできる事柄もあるし、その辺は私学の対応の仕方を今見ているというのが現実の実態でございます。

○勝木健司君 言うまでもないことでありますけれども、私立学校の存在意義というものは独自性、自主性にあるかと思ひます。一つの研修の制度、方法、内容というものを押しつけるのではなく、各私立学校がその要望、必要性に応じて初任者研修を実施しやすい仕組みというものが必要じゃないかというふうに思ひます。

こうした観点から、私立学校の自主的な団体であります。また研修にも力を入れておられるということでは先ほど説明をお伺いいたしました。日本私学教育研究所の事業の拡充というの不可欠じゃないかというふうに思ひます。この研究所の研究事業費及び設備費に対する補助というものは、六十三年度もわずかに四千八百五十一万円というところで、五十九年度から据え置かれたままであります。補助増額の必要と今後の取り組みの方針というのどういう方針をお持ちかお示しをいたしたいというふうに思ひます。

○政府委員(坂元弘直君) 確かに今先生御指摘の補助金の問題につきましては、五十九年度から四千八百五十一万円ですトップになっておりますけれども、この種の補助金は原則毎年一〇％カット

ということでは補助金は処理されてきておりますが、私学教育研究所に対する補助金については前年度同額を私ども最大限の努力をして維持しているところでございます。

ところで、今後も研修の拡充のための手だてとしてこれを拡充すべきではないかという御意見でございますが、今加戸局長からも御説明申し上げましたが、私学側がどういう仕組みを最も望ましいというふうに考えておられるのか。言いかえれば、この日本私学教育研究所を通じて研修を拡充することによって初任者研修を円滑に実施していきたいというふうに考えておられるのか。それとも各都道府県別に中高連というのがございまして、各都道府県別の中高連に国から何らかの援助をし、そしてその都道府県別の中高連で当該都道府県の中の私学の初任者を研修するという仕組みが望ましいかと考えておられるのかというようにも思ひます。国の取り組み方あるいは都道府県の御協力をお願いの仕方も変わつてまいりますので、私も非公式に一度私学の中高連の幹部の方々と意見の交換をいたしました。今後六月に入りましては鋭意関係者と意見を詰めて、関係者が日本私学教育研究所の事業を拡充することによって対応してまいりたいという御意見でございます。

ならば、私どもとしてもそういう方向で事業の拡充のための国の何らかの措置というものを考えていかなければいけないというふうに今考えているところでございます。

いづれにいたしましても、私学の皆さん方とも十分意思の疎通を図りながら対応してまいりたいというふうに今考えております。

○勝木健司君 また話は変わりますが、教員の資質の向上というものは、何と新任の教員だけに要求されるものではないかというふうに思ひます。初任者研修とあわせて現職研修の強化というのをも進めていかなければならないと思うのであります。今後の現職研修のあり方について教員側の答申なども踏まえて、どのような基本的なお考えをお持ちおられるのか、お伺いをいたし

たいというふうに思ひます。

○政府委員(加戸守行君) 教員は生涯研修という言葉が言われますけれども、一生を通じて不断の切磋琢磨が必要なのでございます。また、そのために行政サイドとしてのそれなりの仕組みを提供し、そして資質向上に資する役割を果たすべきであると考えております。

ところで、今回の初任者研修につきましては、先生御指摘のとおり、初任者研修だけではございませんで、生涯における研修の一環としてという考え方で、本法律案におきましても、それぞれの教員の経験に応じた段階的な研修の一環として初任者研修の計画を樹立しなければならぬことといたしております。ここで「教員の経験に応じて実施する体系的な研修」という書き方をいたしております。考え方は、教育職員養成審議会において提言されました、例えば教職五年程度の研修、教職十年程度の研修、教職二十年程度の研修といった節目におきまして、それぞれの一定の期間そのライフステージにふさわしいような研修内容に基づく研修というものを想定しているわけでございます。こういって現職研修に關します体系的な研修計画の樹立ということを今回の法律案では都道府県側に要請するわけでございます。また県側におきましても現職教育の重要性にかんがみまして、今後その発展充実を期していく事柄だらうと思ひます。

ただ、要するに今申し上げました事柄といふものは、やはり研修を実施するためにそれぞれの所要の経費等もかかるわけでございますので、そういった財政的な努力も必要でございます。また国からもそれに対する援助の方策等も今後考えられます。初任者研修を鳴り物入りでスタートさせるわけではございませんで、それなりの現職研修につきましても年次を追いまして充実を図っていく方向に向かうべきであると思ひます。またその努力もいたしたいと思ひます。

○勝木健司君 研修はみんな公平になされなければ

ばならないという事は当然でありますけれども、幾ら公平に研修の機会を設けられましても、研修しても研修を受ける教員によりましては成果はまちまちであらうかというふうに思います。真剣に研修に取り組み、信頼される教師になられる方とそうでない教師と、全く待遇等で差がないとする考え方でありますと、余りにも不公平になりはしないかと思うわけであります。そこで、教員の資質向上策として教員の研修努力なども待遇に十分反映させるようなことは考えられないものかどうか、お伺いしたいというふうに思います。

○政府委員(加戸守行君) 先生の御意見もとてもでございますが、教育の世界というのは大変難しい、複雑な過去の歴史を持っているわけでございまして、言うなれば同一学歴、同一経験年数で同一の給与を受けるということで長年まいっているわけでございまして。一般行政の世界でございまして、例えば一般職の地方公務員につきましても、特定の研修を受けた場合に一号俸の特別昇給を受ける等の制度が運用されているわけでございましてけれども、教育の世界は今までそういった教員間の処遇、待遇の格差をつけることに絶対反対するという空気がございまして、そういった措置を導入することは大変難しいことではないかと思っております。先生の考え方、十分受けとめさせていただきますし、またそのことが、努力し資質向上された者が報われるというふうな空気が教育の世界でも御理解いただけるような時期になりますれば、可能な措置ではないかと思っております。

○勝木健司君 初任者研修の導入は、教師の専門的力量の向上に資することも目的の一つになっているというふうに思っております。教職という職業の持つ専門性につきましてもいろいろな議論があり、教師は専門職だという主張もあるようであります。一方、教師は労働者であるとかあるいは聖職だという議論もあるというふうに聞いております。このことにつきましては、教師というものは、あるべき教師像というものと関連する

ようでありましても、教師という職業の性格についてどう考えておられるのか、文部大臣にお伺いしたいというふうに思います。

○国務大臣(中島源太郎君) 特に教員の資質が大切だということは、この法案の御審議を通じてお願いもし申し上げてきたところでございますが、特に人づくりのもとになります教師像としては、もちろんその児童生徒あるいは教育に対する愛情がまずなければならぬ。同時に、それに対して幅広い知見ですとか、また教育に対する意欲、その職業に対する責任感、それと同時に、もう一つは実践的な指導力、こういうものがあつて初めて培われていくものであらうと思ひますし、また、先ほど先生もおっしゃるように、教員たる者はこれによしとするとところはございませぬから、教員生活を通じて常に学び、研修をし、そしてまた、私どももそれをサポートするような研修の機会をつくっていくことに努力をしていかなければならませぬし、そういう面でもまたこの初任者研修の面では指導教員と初任者のマンツーマンだけでなく、それを囲みます学校全体がサポートし、また、初任者研修の初任者の資質を向上させるということを通じまして、学校全体が活性化をしていくということが望ましい、そのために私どもも最大限の努力をしてみたい、このように考えております。

○勝木健司君 最後になりましたけれども、重ねて文部大臣にお伺いしたいというふうに思ひます。初任者研修が本格的に導入をされて実施されたとしても、制度のみがひとり歩きしていたのでは意味がないのではないかとこのように思ひます。やはりこの研修に係る方々の御理解と信頼というものがなければ、幾らよい制度でも空洞化し、生きてはこないと確信するものであります。この初任者研修を成功に導き、より効果のあるものに育てるために、文部大臣の御決意をお伺いして、私の質問を終わりたいというふうに思ひます。

○国務大臣(中島源太郎君) まさに人対人でございまして、制度というものは根幹をなすものでありますけれども、制度ができたからといって、それでよしとするものではございませぬ。それを培うものは人の協力もございまして、また周囲の熱意もございまして。また先ほど先生から適切な指摘をいただいておりますように、これが国公立のみならず、私立の方々にも建学の精神のもとにこれを御参考にして、こういうものは教員の資質向上に一層の御努力をいただくということがあれば幸いです。また、御質疑の中にもありましたが、その指導する立場にあられる中堅の教員みずからまた前進、前を見てみずからを研修し、そして教養を高めていくことにつきましても御努力あるべきでありましようし、重ねて申し上げますように、この初任者研修の機会をつくつて教員の資質向上に資すること、これができましように今後とも努力をいたしてまいりたい、このように考えます。

○勝木健司君 終わります。

○委員(長田沢智治君) 速記とめてください。

○委員(長田沢智治君) 速記起こしてください。

○下村泰君 既にこの法案につきましても幾日かの審議日数がとられてきたわけでございましてけれども、お話を伺っておりますと教職に携わっている方々は大変だなと私は私なりに感じました。大変だなと思ふ反面、文部省というのは実に先生方に大きな期待をかけているんだな、その割にはそれだけの物を払っているのかいなと思ひますし、わりかた安い給料でござい使われているような気もしますし、本当に先生も大変だと思ひます。私は研修そのものというものはこれはまるっきり否定するものではないかと思ひます。問題は、目的を明確にして、その内容、方法が現状に沿ったものであり、教員の自主性によ来たものであることが基本だと私は思ひます。

○国務大臣(中島源太郎君) 教育というのは人づくりでありますし、また教育をいたしますのも人です。したがって、教員の方々の資質をより高めていただくということが教育の一番根幹になるであらう。教員になられる方々、新しく任用された方々は基礎的な資質はもたらんと持ちてありましようけれども、その方々が初めて教壇に立たれる、教鞭を持たれるというところについては、やはり主に教室で人対人の中で教えるわけでございまして、先生がおっしゃる通りに、教員たる者は自主的研修で常に学んでいくべきではないか、もちろんそうでございましてけれども、その中の初任の間、一番大初な時期でございまして、これはもう学校全体、そして、特に経験豊かな指導教員の方々の実践的な指導を得まして、その間に、資質向上の一番もとになるべきでありますから、資質を高めて基礎的な研修を積んでいただくという意味で、この一年間の初任者研修というものを御提案をしておるところでございまして。

○下村泰君 今、大臣のおっしゃいましたいわゆる教員の資質ですね。こういった過去のいろいろな委員会のものを読ませていただいても、何かびんと来ないんです。これは私は頭が悪いのかと思つて読んだんですけれども、一体資質というのはどういふものなんだろうかと、もつとわかりやうくひとつお答えを願ひませぬですか。

○国務大臣(中島源太郎君) 私がそれを申し上げるほど専門的知識があるかどうかは別といたしまして、資質というものはいろいろなものが要求されると思ひます。その教員たる者の基礎的な学力もございまして、幅広い知見もございまして、うけれども、恐らくそういう基本的な資質と教員としての資質の一番のプラス要因というものは、

いることなんですから、私余り重複したことをお尋ねするのはいやな性格なんですけれども、あえてちょっとやってみたいと思ひます。まず、研修の目的、言葉少なにして明瞭にひとつお願いいたします。

もちろん教育に対する愛情とそれから経験の不足している部分を早く補っていただくということに一番あるんではないかと思ひます。それはあくまでも御自身自身の研修もありましようけれども児童生徒諸君のいろいろな喜び、悩みがありましようし、それからまた言葉にはなりませんけれども、自分の悩みをいろいろなシグナルで子供さんあるいは生徒さんは家庭にも先生にも友達にも出されると思ひます。そのシグナルをどのよう早くキャッチし、どのように理解するか。そして先輩の先生方としてそれを自分の体験を通して早くキャッチできるように、間違ひなく対応できるように、これも私は大きな一つの資質ではないかと思ひます。そういうものをブラッシュしていただく、それを早く身につけていただくというのを私も、私もと言つて間違ひであれば、私は望んでおるところでございます。

〔委員長退席 理事仲川幸男君着席〕

○下村泰君 その資質問題をこつちへひとつ置きまして、一つ教えていただきたいのですが、現在休職中の教員で精神的な疾患によって休んでいらっしゃる方の実態をちょっと教えていただきたいのです。その数、そして原因、対応。

○政府委員(加戸守行君) ちょっと古い数字で恐縮でございますが、最新のデータとしては昭和六十一年度でございますが、現在病気に罹患して休職中の人数が三千七百七十名でございます。そのうち精神性疾患によります休職者が千七百八名でございます。病氣休職者全体に占めます比率が二八・六％でございます。ちなみに四年前でございますが、昭和五十七年の時点におきましては、病氣休職者総数が四千四百名中、精神性疾患による休職者が九百九十四名でございます。比率が二二・六％でございますから、この四年の間に二二・六％から二八・六％まで高まったということが言えるわけでございます。

実態につきましては、その原因別には把握しておりませんけれども、おおむね各県からの状況等を聞いてみますと、やはり生徒指導とか教科指導

上の悩みに起因するものとか、あるいは職場内の人間関係に起因するものとかといったようなことが主たる理由のように承知はいたしております。

○下村泰君 結局、もちろんいろいろな原因はあるでしょうけれども、いわゆる教育体制、教育のあり方、そんなところにも由来するものがある。それから構造的なものも含まれていると私は思います。しかし、子供も悩みの教師も苦悩する現場がそこにあるような気がいたします。少し見方を変えて言わせてもらいますと、こういう例があるんです。

これは軽い知恵おくれのお子さんなんですが、こういうふうに書かれています。これは文章でできていますから読みますけれども、

小学生になったカズオは、文字も数字も読めなかった。勉強はおもしろくなかった。机の前に坐っていることもできなかった。みんなが静かに勉強していると、かれは急に立ちあがり、机の上に乗って、「パンザーイ」と叫んだ。隣の席の子どもの頭をボカンと殴ったり、教室の上のチョーク箱をひっくり返したり。先生がたしなめると、廊下にとび出していく。

「中に入れ！」と先生が命令すると、これみよがしに、廊下を走って、遠くへ逃げていく。先生が追いかけると、校舎からグラウンドにとび出し、校門がけて走っていく。困りはてた先生が、教室にひきかえして、子どもたちの指導をしていると、カズオは、いつの間にか戻ってきて廊下から窓越しに教室の中の様子をうかがっている。

「カズオ、中に入れ！」と先生が命令すると、またバツと廊下を走って逃げていく、というぐあいであった。

一度、職員会議でカズオを物置小屋に閉じこめておこうという案も出されたが、それはいくらなんでも可哀そうだということで、実施されなかった。

カズオが校門から出られないように、門に鍵をかけておいたこともあったが、かれは扉をよ

じのぼって表へ出て、ちやうど停っていたバスに乗りこんで、郊外まで行ってしまったのである。

カズオのためにエネルギーを使ひはたした先生が病気で倒れ、代わりにKという若い男の先生が担任になった。

カズオは、このK先生と初対面のときから、わるさを始めたのだ。K先生は、最初の時間に、子どもたちの名前を次々に呼んでいった。呼ばれた子どもは「ハイ」「ハイ」といつて、手をあげた。やがてカズオの番になった。

「カワカミ カズオくん」と、K先生が名前を呼ぶとカズオは先生のところに、つかつかと近づいていった。そして先生の顔にむかって、ツバをばつとかけたのである。

K先生は驚き、カズオの頭をボカンとやっ。ところが、カズオはニコッと笑つて、こんどは先生の向こう脛を、足で蹴りあげたのだ。

K先生は「痛い」と叫んで、しゃがみこんでしまった。その背中にカズオはびよこんで、とび乗った。怒ったK先生はカズオの首の根を抑えて、もう一度、頭をボカンとやっ。

カズオがわるさの限りを尽くしたのは、そのときからであった。

K先生とカズオの「争ひ」は、毎日のようにつづいた。K先生が「してはいけない」と命令すると、カズオは逆に、そのしてはいけないことをするのだ。

カズオが教室にいと、K先生はほかの子どもの指導が、思うようにできなかった。『しょうがいじ学級』のなかったその学校では、カズオに対して特別な配慮はできなかった。

勉強のできないカズオにはK先生は絵をかかせたり、粘土細工をさせるのだったが、長つづきするはずもなかった。飽きたら、机を押し倒したり、ランマによじのぼったり、奇声を発したり。教室はそのため騒然となった。

K先生は校長に、カズオに自宅謹慎を命じて

ほしいと、かけあった。しかし、カズオは遠い親類に厄介になつてゐるため、自宅での望ましい指導は期待できなかった。

K先生は、毎日、頭が痛かった。朝起きて、学校での指導の準備をしているとき、ふと、「きょう、あのカズオが休んでくれないかな。休んでくれたら、どんなに助かるか」と思うところがあつた。K先生は疲れていたのだ。ところが、そういうときに限つて、カズオは早くから登校して、K先生の顔を見るなり、バツと、ランマによじのぼつてみせた。カズオは元気いっぱいなのである。

「こら！ そんなところにのぼるな。危いじゃないか」とK先生が注意すると、ひらりと先生の頭上めがけてとびおる。先生があわてて両腕で受けとめると、カズオはニコッと笑つて、次の瞬間、バツと先生の顔にツバをかけ、さつと教室の外へ逃げていく。

「こらあ！」と、K先生が追いかけると、カズオは「こらこら、おいで」といわんばかりにグラウンドを横切っていく。教室での指導は、そのために、できなくなつてしまふのだ。

五時限が終わると、カズオをはじめ全部の生徒たちを家へ帰すと、K先生は、ほつとして、あとはしゃがみこんでしまふのが、毎日だった。

口もきけないほど、疲れてしまふのだ。肩をおとして、家へ帰るが、食欲もわかない。風呂に入つて、フトンにつくが、なかなか眠れない。ウトウトすると、夢を見る。きまつてカズオが登場する。カズオを追いかけると、なかなかつかまらぬ。追つても追つても、つかまらぬ。カズオはどんどん逃げていく。

「アッ！ カズオが絶壁から飛びおちた。K先生は驚いてその崖つづみまで行つてみると、カズオは下の谷底へ真つ逆さまに落ちていく。目もさめる。背中が汗でびしょりとぬれている。

もう朝だ。眠い。頭が重い。からだはだるい。起きられない。

おいしくない朝食をとって、学校へ向かう。
そんなとき、「ぎょうは、あのカズオが休んでくれないかなー」とつぶやいてしまう…。

これがこのK先生という方の寄せられたあれなんですから、しかしこの場合、この先生は一体どうしたいかということですよ。

「理事仲川幸男君退席、委員長着席」
この先生はもちろん新任じゃありません。新任じゃありませんが、まだ若いですね。

障害者を例に出しましたけれども、いわゆる通常の児童においても、このK先生以外の初任であれ経験豊かな教師であれ、一人の児童の心をつかまえるということは並み大抵のことではないということです。一般論を教えても役に立たないその子を真に理解するためには、その児童と必死に接しつき合うことから始まると思います。前回私は、教師が児童の心をうまく理解できずに悩んでいることを御紹介いたしました。それは経験のあるなしによるといふよりも、その現場のあり方によって大きく違ってくると思うんです。

局長に伺いますが、この先生は一体どういう研修を受ければいいのかということですよ、このK先生というのは。また、どういう研修を望んでおられると思いますか。もちろん局長は教育者じゃないんだし行政官なんだし、そんな方法はわかり

「ま、せんと言われりやそれまで。それでも結構なんです。ただ、今の例はレファケースじゃなくてあくまでも多くのケースとして考えてもらいたいことなんです。一体このK先生はどんな研修を望まれるか、こういうことなんですが、局長、もしおわかりになったら、お答えがあったら言ってください。」

○政府委員(加戸守行君) 今回の初任者研修は、新任教員が授業を持ちながらあるいはクラス担任をしながら、先輩教員による指導を受けるわけでございますから、当然そのような授業の中で、あるいは教育活動を展開する中でアドバイスを受けるわけでございます。当然そのためにはそういった先輩教員が過去の豊富な経験の中でいろいろ指

導されるわけでございます。そして、そのいわゆる経験豊富な先生が果たして今下村先生が読み上げられましたようなカズオ君のようなクラスを持たれたかどうかという過去の経験をお持ちかどうかによって指導の仕方も違うと思います。自分の自己体験に基づいて、過去の事例はあのときはこういう対応をした、こういう場合はこうではないかというアドバイスもできると思いますし、あるいはそういったような経験がなかったとするならば、自分ならばこうするであろうということの助言をするであろう。それは実地体験に基づかないとしても、別の長い教育体験の中からそれぞれの考えを示されると思います。そういった意味では、一つの対応の仕方は試行錯誤になることもあるあるいは過去の貴重な経験を生かしたアドバイスになるかもしれません。

ういった先輩のアドバイスを自分の大きな悩みとして当然求めるでありましようし、先輩からも指導を受けることであらうと思います。それが結果的に十分解決につながるかどうかということとは難しいと思いますけれども、いずれにいたしても自分一人では悩まなくて先輩教員とともに悩んでもらえるということの心の安らぎは一つあるだらうと思います。

○下村養君 結局、ただこのK先生が就任する前の先生は先輩なんですよ。その先輩の先生が悩んで寝込んでしまつて学校を休んだ、その後へこの若い先生が来たわけです。ですから今の局長のお話だとちよつと間尺が合わないんですけれども、こういうところですからこういう状況もあったということですね。

一番親になるのは、今ここにいらっしやる委員の皆さんも、じゃ一体この先生がどうなったかということはやっぱり気になるところだと思えます。そうしますと、これ概略を申し上げますと、このクラスの子供たちがこの先生にいたずらをするわけですね。そして山というのがあります。子供たちの間に山と言われている言葉がある。それ

はその学校の裏にある山なんですが、その山はがけがありまして、そこからよく子供さんが落ちて負傷するわけですね。ですから山というだけでみんなそこらへ行くことを嫌がる、あるいは鬼門にしておるわけです。そこへカズオが行ったといううそをついて、途中の草原に大きな穴ぼこを掘るわけです。いわゆる落とし穴ですよ。先生は、カズオが山へ行ったというから、あら大変だと、がけから落ちれば自分の夢の中が正夢になるんですから。先生が行きますとその穴ぼこへ落ちるわけですね。そうしますと、その穴の上からクラスの生徒たちが、先生がおっこちた、先生がおっこちたとはやし立てるわけです。そうすると、そこへ上から一人するするおりてくる子供がいる。これがカズオなんですな。さんざん悪さをしたカズオが実は一番先生のことを心配していたということなんです。

そのくだりをちよつと読んでみましょう。

K先生は、はつとした。その子どもはカズオだった。と同時にK先生は、不思議な気持ちになつた。

自分はカズオを憎んでいたが、カズオはこんなにも自分を思ってくれたのだ。
カズオは悪い子どもではなかったのだ。

K先生は、カズオの心のながが手にとるように読めてきたのであった。不思議な体験であった。

「カズオよ、ありがとう」先生は思わず、カズオを抱き寄せて、その頭をなでてあげた。カズオは逃げなかった。なにしろ狭い穴の中である。

上の方では「カズオ！ カズオ！ 先生に叱られるぞ。はやく逃げろー」と、どなっている子どもが何人もいた。

カズオをみると、いつも叱っている K 先生を、子どもたちは知っていて、カズオに逃げろ、といっているのだ。

—私は悪い教師であった、と K 先生は反省した。

この落とし穴事件をさかいに、カズオのわるさは消えていった。教室では、先生の手伝いをよくするようになった。生徒たちに紙を配ったり、黒板をふいたり、花ピンに花をいけたり……。

カズオはこれまでの七年間、だれからも愛されたことがなかったのである。

K先生の顔にツバをかけたのも、逃げ出してK先生に追いかけてもらったのも、また叱られても叱られても、わるさをくりかえしたのも、みなカズオの「愛情」の表現だったのだ。

れはやはり知恵おくれのお子さんのいゝゆる特
有のこういうような症状なんです。こういう経
験です。これは本当にとつと経験だと思ひます
。ですから、この先生にとっては、このカズオ
くん、こういうお子さんのおかげで先生というのほどうい
ものかということをお肌でおわかりになったと思
ひますね。

ですから、教育は人なり、大臣もよくおっしゃいますが、衆参の審議を通してこの言葉が大変よく出てまいります。全くそのとおりだと思います。しかし、そして人と教師との、児童生徒との、れ合いの中で創造されるもの、つくり上げられるもの、これは画一的なものじゃないんです。だから画一的なことを研修をしてもこれは無駄ということがこの例でよくわかります。そのきそのときの状態に応じて、その状況に応じてドバイスは必要だと思えます。これが研修だとうんで、私は、ですから、そのテーマ、形、期間はおのおのその教員、現場のおおののコースによつて違つてきます。だから、自主性にせよおくとやらないという意見があるが、これは私はちよつと間違ひじゃないかと思ひますね。いろいろなもの、すべての時間的精神的余裕というのを全部保障してあげたら、そう御当局の考へているほど新任先生もいい加減じゃないと思ひま

それについていろいろ事例がございますけれど、ある養護学校で講師を呼んで研修会を開こう

とした、勉強しようとした。そうしたら、Aという人に頼もうとしたら、そのAという人は養護学校を否定する人だからだめだと校長が拒否した。だけれども、その学校の先生たちはAさんの考えに賛同するから呼ぼうとしたんじやなくて、否定をしているAさんというのはい体どういう人なのか、その人に否定をしている意見、つまり自分たちの考えと違っている意見を聞こうとして呼ぼうとした。それをだめだと言うのは、これはやっぱりおかしいと思います。そんなことをしていたらいつまでたつたってプラスとマイナスはかみ合わない、こういうことになります。

こういうこともあるんですが、これ福岡県の教育現場なんですけれども、「教師のやる気をそぐ福岡県教育現場」というんです。これは女子の先生です。

今年三月末、突然の辞令で、普通科全日制高校から、一八〇度状況の異なる定時制高校へと転動した。前任校にはまだ四年間しか勤めておらず、しかも、昨年度一年生担任で、今年度は引き続き二年生担任になることが決まっております、張り切っていた矢先のことだった。

四月一日、かなり不服ながらも、新しい職場を訪れると、早速、今まで一度も担当したことのない科目の授業をしてくれということと、三年生の担任をしてくれということをお願いされた。科目の件は引き受けたものの、担任の件は、とても自信がなく断ったところ、「あなたがやらないとすれば、新採の先生が担任をやらなければならぬのですよ。あなたは、新採の先生にやれども言われるのですか」と、かなり強い語調で言われ、結局、学校のしくみも学校の地図もよくわからない状態で、担任をもつことになった。

この先生大変苦しんだ。つい先ごろ、九大の心理学の教授をなさっている方が「では、カウンセリングを本格的に勉強してみないか」と声をかけてくださった。私は飛びついた。

しかし、またも上司から「ダメ」との連絡。「勤務時間中だからダメ」(定時制の勤務時間は一時から一〇時までであるが、生徒が来るのは六時で、それまでは実質的に時間は、あいている。講義は、週二度、それも午後三時までで、差しつかえはない)。「自分の趣味や好みで勉強するのは許されない」(どうしてカウンセリングが教師にとって個人の趣味や好みになるのだろうか)。

「研修をしろ」「研修をしろ」と言っておきながら、教育センターで行う行政主導の官制研修以外は、すべて受けさせない、県の教育委員会と現場の管理職。日ごろ「生徒のために」と言いながら、県の教育委員会の言うことだけに過ぎたがっている上昇志向の校長、教頭たち。

今、私は全くやりきれない心持ちでいる。こういうふうなあれも出ているんですね。

そうしますと、一体今まで議審されてきている、やれ研修だ何だかんだということはい体どこに意義があるのかな、どこにこういうあれがあるのかなという、だんだん私は疑問を持ってくるんですけれども、これに対して局長何か御意見ありますか。

○政府委員(加戸守行君) 教員がみずからテーマを持ちあるいは悩みを持ち、そのことのためにみずから研修しようとする姿勢、立派なことだと思いますし、またそのために学校運営等に支障のない限りは承認をしていただくというのが現在の法制度の仕組みでございます。

さはさりながら、今の教育界に求められております国民の期待と申しますのは、やはりそれぞれの先生方について、新任の段階でそれぞれ身につけていただくべき事柄というのが多々あるわけでもございますし、そういう意味ではまず学校へ入って教職としての自覚を高めて、まず自分として自立できるようにするための必須条件というものが客観的に存在すると思われまします。そういった基礎的な研修あるいは先輩教員によって実践的指導力を高めてもらうということも大きな必要な事柄でございます。

いますし、両々相まって初めて教員の資質は向上していくものと私どもは考えております。

○下村泰君 しかし本場に局長はまことに何といえますか、弁舌さわやかというか、実にお上手です。私はしゃべるのが商売で四十年やってきたけれども、何を言ってもこたえないし、何を言ってもするす抜かれる。実に見事なものです。話術家としては最高ですね。ただ情がないんだよね、全然。

今私いろいろ例を出して申し上げましたけれども、初任者にとってこそ最も必要なことは現場に即した自主的な研修だということですね。子供との触れ合いの中での研修こそが大切だということです。障害児の場合それはもう極めて特徴的なんです。

現在盲聾養護学校の新卒採用時の教員免許の所持の状況、これはどうなっておりますでしょうか。

○政府委員(加戸守行君) 新採の免許状所有状況というのを把握いたしておりますが、現在盲聾養護学校に勤務しております本務教員数の中の特殊教育免許状所有者の比率は、特殊教育小学校総合いたしましたすと四四・一％でございます。したがって残りの五五・九％の方は免許外の教科担任という形で勤務をされている実態でございます。

○下村泰君 これはもちろん各都道府県で違うと思えますけれども、採用方法はどうなっていますか。

○政府委員(加戸守行君) それぞれの任命権者ごとに各都道府県、指定都市で校種別に教員の採用募集をいたします。そしてもちろん特殊教育の枠の中で合格されて採用される方もございますし、また特殊教育小学校の職員採用枠を設けていないで、つまり全体の教員採用枠の中で採用された中から特殊教育小学校に発令される、そういうケースもございます。一応今のところ四十七県のうち特殊教育小学校の教員採用枠を設けているのが二十二県でございます。失礼いたしました。一応ちょっと今の数字は不正確でございました。

教員採用枠を設けている県の方が多々ございますが、その採用の仕方は県によってさまざまでございます。

○下村泰君 障害児学校の教員さんですけれども、暫定的措置として教免法の特例があつて全く障害児のことを見たこともないという先生も結構多いですが、西崎局長はよく御存じでしょうが、障害児童というのは触れ合う時間の長短がそのまます結果となつてあらわれることが多いわけですね。ですから、先生との顔を合わせる時間が多ければ多いほど効果がある、短ければ短いほど何にもならないということなんです。

ところが、先ほど東京都の、これは昨年何か試行的におやりになったんですね。「新採研指定校としての一年間を省みて」とあります。これは立川の聾学校なんです。このアンケートに対する答えが出ています。毎月、大体二回、月曜日ばかり、午後出かけるので、その新任者が担当した学級又は、教科の教育課程の消化へのマイナスの影響が大きかった。これはそうでしょうね、その先生がいなくてから。それで、ほかの人がやるにしてもその先生と合うやつがないから要するに時間少なくなるわけですね。ですから、結局マイナスの影響の方が多かった。で、「管理者は、新任者が子どもを指導している時間であつたり、担任として、参加しなければならぬ行事や授業がある時間に新任者を集めて、課題別研修や宿泊研修の説明をしたり、計画を立てたりしていた。(管理者も、この研修に新任者を参加させることだけに目が向いてしまひ子ども達へのこまかい配慮がぬけてしまつていた)」。こういったような報告が出ていますね。そうしますと、こういったお子さん方に接し方が今の研修のあり方ではなく大変お粗末になつてきているというのが現状のようですが、どうなんでしょうか、これは。

○政府委員(西崎清久君) 特殊教育の諸学校につきましましては、先生御指摘のとおり、児童生徒が一般の健常児と異なる子供たちですから、先生方に

ことはもろもろの発言やお書きになった物によつて明らかでございますが、竹下総理も戦後教育といふのは否定的に総決算せられるべきものというお考えをお持ちでしょうか。また、竹下内閣が今日進められる教育改革は何を目指して進められるのでありますか、お尋ねをしたいと思います。

○国務大臣(竹下登君) そのとき、私は英語と社会科の一級普通免許状をいただいております。特には社会科のときには現行憲法の特徴について、特に社会科のときには、意味も明瞭に一生懸命子供たちに教えたという記憶を持っております。ただ、憲法問題につきましては、ちょうどあつた青年運動をやつておりましたので、憲法八十九条でございますが、公の支配に属せざる公金を支出してはならないということについて、社会教育団体に対する助成ができませんというふうなことで矛盾を感じたことはございますけれども、本筋、現行憲法の基本についてはよく教えてやつたというふうに私は思っております。

それから、結局大変水準は上がりますし、そして高等教育についても普及徹底したということ、私は、私も十分評価をしておりますが、他方、いわゆる大変な変化が、社会の急激な変化とでも申しませうか、私どものときには考えられもなかった校内暴力でございますとか、まあ私が国会議員になりましたからちょうど三十年目になります、その間、小学校六年生でたしか男女とも身長が十一センチ、目方が三・四キロふえておりますから先生より大きくなったということもあるかもしれませんが、やっぱり校内暴力とか、そういうような我々の時代に意図せざるものが起こつてきたというふうなことで、それからもう一つは、やはり我々の時代、のんびりして、まああのんびりという表現が適切かどうか知りませんが、あくせくいたしておりました受難地獄の問題とかというふうな点についてのひびみというものがあつてきたではないかというふうな感じがしておりますので、そういう、それぞれ個性を伸ばし伸ばしと伸ばすとか、あるいは私が携わつてきた社

会教育関係も生涯教育のつもりでやつておつたこともございましたけれども、そういう点について、新しく出直さなきゃならぬではないかな、こういう感じは持つております。

○久保亘君 教育改革に関する臨教審の三年前に出された第一次答申は、当面の改革の課題として、学歴社会の弊害の是正、受験競争過熱の是正、この二つを掲げております。この二つの課題について余り積極的に取り組まないで、今日、教育改革の最も主要な課題のように初任者研修が取り上げられておることについて、私は大変疑問を感じております。

もちろん、教師が立派な教師になるために研修をすることは大事なことでありまして、しかし、中曽根さんだつて教育改革に関する七つの構想を鹿児島で最初に発表されたときに、教員養成制度、それから採用の多様化、研修の充実、社会人の導入というふうなことを一体のものとして主張されております。また、臨教審も養成と採用と研修と評価は一体的に検討されるべきものと提言をいたしております。にもかかわらず、当面の改革すべき重要な課題が非常にふられておつて、そういう中で一体的に提言されているものの中から研修、しかもその研修を初任者研修という形で部分的に抜き出して提言をされているということについて、これが竹下内閣の教育改革の最も大きな問題であつたのであろうか、私は大変疑問を感じておりますが、総理のお考えを伺いたいと思ひます。

○国務大臣(竹下登君) 確かに戦後の経過を見てみますと、昭和五十五年予算編成のときでございましたが、いわゆる十二年間かかつて四十人学級を実現するというような問題が大きくクローズアップしてまいりました。そのときも、私は過疎の学校でございまして四十人もいなかったわけでございますけれども、私自身そのいわば四十人学級といふものと、教育に対する使命感と愛情と、もう一つはやっぱり能力の問題というのが先生として持つべき要素であるとすれば、やっぱり

能力という問題が、専門的知識と言つた方がいいかもしれませんが、そういう問題がいつの日か問題になるだろうという感じは率直に持つておりました。それが今こういう法律案として御審議をいただけるようになった。ですから考えてみますと八年かかつたという感じがしておりますが、教育といふものはやっぱり時間をかけて少しずつ改革していくものではないかなという感じを深くいたしております。

○久保亘君 余り私の質問、お聞きしたかったことと総理のお答えとか合わない点もございまして、けれども、時間が限られておりますからなかなかなお尋ねしたいと思ひますが、中曽根さんの臨教審設置の伏線となつた京都府会というものがございまして、この京都府会の教育改革に関する提言の中に「できる限り公的機関からの束縛や指導を排除」しなければならぬというのがございまして、私もこの言われた意図が那边にあるのかといふのはいろいろと検討してみなければならぬと思つておりますが、この文言と前に読ましていたどくと大変よくわかるような気がいたしたのでありまして、今度のこの初任者研修が殊さらに研修と条件つき採用の期間の一年への延長とをリンクさせる形で、本来関係のないものをリンクさせる形で提案されているということについて私は公的機関による束縛や指導が強化をされるものではないかということについて大変大きな疑問を持つのであります。これは総理にお聞きいただいておりますし、私も思ひます。

私がお尋ねしたいのは、教育といふのは現場と行政が双方立場を尊重して、その理解と協力の上になり立つものだと思うのでございまして、我が国の教育の現場を総理はどのように御認識になっておられますでしょうか。

○国務大臣(竹下登君) 専門家でございせんので一口に答えるだけの準備が率直に言つてございせんけれども、私は教育基本法というものがあつてそして長い間の議論の末教育委員会というものの質的な変化もなされた今日、教育行政の

立場からの教育委員会といふものとそして現場の先生方と今大変に効果的に機能していらつしやるんではないかと、こんな感じで見ております。

○久保亘君 残念ながら余りよくわかりになっていないのではありませんかと、私こう思ひます。それじゃ、具体的にお聞きいたしますが、研修の新たな制度の対象となる教職員の団体と行政の側というのは、やはりこれらの新たな制度をつくるに当たつては相互に理解を深め合うという努力が必要だということについては、総理同じお考えをお持ちいただけるでしょうか。

○国務大臣(竹下登君) 私もあの当時ジャバニズ・テイチャーズ・ユニオン、JTUというパッジをいただきましたときに大変誇りを持つておりました。がしかし、その後だんだん変化してまいりました。そのうち私も県会議員になつたもので、それから先生をやめたわけでございますけれども、そういう変化した中に何か私の人生観とでも申しませうか、対話と協調の中にあつてこそ繁栄があつて対立と抗争の中には進歩がない、何かその方にだんだん傾向が動いていったような感じがいたしております。しかし、本来私は決して協調して、対話と協調を重ねられていくべきものであるという感じは持つております。

○久保亘君 私もJTUのバッジをつけていたころがございまして、総理とその意味では同志であらうかと思つておりますが、今私は総理がおつしやられました本来の立場といふものをつくり上げていくために行政もまた努力すべきものである、こう思ひますがいかがですか。

○国務大臣(竹下登君) やっぱり当時は行政の方も大変接触しておつたような感じを持つております。それは私自身いわゆる市町村に教育委員会が設置される前という感じで都道府県教育委員会といふものが設置された時期であつたと思つておりますが、そのときは最初は双方に何かそういう努力といふようなものはあつたような印象を今でも持つております。

○久保亘君 いや、それで今日においてもなおそのような努力を双方努めるべきものだ、それが日本の教育を発展させる力になるのではないか、こういうことについて総理の御意見を伺いたいと思っているわけだ。

○国務大臣(竹下登君) 双方とおっしゃいましたが、私はそのことはそれでいいじゃないかと思っております。

○久保亘君 それでは一つ具体的なことを伺いますが、本来研修というものは自主的、自発的に生涯教師が続けるべきものだとは理解をいたしております。その中でやっぱり自主的研修の一つと考

えられる教職員団体による教育研修も戦後一貫して重要な役割を果たしてきたと思うのであります。この研修には、まず最初に日光で開かれました日教組の教研集会に対しては、文部省は当時のたしか私の記憶に誤りがなければ文部政務次官を代表として派遣をいたしました、この教育研究集会こそ日本の教育の新しい夜明けだというあいさつを送られたと記憶をいたしております。その後松田竹千代文部大臣だったと思いますが、教研集会に御出席になられたことがございます。また三木内閣の文部大臣を務められた永井道雄さんは、教研集会の講師を務められたこともありますが、これは間違いかもしれません、たしかさうであったと記憶をいたしております。

それで、そういう教職員団体が自主的に行う研修、そして相互に経験を交流し合う研修の役割というのは、今日の日本の教育にとってやはり大きな役割を持つものだ、このことについては総理も御同意いただけますでしょうか。

○国務大臣(竹下登君) 教研集会というのにも私も出かけたことがございます。この間その資料を、古いものでございますが見ましたら、平衡交付金の話が私にございました、今の交付金の前身でございますが、なかなか勉強しておったもんだなと思つて、みづから感心しておりましたが、ただその教研集会がいわば組合活動の一環としてという、相互切磋琢磨は私はいいと思つております

が、そういう印象を与えるような傾向に変化してきたんじゃないかという、専門的にいつごろからということをお願いするほどの自信はございませんが、そういう変化があったような感じがいたしております。

○久保亘君 私は逆ではないかと思つてゐるんであります。戦後非常に教育諸条件の悪かった時代には、総理が教研集会のメンバーとして御出席になつて、平衡交付金のお話をなさつたというほど財政問題などについて、組合の本来の問題についても議論もしたんだと私は思つております。

今日においては、子供の教育に関して父母も参加する形で非常に熱心な教育そのものに関する議論が行われている。ところが、行政の側がこれに今総理が言われたような位置づけを一方的にすることによつて、この教研集会を援助しない、協力しないというような考え方が強まっているのではないか。そのことが今回初任者研修を義務的な研修として位置づける法律をおつくりになることと裏腹の関係だと私は思つてゐるもので、もっと教職員側が自主的に研修等についても行政としては積極的に協力、援助をすべきものではないか。義務的な研修だけを押しつけていくことが本当にこの教師の研修として意義を持つてゐるのかという点について深い疑問を持っております。それで、きょうはあえて総理に御経験もあら

れる教研集会のことについてお尋ねしたわけであります。

時間が限られておりますから、最後に一つ伺いたいことは、総理が大蔵大臣を長期にわたつてなさつておられますところ、大変教育についても深い理解を示していただいたこともございまして、私記憶をいたしております。しかし、残念ながらその時代に文教予算は年々国の予算に占める率が低下をいたしまして、今日ではついに八割という状況に相なつてゐるわけでございますが、今回この教師としての御経験ももちいで、教育に大変御造詣の深い総理として、この文教予算の問題について、総理のお考えをぜひ承つておきたいと思ひます。

○国務大臣(竹下登君) 私が記憶いたしておりますが、私が大蔵大臣になつてからは四十人学級十二年間というものが出だしてございました。しかし義務教育費国庫負担法の中で、教材費とかそういうようなものを地方に持つていただくとか、そんなことを随分お願いをして、やりくりして予算編成をしておつたわけでございますが、ただ一般歳出に占める割合というものは大体同じように推移してゐるんじゃないかな、こういう認識の上に立つておつたわけでございます。

○久保亘君 これは大変記憶力抜群の竹下総理とは思えない御答弁をいただいたと思つております。一九六〇年は一〇〇台でございますが、今日は八割でございます。その間ちょうど大蔵大臣をなさつておられるころ一〇〇%を切つたんじゃないでしょうか。そういうことなんで、この文教予算が非常に窮屈になつております。このときに、初任者研修を義務づけることによつて八百億の経費が必要だと試算されております。少なくとも内閣総理大臣として、この初任者研修に八百億を投じて義務づけるようになさる場合に、国費としては二百八十億でございますが、これらの経費が文教予算を圧迫することにならないようにしなければ、初任者研修を義務づけることによつて、経済大困ではあるがますます教育文化小国になる心配を私どもはするものでございます。その中には、義務教育費国庫負担法の中で最も基幹的な職員の一つとして言われておる事務職員、栄養職員の人員費をこの国庫負担から排除しようとする考え方も財政当局に長年ございまして。

文部省はこのことに対して強く反対をされてきたと思ふんですが、今度のこの初任者研修にかかわる非常に多くの予算が必要となることによつて、これらの問題に影響が及ぶというふうなことは絶対にないということをお約束いただけたすでしょうか。

○国務大臣(竹下登君) やつぱり私の記憶で一般歳出、いわゆる国債費、交付税除く、そうしますと

と大体一四〇%程度でなかったかと思つております。今の問題でございますが、恐らく先生は、かつて私どもがやつてまいりましたいわゆる概算要求基準、俗稱シーリングのときにその予算の中でのみ込め、そうすれば他のものが幾ばくか枠外に出ていくと、こんなことを御経験上の念頭に置きながらの御質問だと思ひますが、大事なことは大事なことでございまして、それがいわゆる従来の手法の延長の中で数字的にどれだけのみ込めるか、私も今それだけの知識を持ち合わせておりませんけれども、大事なものを大事な予算として獲得するということとは可能なことではないかな、こういうふう

に思つております。

○久保亘君 総理がお答えになりましたのがいわゆる一般歳出ということでおっしゃつたのであります。その点は私も理解ができる点でございます。私は一般会計予算の中の率を申し上げたんでございます。

それで、最後になりますが、こういう初任者研修にかかわる問題などは国民の間にも非常に分かれた議論がございます。とりわけ条件つき採用期間という、この教育公務員にとつて身分にかかわるような問題が研修に事寄せて一年に延長されるというふうなことにについては大変強い反対があるわけでありまして、合意を絶えず旨とされております。総理として、こういった問題については慎重の上にも慎重に国民の合意を求める努力をなさつていただきたいと思います。最後に総理の御意見を伺つて私の質問を終わりたいと思ひます。

○国務大臣(竹下登君) いわゆる研修期間というものが身分不確定である、こういう考え方の御質問かと思つてございますが、私は従来から、やつぱり物さういふ情熱とそして愛情と、そしていま一つがこの専門知識というふうなことをお互いが教育者として備えなければならぬということをお互いを念頭に置きますと、研修期間というものが今御指摘のような状態であつたといひまして、そ

と

と

と

と

と

と

これは、その道に生涯の情熱を燃やそうと思う者にとつてはマイナスの負担というふうには私は考えません。

○粕谷照美君 私、日本社会党・護憲共同、公明党・国民会議、民社党・国民連合の三党及び二院クラブが協議をしてまとめた点につきまして、代表して内閣総理大臣並びに文部大臣に質問をいたします。

第一点は、教員の研修は、教育公務員特例法第十九条及び第二十条に照らしても自主的、自発的に行うことが基本であつて、行政はその条件の整備と機会の保障のために絶えず努力しなければならぬものと思ひますけれども、いかがですか。

○国務大臣(中島源太郎君) おっしゃいますように、教員の研修は、一方におきましては自主的、自発的に行うことが基本でございます。また、前から言つておりますように、一方行政は、そのために条件整備、つまり計画し、その機会を与え、というふうなことに絶えず努力し、その両方が相まちまして研修の実を上げる、こういうことでございます。初任者研修の実施に当たりまして、その理念を尊重しつつ行つてまいらるべきものと、このように考えております。

○国務大臣(竹下登君) 私も、行政は条件整備あるいは機会の保障とか、要するに環境の整備というふうなことに当たるべきものである、新しい教育委員会制度になつた当初からそういうものではなかつたかというふうに思つておりますので、今、研修に対する物の考え方、文部大臣からお答えしたと同じでございます。

○粕谷照美君 第二点は、初任者研修の具体的な内容については、各地域や各学校の実情も考慮し、適切に定めるものとする。また、教職員団体の意見も聞いて、十分な理解の上に進めていかなければならぬものだと考えますけれども、いかがでしょうか。

○国務大臣(中島源太郎君) 初任者研修の具体的な内容につきましては、地域や学校の実情も考慮いたしまして、適切な計画が行われることは当然であります。また、教職員団体ともその理解を得られるように努力してまいりたいと思ひます。

○国務大臣(竹下登君) これは全く文部大臣と考へ方をひとしくしております。

○粕谷照美君 第三点は、初任者研修の実施に当たつては、研修内容の精選、重点化を図ることによりまして、初任者はもとより、学校全体の負担が増加することのないようにしなければならぬと思ひますけれども、文部大臣いかがでしょうか。

○国務大臣(中島源太郎君) 初任者研修の実施に当たりましては、質問の趣旨を尊重申し上げまして、研修内容の精選、重点化を図ることによりまして、著しい負担の増加をもたらさないように努力をいたしたいと思ひます。

○粕谷照美君 第四点は、初任者研修は経験に応じて実施する体系的な研修の一環をなすものとされておりますけれども、今後さらに法制化するという考へはないと理解してよろしうございませうか。

○国務大臣(中島源太郎君) 初任者研修は経験に応じて研修と体系的に一貫性を持つものとされておりますが、経験に即する研修を今後法制化する考へはございません。

○国務大臣(竹下登君) 法制化の考へはないということを私からも確認をいたします。

○粕谷照美君 次に、研修におきましては教職員団体のあり方等に関して不当労働行為と思われるような指導を行つてはならないと考へますけれども、いかがですか。

○国務大臣(竹下登君) 研修において不当労働行為と思われるような指導は、これはやってはならないことだと私も思つております。

○粕谷照美君 第六点は、指導教員の任命に当たつては、本人の意見を聞いて行ふべきであり、本人の意に反して職務命令を行ふようなことは避けなければならぬ、こう考へますが、いかがでしょうか。

○国務大臣(中島源太郎君) 指導教員の職務の性格から見ても、任命に当たりましては本人の意欲を考慮することが望ましい、こう考へております。

○粕谷照美君 第七点は、指導教員は、初任者に対し実践的な研修の指導及び助言を行うことが任務であつて、初任者に対する職務監督の権限はない、したがつて研修の評価を行う立場にはない、こう考へますけれども、いかがですか。

○国務大臣(中島源太郎君) 指導教員は初任者に対し実践的な研修の指導及び助言を行つておりますが、職務監督権を有しておりません。したがつて、指導教員は初任者の評価を行う立場にはありません。

○粕谷照美君 派遣をされます非常勤講師は、初任者の研修に係る代替の職務を主たる任務とするものと考へます。したがつて、必要に応じて出席することができず、職員会議の構成要員ではない、こう思ひますけれども、いかがでしょうか。

○国務大臣(中島源太郎君) 派遣をされます非常勤講師は、初任者研修に係る指導教員または後補充を本来の任務とする者でございます。職員会議の扱いにつきましては、学校において判断すべきものでございまして、おおむね御指摘のような扱いになるものと思ひます。

○粕谷照美君 次に、初任者研修を受ける者は、指導教員の指導及び助言について任命権者または職務監督者に意見並びに要望を述べることと認めるべきであると思ひますけれども、いかがですか。

○国務大臣(中島源太郎君) 初任者の意見や要望を聞きまことは重要であり、考へますので、そのような方向で指導してまいりたいと思ひます。

○粕谷照美君 次に総理並びに文部大臣。初任者研修に要する費用は、現在進められております教職員定数改善計画及び今後策定される計画など教育諸条件整備のための予算に影響を及ぼさないように努力をすべきであると思ひますけれども、いかがですか。

○国務大臣(竹下登君) 教職員定数改善計画等への影響の問題についての御指摘でございますが、そのような意を体して適切に対処することに努力する所存でございます。

○国務大臣(中島源太郎君) 私どもも最大の努力をいたしてまいります。

○粕谷照美君 初任者研修に必要な定数は定数改善計画には含まない、今までの御答弁がそうだったわけですが、文部大臣いかがですか。

○国務大臣(中島源太郎君) 初任者研修の実施に係る教員定数につきましては、現在進行中の教職員定数改善計画に係る教員定数とは別建てで措置する考へでございます。

○粕谷照美君 非常勤講師の手当など自治体の負担とされております経費は、実質的に自治体の負担とならないように財政的な努力を行うべきだと思ひますが、総理いかがでしょうか。

○国務大臣(竹下登君) 今おっしゃいましたような意を体して、適切な対処に努力してまいります。

○国務大臣(中島源太郎君) 最大の努力をいたしてまいります。

○粕谷照美君 以上をもちまして私の質問は終わりますけれども、引き続きましてその他数点につきまして公明党・国民会議の委員から質問が行われます。

○高木健太郎君 それでは、私の方で条件つき採用期間に関する日本社会党・護憲共同、公明党・国民会議、民社党・国民連合、二院クラブで協議の上まとめたものににつきまして三点だけ質問させていただきます。

第一は、条件つき採用期間を経過した教員の正式採用に当たりまして、その職務遂行能力の実証の基準は従来どおりであつて、正式採用となることが原則であるということに変わりはないだろうか、総理にお尋ねいたします。

○国務大臣(中島源太郎君) ただいまの御質問につきましては、条件つき採用期間を経過した者の

正式採用に当たりましての能力の実証の基準は従来どおりと理解をいたしております。

○高木健太郎君 第二点は、条件付きの採用期間中の教員を免職しようとする場合、または条件付き採用期間を過ぎて正式採用とならない場合は、事前に本人から事情を聴取するなど、適切かつ慎重な運用を図るべきであり、また人事院並びに人事委員会は、条件付き採用期間を規則で延長する場合に提訴する権利を保障すべきだと思ひますが、いかがでしょうか。人事院総裁並びに文部大臣にお伺いいたします。

○政府委員(内海倫君) 条件付き採用期間中の職員につきましては、勤務実績が非常に不良であるとかあるいは心身に故障があるというふうな場合には、引き続き任用することが適当でない場合等を含めまして免職することができるといふふうに定められておられますけれども、この場合におきましても、やはり一身上極めて大事なこととございまして、お説のようにその措置については適切かつ慎重にこれを行わなければならない、こういうふうには私も理解をいたしております。

○国務大臣(中島源太郎君) 先生御指摘のような場合は、適切かつ慎重な措置をとりますために本人の事情を聞くことも一つの方法であると考えております。

○高木健太郎君 第三点は総理にお伺いいたしますが、条件付きの採用期間中、教職員団体等に入することによって差別や不利益を受けるようなことがあつてはならないと思うのですが、いかがでございますか。

○国務大臣(竹下登君) これは先生おっしゃいますとおり、条件付き採用期間中に教職員団体等に入することによっていかなる差別も不利益も受けてはならないものであるというふうに私も認識をいたしております。

○高木健太郎君 ありがとうございます。それでは、協議の上まとめましたものの質問は以上で終わります。私からも少し質問させていただきます。

その一つは、生命にかかわるような仕事をしていられる皆さんの免許証交付や自動車の運転免許証交付は、教員のように条件付きではありませぬ。このような状況で、教員の方に条件付きの採用期間を六カ月から一年に延長するということでは、余りに教員に対して厳し過ぎる、かえって教員の志向意欲を減殺するものではないかと思ひますが、いかがでございますか。総理にお願ひします。

○国務大臣(竹下登君) やっぱ児童生徒の人格の形成に大きな影響を与える、そして、教育の成否というものは結局先生方に依存するというところに尽きるのではなからうか。したがって、私は教員としての素地をつくる重要な時期、一年間の研修制度ということにつきましては、そして条件付き採用期間もそれと同じ一年とするということにつきましては、私は情熱と愛情と、そして資質の向上という、三つの点において大体整合性があるんじゃないかなと、専門家がございませぬが、そのような感じを持っております。

○高木健太郎君 総理にお伺いしますが、条件付きの採用期間を一年に延長すること、教員としての適格性を欠いた者に対する年限処分は、教育の国家の将来への影響を憂慮する余り、個人の尊厳と自由を拘束するおそれはないかと思ひますが、ございませぬが、総理はこれについてどのようにお考えでしょうか。

○国務大臣(竹下登君) 適格性を欠く先生方の年限処分、これは他の公務員と同じく客観的基準に基づいて行われるべきものというふうに考えております。採用された先生方、職員が公務員として真に適格かどうかを判断することは、成績主義の原則を貫くために必要不可欠なものであるという基本認識でございます。先生方の条件付き採用期間を一年に延長する措置は初任者研修制度の導入に伴います先生方の勤務形態の特殊性と職務の重要性に基づくものではないか、私なりに、専門家でございませぬが、合理性があるというふうな考え方でお認めをいたしております。

○高木健太郎君 臨教審はその第一次答申で「教育改革は、教育基本法の精神にのっとり進められるものである」ということを前提とするとされておられますが、答申の教育目的には基本法の精神が歪曲されたものになっていて、そういうふうな日教組は批判をしておりますが、これに對しまして日教組の相互理解ということ、日本の教育の将来にとつて非常に重要であると思ひますので、この点をお伺いしたいと思ひます。

○国務大臣(竹下登君) いわゆる新憲法ができて、その後教育憲法とも申すべき教育基本法が制定された。それに基づいてもうるもの教育行政というものが展開されてきたわけでございまして、私はやっぱ教育改革はあくまでもそのことが基本にあるものであるというふうに考えておるところでございませぬ。臨教審答申はいろいろ多岐にわたる問題であります。それが教育基本法そのものの範疇の外にあるというふうなことは私は考えたことはございませぬ。

○高木健太郎君 終わります。

○高桑栄松君 それでは、私は条件付き採用期間六カ月を一年に延長するという改正案について質問をさせていただきます。法律というものは、やぱり何かそこにメリットがなければならぬと思ひますが、この条件付き採用期間を半年を一年にするにやうな理由が、つまり当事者である、受けるメリットあるいはデメリットがあるならばその辺を伺いたいと思ひます。

○国務大臣(中島源太郎君) 今までたびたびお答えをいたしておりますように、いい点と申しますと、この初任者研修制度を導入することによりまして、そもそも教員というものは職務の特殊性がある、その職務遂行能力の判断がなかなか難しいものである、その実証の困難さというものが救済されるという点では、まずこれはいい方の面であらうと思ひます。また、職員の採用を能力の実証に基づいて行うという公務員法上の成績主義の理念が生かされるという点もまたあると思ひます。

また一方で御心配をいただく点があるとすれば、正式採用職員に適用される年限規定の適用がない期間が長くなるという点で御心配の御指摘をいただいております。ところでございませぬ。しかし、条件付き採用職員の分限も正式採用職員に準じまして客観的になされますので、そういう面では今言ったメリットとデメリットとすれば、デメリットの方はそれでカバーをすることによりましてメリットの方が多いというふうに私も理解をいたしております。

○高桑栄松君 大臣は研修のメリットをかなり出されたと思ひますが、研修に伴って条件付き採用期間を延ばすということですね。

そこで、今デメリットで触れた条件付き採用期間というものは正規の職員に準ずるということでありませぬから、したがってこれはやはり身分が不安定である。法律を読みますと、取り扱いは同じだと思ひますが、確かに項目はそうでありませぬけれども、条件付き採用期間というものはいつでもやめさせることができると書いてございませぬ。これはかなりやっぱ表現から私はいふ思うのですけれども、非常にこれはストレスになるというふうな感じがすると思ひます。したががいまして、条件付き採用期間、半年を一年にするということは大きな当事者の身分上の相違がはつきり出ているのではないかと思ひますが、文部大臣、そこはどうお考えになりますか。

○国務大臣(中島源太郎君) これもお答えをいたしておりますように、そもそも教職の身にありませぬ方々は職務の特殊性がございませぬ。それに対してまして初任者研修を行っていただくということ、その単位を一年間とさせていただきますものでございませぬから、その一年間は一方で教え一方で先輩教員から学ぶという二面性を持します。その間の職務遂行能力の判断というものはさらに困難性を増すという点で、今までの六カ月よりは一年の方がより正しからう、こういうことでお願いをいた

しておりまして、今私の申しましたデメリット面は、そういう御心配があるとして御指摘をいただいた部分であるということで、実際には今までも六カ月の条件つき採用期間、これは御自分の条件以外にその職務遂行能力が不可能だという点でおやめいただいた方は一名ないし二名の範囲。そこで、先生が御心配になる半年で一名ないし二名といつても、これを一年に延ばすということは事故が起こる確率は倍になるではないかという御心配ではございますけれども、その後の半年間でそれが大幅にふえておるといふ実績もございまして、それからまた同時にもう一つつけ加えさせていただければ、職務遂行能力の判断は六カ月であれ一年であれ、その判断基準は全く変わるものではないと申さないと申し上げて、その不安の要素が大きくなるということには直ちにかなるものではない、このように考えております。

○高桑栄松君 せっかく総理大臣おいでになっておりますので、私たち何遍かやりとりをした質疑でございますけれども、ちょっと解説をさせていただきます。

三万人に一人とか二人とかいう確率は非常に少ない、だから本当にゼロに近いではないかということでありまして、半年で一人、二人ということでは、期間が倍になればその発生率は倍になるわけですから、それでも三万人のうち二人が四人になってもゼロに近いということは言えるわけですね。しかし、それは確率だけを見ている人の話であります。エイズのときと同じなんです。百万分の一でうつるかもしれないという確率であっても、かかった人、それはもうその人にとって一〇〇%なんですね。ですから、この場合も心身の故障がもし起る確率が前の半年で一人または二人、後一人または二人、三万人ですから二万九千九百九十人かはほとんど問題でないではないかということでありまして、そこにぶつかった人は一〇〇%の不利をこうする。そこが私は指摘したところなんです。エイズも同じなんです。

す。百万人に一人という確率のうつることがあっても、絶対にうつらないというんでない限りは、うつるときにはその人がトップにぶつかるかもしれない。これは確率論と、それから感染あるいはそれに遭遇したその人とは、これは違うということなんです。これは総理大臣の御見解を承るつもりじやなくて、つくせが言わして、レクチャーちょっとさせていただいたわけでございます。

そこで、総理大臣に伺いたいんですが、教員について条件つき採用期間を一年間にする。これは文部大臣からの前の質問に対するお答えをいただいたときに言っておられたんですが、まず研修というものが、そして研修にリンクをさせて条件つき採用期間を一年にした。これは私は条件つき採用というのと研修とは全く違うものと私は思っております。皆さんの質問の中でも、研修は生涯研修なんだから、その意味では長い方がいいのではないかと申すことは言えると思うんですが、したがって、私はなぜリンクをさせるか。文部大臣何遍もおっしゃっているんですけど、これも、この辺の御認識は総理大臣いかがであらうかと、こう思います。条件つき採用期間と研修というものの、私は性質が違ふと思っておりますけれども、これをなぜ一緒にするのか、その理由をどうお考えか伺いたいと思っております。

○国務大臣(竹下登君) 私ども専門家でないものには大変難しい質問でございますが、本当は先生方というのは、いい先生とか悪い先生というのは、本当は教員が評価してくれたときに一番うれいものでございます。先生もそうでございませうし、私もそうでございまして。しかし、いわば要するに一方で教えながら一方で研修を受けるといふ考え方が一年間あるといたしましたならば、やっぱりその適性というふうなものをこの採用条件とするには、それとリンクしておいた方が極めて常識的ではないかなと、こんな感じで私自身は承らせていただきました。

○高桑栄松君 それでは文部大臣に伺いたいんですけど、私の時代はやっぱり条件つき採用期間があつたはずなんですけれども、私も忘れちゃいましたけれども、あつたと思ふんです。私も公務員でございまして。しかし改めて半年を一年にすると言われれば、やっぱり不安感というものが出ると思ふんです。

これは法律をつくる側のお方は、それは自分はいじめているからその痛みは直接ではないと思ふんです。そのフィードバックでやっているだけではない。受ける人は本当にダイレクトに直接それを感じてこらむわけなんです。よく我が身をたづねて人の痛みを知れと、こういう言葉がございまして、これはやっぱり為政者の心ではないかと私は思ふんです。ですから、法律をつくるときには、それを適用される人がどんな立場になるだろうか、どんな気持ちになるだろうか、こういうことを常に考えるのが為政者の心ではないかと思ふんです。管理者の心で法律をつくるのではなくて、それは管理が必要でしょう。しかし、それを受ける人がどんな痛みを覚えるかということが非常に大事だと思ふんです。その意味では私は適格性の判定を半年よりも一年にした方がいいと、もしそういう一般論が、これは一般論だと思ふんです。教員だけ特別であるわけがないと私は思ふんですけれどもね。

というのは、何度もお話ししましたが、教員が確かに子供にとっては神様ですよ。私なんか、小学校でそう思いましたから。しかし我々が大人になつてみれば、教員は神様であるわけがないです。三万人も神様が毎年生まれたんでは、日本じゅう神様で埋まってしまうと、神様以外の人がいなくなるんじゃないかと思ふんですが、まあそれはしかし、子供にとっては神様ですね。しかし、それは教員だけではなくて、公務員だって同じわけだと思ふんです。

したがって、今の職務遂行能力が、半年よりも一年の方がそういう何か起きる確率が多くなるわけだから、それで判定しやすいんだという一般論が通るのであれば、改めてちょっと、御提案というほどではないんですが、全公務員を一年

にするという考えはないか。特に、教員をどうしてもというんであれば、教員と特別関係の深い文部省のお役人、それから教育委員会の公務員の方方は同じ痛みを同じように受けるという意味で、すべて新規採用は一年間の採用期間になさつてはいかがかと、これは見解を承りたいんですが、いかがですか。

○国務大臣(中島源太郎君) これは確かに各公務員ともそれぞれ重要でございますし、また六カ月の条件つき採用期間というものを設けておるわけでございます。その中で、私が再三申し上げておりますように、教育公務員の方々は、主に教室で人と人に対して、人が人を教えるという、その面では本来特殊性がございまして、こう申し上げておるわけでございます。

その特殊性が本来ある方々に対して研修を行うということにつきましては、いろいろな考え方がありますけれども、やはり学ぶことのカリキュラムというものは、教育のカリキュラムはやはり一年と押さえるのが常識であらうとするならば、一年を通じて研修を行つていただく。となつて申すと、その間、先ほども申したことで、重複して申しわけないんですが、教員の方々にしては教えるという職務と、それから学ぶという両面が付随して一年間お過ごしになるわけでございますから、その職務能力の遂行を判断いたしますのもやはり一年というふうに考える方がより正しいのではないかと申すところでお願いを申し上げておるところでございます。

そこで、先生がおっしゃる通りに、さはさりながら何か起きる、例えば事故が起きる確率は倍になるではないかとおっしゃることにつきまして、先ほど、いやそれは大差はございませんと申すことについて、先生は、いや大差がないといつてもその当人にとっては一〇〇%のことである、したがって先ほども申し上げたことでございまして、その御本人の不測の例えは御病氣ですとか、その他の事故によりまして問題につきましては、やはりそれで長期間、相当の長期間やはり療養を必

要とされる、あるいは職場に復帰されることとが不可能であるという場合には本採用にならざる場合があるということをお願いしておるわけでございまして、そのときにはほんのたま六カ月前には健康だったけれども、十二カ月前でちょっと体を壊したという場合にそれで本採用のチャンスがなくなるといふ意味ではございまして、それほど身分が不安定だということを決して増幅するといふようなことは私どもは考えておらないところでございまして。

○高桑松君 身分が不安定でないというお考えであれば、半年にしていわけではないか。ですから、一年にする意味が特にないような御答弁なら半年でよかったですではないか、こう思うんです。

それから、研修期間というものがその人の職務遂行能力を評価するための重要なステップだとすれば、どうして今まで二十日間の研修なのに条件つきは半年であったか。そのときに二十日間であるならば半年でいいと思う、それは合っている。なぜここは合わないであとを合わせようとするのか。これはちょっと私は論理的には合っていないのではないかとと思いますが、いかがでしょうか。

○政府委員(加戸守行君) 現在まで一般的に行われております新規採用職員研修は年間二十日間の研修でございますが、これは集中的にということではなくて、一年間を通じてその中で二十日間の研修が行われるという状態でございまして、言うなれば通常の一般の職員の勤務状態と同じような形で、二十日間程度の研修の場合はこれは教員に限らず通常の公務員等にも行われているわけでございまして、そういった意味の差異はないわけではございません。

今回の制度の問題といたしましては、初任者研修制度を導入いたしまして、まさに先輩教員の指導を受けながら勤務に従事するという形で、その勤務遂行が本人の能力そのものなのか、あるいは先輩教員による指導の結果なのかというように状況

況が出てくるわけでございまして、基本的には今一般的な六カ月の期間との差は当然合理性があると考えられますし、また先ほどから大臣が繰り返して申しております教員の職務の特殊性に由来する勤務遂行能力の実証の困難性がいや増すといふことの意味におきまして、適正な成績主義の理念を達成するために一年とするというところの考え方で提案をしておりますのでございまして。

○高桑松君 精神病、精神病というまじいかな。やっぱり神経性疾患かな。拘禁性疾患ストレスというのがあるんですね。監禁をされているという状態でストレスを起してノイローゼになるという拘禁性ノイローゼというのがあるわけですが、今の指導教員がついて初任者が指導を受けるというところ自体はいいことだと思いますけれども、それが毎々皆さんの御質問にもありました。一年間はどうしても我慢して離婚できないという状態なわけだ。それは、それでも監督する側はやはり指導者だし、指導する側は指導者、受ける側はどうしても受けるんで、受ける側というのは拘束を受ける、監禁を受ける形になると思うのです。監視されるわけですから。ですから、そしてメモをとって、行動のメモが出てくるわけで、それはやはり受け取り方によっては拘束性、拘禁性のノイローゼを惹起することもあるのではないかと。半年なら今までそうだったのだからそれはもういい。

そこで、これに対する御答弁に当たって、総理大臣にやはり最後に、私は公務員だとして同じではないかと思うのです。ですから、公務員が六カ月なんだから、どうしてこれをやはり一年にしなければいけないのか。その勤務遂行能力云々というのはパフォーマンスではないんですね。それは午前中の質問にも私、入れましたけれども、午前中ではなかった、午後でしたか、パフォーマンスではない。そして何年たっても人間パフォーマンスではないです。勤務遂行能力が一年終わったら完璧だなどという人はありませんから。間違ひなく

間違ひが出てくるわけです。ですから、それだと思いますと、やはり教員だけというのは、私どうしても納得できないんです。ですから、他の公務員とのその意味での整合性というのはいやここまではどうなるんだらう。

例えば、総理大臣に聞いてもだめかとは思いますが、何年か、三年ぐらいやったらもう一度考え直すと、何かやはりお考えいたされたらいい。私はできるだけ半年にした方がいいと思っております。研修は一年があれだったら二年にしてもいいと思う。そう思っておりますけれども、総理大臣のお考えを承って私の質問を終わりたいと思っております。

○国務大臣(竹下登君) これも極めて専門的なお尋ねでございますので、正確にお答えするだけの知識が私に不足しておりますと私自身も思っております。

ただ、お話を聞きながら感じておりましたのは、一つはいわば既得権というものが既に存在しておったとすれば、半年が一年になるというのはこれは問題だ。しかし、既得権というものが発生してないところに新たに教職公務員の特殊性からする研修期間との整合性の中で一年という期間が設定されたとすれば、それはそれなりに整合性があるんじゃないかと、こういう感じで承っております。

○佐藤昭夫君 竹下総理に専ら質問をいたします。

まず第一は、去る二十二日、自由民主党安倍幹事長は、遊説先の秋田市内のホテルで講演し、いわゆる奥野発言について、奥野発言はそう間違つたことを言っているわけではないと述べたと報道されました。その後、奥野さんを擁護したものでないといふ釈明もしているようですが、さきの五月十三日の閣議での中尾経企庁長官の発言といい、火のないところに煙は立たないであります。

要するに、問題の根源は、総理、あなた自身が、中曽根前総理でさえ示した十五年戦争は侵略戦争であったというその見解をあなた自身が明確

にしないということが、こんなふうに閣僚や党幹部の誤った発言が次々と出る原因ではないかと私は思うわけでありまして、改めて竹下総理自身の見解を明確にしたいと思っております。

○国務大臣(竹下登君) これもいつも申し上げておるとおりでございますが、政府として昭和四十七年の日中共同声明の中で述べられておりますとおり、過去において日本国が戦争を通じて中国国民に重大な損害を与えたことについての責任を痛感し、深く反省するといふところからの認識というものは不変であるといふふうに考えております。

○佐藤昭夫君 私は、国会、本会議の場でもしばしばそういう方をされました。あるいはまた諸外国が十五年戦争で日本が侵略したと言っている事実があることを認め、それを反省しておるといふ、こういう言い方をされたときもありましたけれども、侵略戦争という認識がどうかということはずばり聞いていますけれども、そこにはずばりとした答えがないんですね。だから、いろいろ言われても、何か答弁をはぐらかしている。片一方、ある時期には奥野発言について、あれも一つの歴史観だといふふうに言われたとかということでありまして、なぜこの問題を改めて聞くかと申しますと、教科書記述に当たって、侵略を進出という用語に改めるべしという文部省が指導方向をとっておるだけに、一体最高責任者である総理があの十五年戦争を侵略と見ていないのか見えていないのか、ここをはっきりしていただかないと、教育上の問題にも影響を与えてくるということとで、あえてお尋ねをしているわけであります。お尋ねします。十五年戦争は侵略戦争と考えているのか考えていないのか、もう一遍お答えください。

○国務大臣(竹下登君) これも戦前の我が国の行為について、これが侵略であるという厳しい国際的批判を受けてきたということは事実であって、この事実は政府として十分認識しております。これをいわば昭和四十七年以来お答えしておることです。

ざいます。

○佐藤昭夫君 もう一遍尋ねます。

諸外国があの十五年戦争を侵略戦争だとして批判をしておられるというその認識は、政府として、外国がそういう批判をしているというその事実については、政府として認識をしているという言い方ですけれども、あなた自身、最高責任者である竹下総理大臣としては十五年戦争をどういう認識か、くどいようですけれども、もう一遍きちんとお答えください。

○国務大臣(竹下登君) これは昭和四十七年以來、今私がお答えしたようにお答えしておることです。私が、本来これについてはいろいろな経緯があったと思っております。先般お亡くなりになった高島判事が当時の条約局長でございまして、私が、私とその辺の事情を若干承知いたしておりますが、したがって、政府として答えたのは、十五年戦争というものの定義があるのかとか、あるいは侵略戦争というものの定義があるのか、そして、この行為は侵略かどうかとか、そういうことに質問が追つかけて来まして、その中で片言隻句が誤解を与えてはならぬという立場からいたしまして、正確に、著音機のようにお答えしてきたわけでございます。したがって、私はその認識の上に十分立てておられるということもあって、これが統一した考え方であるというふうにこれまで申し上げておるところでございます。

君自身が歴史家としてどう思うかという質問もあるでございます。しかし元来この種の問題につきましては、後世の史家これを評価するという答弁も繰り返していただいております。

○佐藤昭夫君 総理自身が著音機のようなという、そういう表現をされることについては、私は一國の総理としていかなかなと、こう思うんであります。それはさておきまして、なぜ私がこういう質問を繰り返すのか、実は国民の中に疑問があるからであります。というのは、中曽根総理の時期に同じような発言をして物議を醸した藤尾文

部大臣というのがありました。あの藤尾文部大臣の発言のときには、結果は当時の中曽根総理が藤尾文部大臣を罷免するという措置をとりました。

今回は竹下総理が罷免という措置ではなくて奥野国土庁長官が辞表を出すという、こういう措置でありました。だから、中曽根前総理と竹下現総理とはこの十五年戦争の認識の問題について、それにかかわる閣僚の一人の発言について態度が違うのかなと、こういう疑問が国民の中から出てくるのは当然かと思えます。こうした点で、いや中曽根前総理のその態度と、昭和四十七年中共同声明で、あれは既にそのころからあった声明であります。中曽根前総理の十五年戦争は侵略戦争と考えるというこの認識と違ふのか同じなのかお聞かせください。

○国務大臣(竹下登君) これは私もよく記憶しております。中国に対して侵略的事実を否定することとはできないと考えておる、こういう御答弁が中曽根総理からあつております。私はそのときの閣僚でもございまして、したがって、その認識は等しくいたしておるところでございます。

○佐藤昭夫君 それでは次の問題に進みます。初任者研修制度についてでありますけれども、本法案によつて条件つき採用期間を六ヶ月から一年間に延長する。これは教育基本法で保障され、教育公務員特例法で一般の公務員にも増してその身分が尊重されなければならないとされている身分保障の原則の根本的転換を意味するものだと思います。わけでありまして、しかも初任者の研修の成績や態度いかんで正式教員への採用拒否もあり得るという仕組みをつくることは、必然的に権力と上司に迎合する教員をつくらうとするものじゃないか。そこで教師の権力統制が教育全体を戦争の道具にしたというあの戦前の苦い反省の上に立って、戦後教育公務員特例法で教員の自主研修権を特別に定めた、この経緯は教職の経験も持つ総理自身もよく御承知のことだと思いませんか。こうした点についての総理の御見解どうでしょうか。

○国務大臣(竹下登君) 私は今回の措置は、先生方の身分を、まず教員の身分を取得した後の条件つき採用期間についての取り扱いでございます。で、研修期間が一年、そして条件つき採用期間というものがそれと整合性のとれた一年になっておるということに私自身は抵抗を感じておりません。

○佐藤昭夫君 総理が大蔵大臣を務めておられた時期、いわゆるこの四十人学級問題でありましたが、当初の文部省の九カ年計画、これを十二年計画に延長させるということになって以来、逐年進んできたわけでありまして、言うまでもありませんが、教員の真の力量発揮のためにいつときも早くこの四十人学級、これを完成させて行き届いた教育条件の整備が必要であります。しかし現状は、九年目のこの一九八八年度、九年目であるにもかかわらず達成率は四〇・〇五％ということでも非常におくれている。政府自身の計画に照らしてもおくれている。いわんや国際的に見れば、今や三十五人学級、三十人学級という時代でありまして、国際的には極めて日本はおくれているというわけでありまして、こういうおくれを来したことにいつてかつて大蔵大臣を務められたあの時期も振り返りつつ、総理としてはどういう反省をなさっているんでしょうか。

○国務大臣(竹下登君) 昭和五十五年予算編成の際、最終的に十二年間と。それはいわゆる小中学校の生徒数の社会増、社会減等を念頭に入れたとしてそして十二年というものが、昭和五十五年といえは財政再建の始まった年でございまして、一番適当であろうというので最終的に決断をいたしましたわけでございます。決断いたしました限りにおいて、私は四十人学級というものの達成のためにはそれは計画どおり物を進めていかなければならないというふうに考えております。ただ四十人というものの、もう踏み切ったわけでございますが、されば三十五人がいいのか二十人がいいのか、いろいろそれは議論があらうと思つておられます。先生方が一人の生徒に一人ついておればい

いという議論もそのときいたしてみましたが、やっぱり子供たちがそれぞれ切磋琢磨する中に教育というものがあつたという限りにおいて幾らか適正であるということ、私は教育の専門家ではございませんので申し上げる自信はございませんが、当時決めた四十人というものはやはり適正なものではないかというふうに考えておるところでございます。

ただ、その後の予算関連等につきまして、いわば地方と国との負担分任というような点について、教材費でございましていろいろな点について御議論をいただきながら予算編成をさせていたただいたという苦しい体験というのは今でも持ち続けております。

○佐藤昭夫君 三十五人が適当か三十人が適当かというそのことを問うているわけじゃないんです。当面国が立てた計画自身も九年目に入りながら約四〇％と、こういう状況のおくれを来しておるといふこのことについて、かつて財政を取り仕切つてきた大蔵大臣の経験も持つ総理として心の痛みは感じていますかと、ここを聞いています。

○国務大臣(竹下登君) その都度毎年毎年、今は忘れましたけれども、生徒数の社会増、社会減というものがあつて、昭和六十六年にはきちんと対応できるという考え方は私は今でも持ち続け、その線に沿つてやってきたと、こういう感じがいたします。

○佐藤昭夫君 終わりますけれども、反省はないですね。

○勝木健司君 昨年八月に臨教審の最終答申が提出され、今国会には教育改革の関連法案が六本提出されるなど、ことしは言うなれば教育改革元年と位置づけることができると思われます。現在本委員会でも審議されておりますこの初任者研修導入のための教育公務員特例法及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律改正案は、その中でも最も重要な法案だと考えております。本法案を含めて、今後の教育改革に臨まれる竹下総理の基本的

な考え方をまずお伺いしたいというふうに思います。

○国務大臣(竹下登君) 最初お話ししましたのが、戦後の三大改革の一つとして学制改革が行われ、そしてそれが先生方や父兄や国民全体の情熱でもって成熟してきた。しかし一方また大変なはずみが出てきた。したがって、いつの日にも教育問題というのはこれは国政の最大課題でございますから、そのいろいろなひずみ等が生じてきた変化に対応して、ここでもう一遍見直そうというところから、いわゆる臨教審というものが設置され、そしてその答申に基づく一つのことでして初任者研修制度というものがまず始まりつつある、法案を審議いただいておりますのでございますが、

〔委員長退席、理事林寛子君着席〕

そこで大学入試の改善でございますとか、あるいは生涯学習体制の整備など、これからなお積極的に引き続いて情熱を燃やし続けて遂行していかなきゃならぬ課題だというふうに考えております。

○勝木健司君 竹下総理は教育改革の今後の進め方を含めまして二十一世紀に向けて日本の教育はどうあるべきだと考えられておられますか、お伺いしたいというふうに思います。

国際化への対応のおくれ、教育費の高騰、いじめや登校拒否など教育をめぐる問題は山積をしております。また深刻化の度を加えているように思っています。未来を担う子供たちを健やかに育てるため、政治あるいは教育行政は今後どういう課題に取り組み、どういう責任を果たすべきだと考えられますか、御所見をお伺いしたいというふうに思います。

○国務大臣(竹下登君) 大変、理想をいかに掲げるかという問題になりますと、私のささやかな教育者としての体験などというものは片意地張って申し上げるほど体験を積んでおるとは自分でも思っておりません。ただ、教育というのは人づくりでございますから、一つの世にあって一番国政上の重要な課題だという意識は持ち続けてい

かなければならない。

その中であって、今御指摘なすつたいいわゆる入試制度の改善でございますとか、そして現実じまの問題でございますとか、校内暴力の問題でございますとか、あるいは別の角度からおっしゃった国際化への対応の問題でございますとか、こうすればすぐこのものは即効薬としてこのような結果が出てくるというものではないではなからうか。したがって、一億二千万が総教育者であるぐらいの認識で、人の意見に耳を傾けながら、それを代表する臨教審等の答申に目を移しながら進めていかなければならないものではなからうかというふうに考えております。

○勝木健司君 中でも教員の資質向上というものは今次教育改革の最大の課題の一つであるというふうに思います。教育のかなめが教師であることは言うまでもありません。子供を愛し、情熱にあふれるとともに、高い専門知識と指導能力を備えた教師の育成、養成というものが今父母、国民の強い願いだというふうに思います。そこで、竹下総理はこれからのあるべき教師像についてどのような考え方を持っておられるのか、率直にお伺いをしたいというふうに思います。またそういう教師を養成し、教員の資質を向上させるためには今後どういう施策を講じていかなければならないのか、考えられておられるのか、御所見をお伺いしたいというふうに思います。

○国務大臣(竹下登君) 私も昔から先生というものは三つの条件が必要じゃないかなと。教育に對する使命感とそれから愛情ともう一つが能力とでも申しましょうか、専門的知識というようなの三つではないかなというふうに思っております。

〔理事林寛子君退席、委員長着席〕

使命感とか愛情とかはなかなかこれは評価する物差しというものが非常に難しいわけでございますが、少なくとも専門的知識というようなものについては研修等によってそれが十分に充実されていく性質のものではないか、そして新たに免許法の

問題等、私の時代と同じようにまだ一級免許状という言葉が使われておりますことをこの間私も法律を見ながら感じたわけでございますが、そういうもの等の充実が必要になってくるではなからうか。その後になりますと、やっぱり生涯学習のようにな形になるんじゃないか。私の時代には、まず地域青年団というものがあって、地域婦人会というものがあって、それがある程度生涯学習の一つのコースかなと思っておりましたが、今はそのほかにいろいろなものもできておりますので、そういう環境を逐次整理していけば生涯学習の環境もそろそろんじゃないかな、こういうふうな感じで見えておるところでございます。

○勝木健司君 そこで、この初任者研修法案に對しては一部教職員団体の間に強い反対があり、場合によってはストライキを組む、ストライキを含む反対闘争を組むとも公言をいたしております。これまで文部省と一部教職員団体とはたびたび不毛な対立を繰り返して、これが学校現場に大きな混乱をもたらしてきたことは既に御承知のことと思っております。このような状況に對して、竹下内閣として、政府として今後どのような対応をとっていかれるのか、お尋ねをしたいというふうに思います。

○国務大臣(竹下登君) やっぱり今御指摘なすつたような行為が行われてきたというの、これは学校に對する信頼というものが失われてしまつて、国民全体のそれが教育に對する子供を通じての不信感というものになることはゆゆしいことだというふうに考えております。したがって、考え方としては、いわば正常なものになるように絶えずこれらに對しての努力というものを行われてきたのであらう。歴代文部大臣、不毛の対立とおっしゃいましたが、会うとか会わないとか、長い歴史がございましたが、しかしそういう現実問題として教育そのものに對する不信感をたらずようなことが行われてきたというの、これはまことに残念なことでございます。それなりの今日まで努力はされたわけでございますし、もうけれども、

本当にストライキなどをすることなく、我が国の教育というものの正常な発展のために努力なすつていただけないものかと思つて、私はいつでも丁寧丁寧にお話をしておりますが、必ずしも丁寧に対応していただけないこともございますけれども、丁寧丁寧にそういうふうにおなり賜ふることをお願いしつつ、努力をこれからも続けなきゃならぬと思っております。

○勝木健司君 本法案が成立また施行せられた場合には、再びこれまでのような反対運動による混乱というものが生じないよう、万全の体制をとられるとともに、円滑な実施というものを図っていかねければなりません。初任者研修を円滑かつ内容あるものとして実施していくためには、どのような点に留意して進めていかなければならないとお考えか。また総理として文部省への督励ということを含めて初任者の実施に臨む決意のほどというものを示しただきたいというふうに思います。

○国務大臣(竹下登君) 御審議いただいております改正法案におきまして、任命権者に対します初任者研修の実施義務、それから初任者研修の中核となられる指導教員による指導、これらが規定されておるわけでございます。したがって、これからは研修の方法とか日数等の基本的な事項について国の考え方を示していかなきゃならぬというふうに考えております。で、それぞれの地域の実情も異なるのでございましょうから、初任者研修が円滑かつ効果的に行われますように、各県市と、着実に行われるような指導助言とでも申しましようか、そういうことにおいて万全を期していくべきものであるというふうに考えております。

○下村泰君 私、ただいまより二つの事例を総理に聞いていただいて、障害児教育に對する総理の御見識を伺いたいと思つてます。

こういう記事がございまして。

精神遅滞児教育についていえば、去る昭和三十八年に「養護学校学習指導要領」が、また、昭和四〇年には「指導要録」が、それぞれ文部省から

だされ、その教育の目標なり方向づけなりが示され、一応の形はととのった観があるが、一方、一般教育があまりに画一的で、知的に偏重した教育であることに嫌気をさして、教師としてみずからの創意工夫で全人間教育をめざすことのできる障害児教育に無限の魅力を感じて、この道にとび込んで、いままでコツコツと歩みつけてきていた教師たちからは、最近、障害児教育もおもしろくなってきた、という声がだされるようになってきていることを見逃すことはできない。

彼らは文部省の「学習指導要領」がだされる前は、文字どおり、主体的に創意工夫をこらして、ちえおくれの子どものための教育のねらいや指導方法などに、独自の思考と実践を展開していたのだが、「学習指導要領」の出現を契機にすっかり主体性を喪失してしまい、受動的になってしまった、と嘆くのである。

文部省はいまでもなく教育行政を扱う機関であり、教師たちもとも望ましい形でその職責を果たすことができるよう、種々の調整をはかることを、その一つの任務としているのであり、当然、教師が教育者としての生きがいを感じ、また、子どもはそのことにより、望ましい人間に育成している場合、その任務がまっとうされていると考えるべきであろう。もし「学習指導要領」の出現によって教師の主体性や研究心や、さらには教育者としての生きがいまでも萎縮し、障害児教育に、もはやなんらの魅力を感じなくなってしまうのであるならば、これは障害児教育の発展にとって、由々しき問題である。

まずこれが一つです。

いま一つは、
「勝弘君」は重症心身障害児施設・わかくさ病棟にいます。在院八年目ですから、入院時は一歳三月月でした（現在九歳三月月）。両眼球形成不全（一方の目には瞳孔がない）、高度の難聴、重い脳性マヒ、言語によるコミュニケーション

はまったく不能、歩行不能（運動の自発がまったくない）、重度のちえおくれ。

同病棟の指導員の話によると、「この子は自分から動くということがまったくなく、親や病棟の職員にも何の反応も示さず、本能的に食べべて排泄し、ただ生きていくだけ」ということでした。とても九歳とは思えない、瘦せた身体を海老のように折り曲げて、蒼白い顔にはまったく表情というものがなく、いつ見ても同じ恰好をして、ひとつの物体がおいてあるように、うすぐらい病室のベッドに横たわっています……。

わかくさ病棟に隣接して養護学校がありました。その教師である安藤哲夫先生が、多忙をきわめる公務のあいだから五分、十分と、わずかの時間をつくって、わかくさ病棟に出向き、「勝弘君」にふれあっていました。

安藤先生は「勝弘君」の、生まれたばかりの赤ちゃんのようにやわらかくて小さい手を握って自分の頬にあて、自分の手に「勝弘君」の頬をあてて、ベッドの上におおいかぶさるようにして、耳もとで「勝弘君、安藤先生だよ」と声をかけつけました（耳はまったく聞こえないと、医師にきかされていたのです）。毎日、かならずおなじことばとおなじ動作で接しました。二カ月たつても何の反応もありませんでした。しかし、安藤先生はこの日課を一日も廃することなくつづけました。

そして、ついに三月月目に安藤先生の心は「勝弘君」に通じたのでした。「勝弘君」は、安藤先生が呼びかけをくりかえしているうちに、最初はかすかに、そしてやがてははっきりと、笑って応じたのです。

この報告を書いた人は、これはまさに奇跡が起きたと言っております。

この「勝弘君」への安藤先生のかかわりこそが教育であり、その教育は生きること、そのこととであり、いのちの流れそのものなのです。その流れにそってゆるやかに教師の生きがいがあるてくるのです。

教育とは、あらかじめ用意された知識を子どもに教え込むことだと思っている教師は、「教育の本質」に無知なのです。

こういうふうにはつづられておるんですけれども、この二つの事例を総理はお聞きくださいまして、障害児教育において教師に求められているものは一体何か、これがその資質を問われる問題だと私は思います。これは障害児ばかりじゃありません。一般の健常児についてもそうなんです。この際に、私はこの一つだけです、総理にお伺いして私はやめます。

○政府委員（西崎清久君） 先に技術的なところを私からお答えを申し上げます。

第一点の先生御指摘の学習指導要領の問題と実際の教育指導における先生方のあり方の問題でございます。学習指導要領につきましては、やはり義務教育におきましては水準の問題、機会均等の問題、特に大切なものでございます。したがって、義務教育、高等学校につきましても同様でございますが、国において教科の基準を定める、そしてその基準に基づく教科書を使っていた、これが学校教育法に定められている基本でございます。ただ、学習指導要領のあり方につきましては、先生御指摘のように、時代の変化に際して、それぞれ児童生徒の教育にマッチしたものであるべきでございます。先生方も創意工夫をいたしたかなければなりません。障害児教育につきましてもは特に大切であるということで、昨年末は教育課程審議会に学習指導要領の改善を諮問いたしております。

大きく分けて三点ございますが、重度重複障害児童生徒の問題、大変今喫緊の問題でございますので、そこを中心とした教育内容のあり方をどうするか。第二点といたしましては、障害の種類と程度に応じた教育、これは特に盲聾養護学校で大切でございますから、その点につきましても教育内容のあり方、それから最後に養護訓練のあり方、こういう点について一年かけて指導要領のあり方の改善を図りたい、こういうふうに思っております。

ります。

この指導要領の改善も先生御指摘のように行いますとともに、実際の教育指導においては先生方が創意工夫を凝らしてやっていただくというふうな方向で、私どもは国のあり方の問題としては心がけてまいりたいというふうに考えておる次第でございます。

以上でございます。

○国務大臣（竹下登君） 率直に感じたことを申さしていただきますならば、今のような論文をお書きになった先生こそ、いわゆる教育に対する使命感と、そして障害児教育に対する物すごい愛情というものを持っていていらっしゃるから、そのような論文になったのだな、こういう感じでもって聞かしていただきました。

○委員長（田沢智治君） 速記とめてください。

（速記中止）
○委員長（田沢智治君） 速記起こしてください。

暫時休憩いたします。
午後六時四十九分休憩

午後七時十六分開会

○委員長（田沢智治君） ただいまから文教委員会を再開いたします。

休憩前に引き続き、教育公務員特例法及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律案を議題といたします。

以上で本案に対する質疑は終局したものと認めて御異議ございませんか。（異議あり）「賛成」

「反対」と呼ぶ者あり、その他発言する者多し）
佐藤君。

○佐藤昭夫君 ただいまの本案質疑終局の委員長提案に以下の理由により反対し、質疑継続を強く求めます。

第一に、戦後教育政策の根幹にかかわる今次法案が、衆議院文教委員会でのファッショ的採決によって本院に送付されてまいりましたが、参議院でこそ二院制の真価を発揮し、徹底審議が必要で

あります。私の当初からの五時間要求に対し、わずかに二時間質疑を行っただけで、なお多くの問題を残したままでありました。

第二に、公務員公平の原則に照らして、我が党は地方行政委員会と内閣委員会での連合審査、すなわち本法案の条件つき採用期間を六カ月を一年に延長する、この件の可否について連合審査を要求してきたところでありましたが、自民党などの反対で合意に至っていませんけれども、なお再検討を願いたいのであります。

第三に、会期末であり、特例として明二十五日も一定時間質疑を継続するのも検討すべしと私としては考えるものであります。

以上意見を述べまして、各位の御賛同をお願いいたします。

○委員長(田沢智治君) それでは、質疑終局に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(田沢智治君) 多数と認めます。

よって質疑は終局することに決定いたしました。

本案の修正について高木君から発言を求められておりますので、この際許します。高木君。

○高木健太郎君 私は、ただいま議題となっております教育公務員特例法及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律案に対し、修正の動議を提出するとともに、その趣旨を御説明申し上げます。

修正案の案文は、お手元に配付されておりますので、朗読は省略させていただきます。

次に、修正案の趣旨について御説明申し上げます。政府原案は、教員の条件つき採用期間を現行の六カ月から一年に延長することといたしております。しかしながら、身分の不安定な条件つき採用期間を教員についてのみ延長することは、他の公務員との均衡や、権利保護の面で問題があるとともに、自主的、創造的な教育研修活動や優秀な人材を教員に誘致するという観点からも不安を感じ

るのであります。

したがって、修正案では、これを現行どおり六カ月といたしております。これにより、初任者研修の後半の半年間は正式採用の教員となり、安定した身分のもとで教員としての責任感を一層自覚し、より意欲的な教育研修活動が期待できると思うのであります。

何とぞ委員各位の御賛同をお願い申し上げます。

○委員長(田沢智治君) それでは、ただいまの修正案に対し、質疑のある方は順次御発言願います。

○安永英雄君 初任者研修それ自身は必要だというふうな認めつつも、条件つき採用者の六カ月を一年に延長することはこれは断固として反対だ、こういって修正案を出されたことについては私も敬意を表したいと思っております。

そこで、お聞きしたいのは、新任教員は身分保障その他を含めて非常にな不安になるわけでありまして、常に不安に脅かされる。そして自主性あるいは創造性の抑圧をこの期間に受けるわけでありまして、政府の方では、この六カ月を一年にするといつても不安はないということとを繰り返して強調するわけでありまして、明らかにこれは不安でたまりない時期というふうな考えられ、今申ししたように、自主性あるいは創造性をみずから抑えていくような状態になってくる。

例えば、指導員というものがこの期間、一年間の中で、この指導員みずからの人生観あるいは社会観あるいは極端な場合は偏った教育観、こういうもので一年間とにかく指導をする。私は、下村委員からもこの前の当委員会で発言があったように、相性というふうなことで嫌いなものも初めから理屈なしに嫌いなんだと。こういう指導員からこの一年間指導される。これは本人にとつて一年間は地獄ですよ。そういうことから、この六カ月を一年に延長するというのは、不安というものがこれは倍増するというふうに私は思いま

す。高木先生の専門の見地から、先ほどもいろいろ意見を出されましたけれども、この際もう少し医学的な、あるいは御意見から掘り下げた御意見を聞きたい。

そこで、まず身分の不安定ということについて、この提案の理由にもあると思いますが、御説明を願いたいと思っております。

○高木健太郎君 お答えいたします。

法律的には、条件つき採用期間中はいつでもやめさせることができる、そういう期間になつております。いわばその教員にとりましては一種のむちもあるわけでございます。むちで働くということはその自主性をゆがめることになるのではないかと考えるわけでありまして、そういう意味では、不安定なそういう状態で自主性を失った教育が行われるのではないかとことを私は憂慮するものであります。

第二番目は、適格性の欠如という条件の中の一項目を例にとりますと、心身の故障ということがございます。それは、先ほど私が何回も申し上げておりますように、その時間の危険率は、一年になることによりまして半年の倍になることになりまして、これは一般公務員に比べて不利益が倍になるということになるかと思ひますし、心身故障あるいは適格性欠如の中には精神性疾患が含まれておりまして、その精神性疾患は何もこの半年や一年の間に起こる確率よりもそれ以後に起こる確率の方がよほど大きいのでありまして、ここで決定をするということの意味が見出せないということとでございます。また罹患率は、三万分の一人とか二人とかという話でございますが、そういう率は大変小さくありまして、高桑委員が何回も論じておりますように、その罹患率本人にとりましてその不利益は一〇〇％になるという意味で不安定な状態だと、こういうふうな考えるわけであり

○安永英雄君 もう一つお聞きしますが、いつでもやめさせられるという不安感に常につきまとうわけでありまして、あるいは性の合わない場合はこ

れはもう地獄ですよ。そういう意味で、ストレスの影響というふうな問題についてお聞かせ願いたいと思ひます。

○高木健太郎君 ストレスにつきまして御質問があったと思いますが、いつでもやめさせられるという不安というものは、その本人にとりましては大きなストレスになるかと考えるわけでございます。これは精神的なストレスになり得ると思うのでございまして、それも一年間わたつておりまして、その間そういうストレスがかかっているというところになるわけでありまして、また、その間に指導教員による指導があるということで、これはよいことであるかもしれませんが、不安定な身分のままそういう指導教員から指導を受けるということは、見方によりましてその指導教員から監視されているという、そういう期間の延長ということになるかとも思ひまして、これは高桑委員も申し上げましたように一種の拘禁性のストレスというものを引き起こす可能性が大きいと思ひます。

さらに、指導教員と性格的に合わないというところの場合に、これは本人にとつては非常にストレスがふえるということになるかとも思ひます。あるいはまた、ストレス、これによりまして御存じのように自律神経の失調を起こす。あるいはまた消化器の疾患、あるいは呼吸器の疾患、その他の疾患を起こしてくることはよく知られておりまして、さらに精神的にはノイローゼ等に発展するということも考えられるわけでございます。

○安永英雄君 終わります。

○委員長(田沢智治君) 他に発言もないようでございますので、これより原案並びに修正案について討論に入ります。

御意見のある方は賛否を明らかにしてお述べ願います。

○安永英雄君 私は、日本社会党・護憲共同を代表いたしまして、ただいま議題となつております教育公務員特例法及び地方教育行政の組織及び運

管に関する法律の一部を改正する法律案につきま
して、高木委員提出の修正案に賛成、原案に反対
の討論を行います。

まず、初任者研修制度については、国民的合意
の形成がなされておらないのであります。

教員の研修制度が我が国の学校教育全体や未来
を担う子供に与える影響の大きさを考えると、教
育関係者や国民全体の合意を得ながら制度化を図
るという慎重さが必要であります。

しかし、初任者研修制度については、教育関係
団体でも反対の声が強く、あるいはマスコミ等
におきましても、教員を鋳型にはめ込むなどと危惧
の念を表明しているのは周知のとおりでありま
す。

政府は、初任者研修制度の試行を実施しており
ますが、その結果を制度に生かすどころか、いま
だにその結果を公表していないのであります。

さらにまた、衆議院文教委員会における委員会
審査の暴挙、法的根拠もなしに試行を強行する一
連の動きを見ますと、政府は、臨教審答申を口実
に何が何でも制度を発足させたいという意向であ
ると断ぜざるを得ないのであります。

ただいままた、今参議院のこの委員会におき
ましても、我々としては、この三日間の審議でこ
の初任者研修についての討議は尽くされておらな
いし、我々も常に時間を要求し、そして当面の問
題として、私どもはその時間内でいろいろ説明を
したいということで今日に来て、参議院らしい審
議をやったつもりです。にもかかわらず、いよいよ
最終段階においてこの質疑を一方的に打ち切る
ということとは、これはまさに私どもは暴挙である
と思うのであります。このことは、今後参議院の
各委員会の審査において大きな汚点を残し、悪例
を残したと言わなければなりません。絶対に今後
こういうことがあってはならないということを委
員長にも申し上げておきます。

次は、初任者研修制度が憲法、教育基本法及び
教育公務員特例法の理念に反する制度であるとい
うことについてであります。

教育という仕事は、一人一人の子供との人格的
な触れ合いを基礎としたしており、これは文部大
臣も認められたところであります。各教員がそれ
ぞれの基本的な価値観、信念に立脚した上で、自
主性を基本として教育活動が営まなければならない
ことは当然であります。したがって、国等の
行政機関が研修の内容、方法等を拘束することは
間違ひであり、このことは教育、研究の自由、教
育行政の中立性を定めた憲法、教育基本法の精神
はもろろんのこと、自主研修を基調とした教育公
務員特例法に照らしても明らかに法的に逸脱いた
しておるのであります。

しかし、この初任者研修制度については、研修
の方法、形態等を事細かに法律で明文化してお
り、地域や学校の自主性、創意工夫を認めない画
一的で硬直した制度なのであります。また、研修
内容も、既に試行で明らかになように、教育技術偏
重の指導が行われるとともに、校外研修において
は、国や都道府県教育委員会など行政側の考えが
一方的に押しつけられるのであります。

このように本制度は、憲法、教育基本法及び教
育公務員特例法の精神にもとるばかりか、学校現
場を一層管理化するものと指摘せざるを得ないの
であります。

次は、初任者研修制度が教員に与える影響につ
いてであります。

初任者研修制度は、初任者のニーズに応じてで
はなく、事前に一定の指導をしようとするもので
あるために、画一的、技術的な指導になるので
あります。こうした指導を受ける初任者は、指導
教員の目を意識するので、教員にとって一番大切
な自主性、創造性、情熱、バイタリティー等を抑
制せざるを得ないのであります。ひいては、学校
全体の活力が減少、喪失する懸念を指摘せざるを
得ないのであります。

次に、初任者研修制度が子供や父母に与える影
響についてであります。

新採用教員が指導教員にマンツーマンで指導さ
れることは、いわば半人前の教員として扱われる

ことであり、教育の基本である教員と子供、父母
との信頼関係を損ね、学校教育に大きな混乱を招
くことは必至であります。

また、初任者と指導教員のクラスは、非常勤務
師等によって授業の穴埋めが行われることになっ
ておりますけれども、週三日も非常勤務師に依存
するために、授業や学級経営、生徒指導に影響が
出ないはずはなく、子供や父母の不満が爆発する
ことは必至であります。

次は、条件つき採用期間を現行の六カ月から一
年に延長するという件についてであります。

この制度は、臨教審の審議でも明らかになよう
に、教員を容易に罷免するための試補制度、ある
いは教職適性審議会制度の代替措置として考えら
れたものであり、非常に危険性を有していること
は当然であります。

条件つき採用制度は労働者の身分を不安定にす
るために、労働者の権利保護という観点から、公
務員法はその期間を六カ月と限定しているものであ
ります。教員だけを他の公務員と異なり一年にす
ることは公務員法上の理念に反し、権利保護の面
で労働法上も間違いを犯すことになるのでありま
す。

また、このように不安定な身分の期間を延長す
れば、教員に不安を与え、自主性、創造性も抑圧
され、学校現場の活力が失われ、ひいては優秀な
人材を教育界に誘致することが困難になることは
明白であります。

したがって、高木委員提出の修正案に賛成
するものであります。

以上、申し述べましたように、この初任者研修
制度については立法上の欠陥がある、問題があ
る。しかも国民的な合意も形成されておらず、こ
のまま見切り発車をすれば、将来に禍根を残すこ
とは明白であり、大きく日本の教育の方向を誤る
と断ぜざるを得ないのであります。

初任者研修制度を完全実施したときには、国費
で二百七十六億円、地方負担を含めると約八百億
円もの経費が年間必要であることが推計されてお

るのであります。貴重な財源をこのような問題の
ある制度に使用することなく、国民だれもが望ん
でいる四十人学級の実現等教育条件の整備に回す
べきであるということを主張いたします。

以上で本案に対する反対の討論を終わります。
私は、どう考えても日本の教育のためにはなら
ない。研修とは教師のためにならなきやならぬの
です。教師が反対をしておるということ、それ自
体もう既にそのことを証明しているわけですから。
しついでに研修は効果は出てこない。そのことをあ
くまでも私は大臣にお話しを申し上げて、撤回を
要求します。(拍手)

○林寛子君 私は、自由民主党を代表いたしまし
て、教育公務員特例法及び地方教育行政の組織及
び運営に関する法律の一部を改正する法律案につ
きまして、原案に賛成、高木委員提出の修正案に
反対の討論を行います。

我が国は、世界に例を見ない速さで、社会経済
の成長と高度化、科学技術の発達、国際化、情報
化、高学歴化などが進展しております。さらに、
学校教育についても、受験準備偏重教育、いじ
め、非行、登校拒否の多発など困難な問題が山積
しているものであります。

このように、教員や学校教育を取り巻く今日の
環境背景は厳しく、教員の資質向上を求める国民
の声は日増しに高まっているのであります。こう
した国民的要請にこたえることは、国、とりわけ
教育行政の大きな責務であると考えてるのでありま
す。

もとより、教員の資質能力は、大学における養
成教育とともに、教職生活を通じて教員自身が研
さんを重ねることや、任命権者が実施する研修へ
の参加などにより、向上が図られております。し
かし、その中でも初任者の時期における研修は、
教育技術や指導力を磨く上で効果的であるばかり
ではなく、教職への自覚を高めるとともに、その
後の教員としての成長にとって不可欠のものであ
ると考えるのであります。

こうした理由から、現職研修の第一段階として

組織的、計画的な初任者研修を制度化しようとする本法律案は時宜にかなった措置と確信するものであります。

ところで、初任者研修制度に關して具体的に危惧されている点は、大きく分けて二点であつたと思ふのであります。

すなわち、その第一は、初任者研修制度が初任者の自主性を抑制し、鑄型にはまつた教員づくりとならないかということであり、第二は、初任者研修制度の中心は、学校内における指導教員によるマンツーマン指導にあり、すぐれた指導力を有する教員が指導教員に選ばれ、その指導教員が自分の経験や知識、創意工夫により初任者の立場に立つた指導を行うのであります。指導教員の指導の方法や内容等については、国はもちろん、教育行政が画一的に拘束することなど当然あり得ず、初任者の自主性、創造性を抑制することはありません。むしろ、指導教員を中核とする学校ぐるみの指導体制が確立し、一層の活性化につながるものと考へます。

第二は、条件つき採用期間が現行の六ヵ月から一年に延長されるため、教員の身分が不安定になるのではないかと懸念であります。しかし、新採用教員を条件つき採用期間中に免職にするには、従来同様、客観的な基準に基づいて行われることは当然であるため、身分が不安定になるという指摘は杞憂にすぎないものであります。むしろ、一年間に延長することにより、慎重に判断することになることを考へるものであります。

以上の理由で原案に賛成をいたすのであります。最後に、初任者研修制度が各地域、各学校で創意工夫され、よりよい制度に育成され、教員の資質向上に寄与するとともに、学校教育が一層充実発展していくことを期待いたしまして討論を終わります。

○佐藤昭夫君 私は、日本共産党を代表して、教育公務員特例法等一部改正案並びに高木委員提出の修正案に対して反対の討論を行います。

本法案に反対する第一の理由は、自主的な研修

を教員の権利として保障することによって、子供たちが人間として、主権者として成長、発達することを旨とする教育公務員特例法の基本理念を否定し、行政命令による研修を初任者研修の名によって強制するものであることです。

教師が子供の心に触れて人間形成を図るという極めて崇高で精神的、文化的な責務を果たすためには、人間としての尊厳と地位が保障され、科学的真理と真実、自己の良心にのみ忠実に教育活動に取り組み権利と機会が保障されなければなりません。

教育基本法が「教員は、全体の奉仕者であつて、自己の使命を自覚し、その職責の遂行に努めなければならない。このためには、教員の身分は尊重され、その待遇の適正が、期せられなければならない。」と述べ、教育公務員特例法第十九条が「教育公務員は、その職責を遂行するために、絶えず研究と修養に努めなければならない。」としているのもこのためであります。

ところが、本法案はこの崇高な使命を担う教員の条件つき採用期間を、公務員とは別に六ヵ月から一年にと身分の不安定な期間を延長し、さらに行政の権力的な研修を新任の時期から一年間教員に強制するものであります。これは自主性、自覚性を生命とする学校教育を破壊するのみならず、教員を国の政策、すなわち日米軍事同盟の強化、財界の先端技術の研究開発での国際競争力の強化などの国家目標に従属させる教師づくりとなる危険性を持つものであります。

洋上研修における君が代、日の丸の強制、小学校教科書に軍神と言われた東郷平八郎を登場させようとしている動きを見ても明らかのように、軍国主義教育の復活が進められています。初任者研修初め行政研修の強化は、教員の資質向上の名のもとに不適格者を排除し、上からの命令に従順な教師づくりを目指すものと指摘せざるを得ないのであります。

第二の反対理由は、今も進む教育荒廃に加えて、初任者研修が子供たちに深刻な影響を及ぼす

ことであります。既に六十二年度から初任者研修試行が実施されていますが、新任の教員は校内研修七十日、校外研修三十五日、宿泊研修四泊五日、洋上研修九泊十日と、実に年間二百十日の授業日数のうち半分以上を初任者研修に当てています。このため、教員はもとより、教育委員会からも児童生徒との生活が断絶して、望ましい人間関係がなかなか醸成できない、児童生徒は同じ教科でも授業者が週のうち何回か担任代替者と交互にかわるので落ちつきがなくなる傾向と学習に対する不安感を持つ者が多いなど報告されているところであり、

この行政研修の押しつけによって、新任の教員から自主的な研修の機会を奪い、半人前の扱いなどによって、子供の教育の理想に燃え新鮮な気持ちでスタートした新任教員の意欲を阻害するのみならず、教育にとつて最も大切な教師と児童生徒との信頼関係、父母との信頼関係、同僚教師との連帯関係にも深刻な影響をもたらしています。

政府が真に教員の資質の向上を願うならば、このような権力的な行政研修ではなく、教師が一人一人の子供に目が届き、おくれた子供にもその個性と能力をしっかりと伸ばすための教師の力量が真に発揮できるよう基本的な教育条件の整備、四十人学級の早期完成、さらに三十五人学級の実現などを目指すべきであります。また、研修の負担で新任教員を追いつめるのではなく、自主的、自覚的に研修ができるように、学問的研究、創造的教育活動に打ち込めるようにむしろ負担を軽減する措置を講ずべきであります。

行政の第一義的責務を放棄し、教員統制に狂奔することは、教育基本法の精神に照らしても断じて許されません。我が党は、戦後打ち立てられた憲法、教育基本法ののこった民主教育を守り、発展させるため全力を挙げることを改めて表明します。

さらに、高木委員提出の修正案については、本法案の根幹部分である権力的初任者研修の中止を求めるものではないので賛成しがたいことを表明

し、審議の不十分さはさきにも指摘したところでありますが、あくまで本法案の廃案を断固要求して反対討論を終わります。(拍手)

○委員長(田沢智治君) 他に御意見もなければ、討論は終局したものと認めて御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(田沢智治君) 御異議ないと認めます。まず、高木君提出の修正案の採決を行います。

本修正案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(田沢智治君) 少数と認めます。よつて、高木君提出の修正案は否決されました。

それでは、次に原案全部の採決を行います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(田沢智治君) 多数と認めます。よつて、本法案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。(拍手)

柏谷君から発言を求められておりますので、これを許します。柏谷君。

○柏谷照美君 私は、ただいま可決されました法律案に対し、自由民主党、日本社会党、護憲共同、公明党、国民会議、民社党、国民連合、二院クラブ、革新共闘の各派共同提案による附帯決議案を提出いたします。

案文を朗読いたします。

教育公務員特例法及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律案に対する附帯決議(案)

政府は、教員の研修の重要性にかんがみ、左記の事項について、特段の配慮をすべきである。

一 条件附採用期間中の教員が、身分上の不安を特に感ずることのないようにすること。また、条件附採用期間後の措置については、従前のとおりとすること。

二 初任者研修の方法・内容については、初任者の意向の把握に努め、各地域、各学校の創

(第一八五二号)(第一八五三号)(第一八五四号)(第一八五五号)(第一八五六号)(第一八五七号)(第一八五八号)(第一八五九号)(第一八六〇号)(第一八六一号)(第一八六二号)(第一八六三号)(第一八六四号)(第一八六五号)(第一八六六号)

一、障害者の学ぶ権利の保障に関する請願(第一八七六号)

一、臨教審関連法案反対等に関する請願(第一九二八号)

一、臨教審関連法案反対に関する請願(第一九三七号)(第一九四八号)(第一九五二号)

一、臨教審関連法案反対、行き届いた教育の実現に関する請願(第一九五三三号)

第一八二五号 昭和六十三年五月十六日受理

臨教審関連法案反対に関する請願

請願者 石川県小松市荒屋町丁ノ九〇ノ七

小嶋信行 外七千五百四十四名

紹介議員 青木 新次君

この請願の趣旨は、第一六六四号と同じである。

第一八二六号 昭和六十三年五月十六日受理

臨教審関連法案反対に関する請願

請願者 富山県小矢部市後谷九〇六ノ一

島悦子 外七千五百四十四名

紹介議員 赤桐 操君

この請願の趣旨は、第一六六四号と同じである。

第一八二七号 昭和六十三年五月十六日受理

臨教審関連法案反対に関する請願

請願者 静岡県田方郡韮山町四町四〇六

ノ二 佐藤捷 外七千五百四十四名

紹介議員 秋山 長造君

この請願の趣旨は、第一六六四号と同じである。

第一八二八号 昭和六十三年五月十六日受理

臨教審関連法案反対に関する請願

請願者 千葉県夷隅郡大多喜町四五〇 鈴

請願者 新潟県柏崎駅前一ノ五ノ一 渡

紹介議員 辺富夫 外七千五百四十四名

この請願の趣旨は、第一六六四号と同じである。

第一八二九号 昭和六十三年五月十六日受理

臨教審関連法案反対に関する請願

請願者 静岡県庵原郡富士川町中之郷三、

二二七ノ四 坂口歳雄 外七千五

十四名

紹介議員 一井 淳治君

この請願の趣旨は、第一六六四号と同じである。

第一八三〇号 昭和六十三年五月十六日受理

臨教審関連法案反対に関する請願(二通)

請願者 岩手県東磐井郡千厩町磐清水字茨

生田一二四 宇津野弘徳 外七千

五百二十五名

紹介議員 糸久八重子君

この請願の趣旨は、第一六六四号と同じである。

第一八三一号 昭和六十三年五月十六日受理

臨教審関連法案反対に関する請願

請願者 神奈川県茅ヶ崎市香川六七一ノ三

山口藤乃 外七千五百四十四名

紹介議員 稲村 稔夫君

この請願の趣旨は、第一六六四号と同じである。

第一八三二号 昭和六十三年五月十六日受理

臨教審関連法案反対に関する請願

請願者 千葉県佐倉市生谷一、五五五ノ三

三 及川了介 外七千五百四十四名

紹介議員 上野 雄文君

この請願の趣旨は、第一六六四号と同じである。

第一八三三号 昭和六十三年五月十六日受理

臨教審関連法案反対に関する請願(四通)

請願者 千葉県夷隅郡大多喜町四五〇 鈴

木作司 外七千三百二十四名

紹介議員 小川 仁一君

この請願の趣旨は、第一六六四号と同じである。

第一八三四号 昭和六十三年五月十六日受理

臨教審関連法案反対に関する請願

請願者 神奈川県海老名市上今泉五ノ二九

ノ二二 中坪純子 外七千五百四

十四名

紹介議員 小野 明君

この請願の趣旨は、第一六六四号と同じである。

第一八三五号 昭和六十三年五月十六日受理

臨教審関連法案反対に関する請願

請願者 千葉市花園一ノ二ノ七 中村元子

外七千五百四十四名

紹介議員 及川 一夫君

この請願の趣旨は、第一六六四号と同じである。

第一八三六号 昭和六十三年五月十六日受理

臨教審関連法案反対に関する請願

請願者 茨城県勝田市稲田三三八ノ二 金

子浩行 外七千五百四十四名

紹介議員 大木 正吾君

この請願の趣旨は、第一六六四号と同じである。

第一八三七号 昭和六十三年五月十六日受理

臨教審関連法案反対に関する請願

請願者 宮城県気仙沼市字関根一六五 吉

田正人 外七千五百四十四名

紹介議員 大森 昭君

この請願の趣旨は、第一六六四号と同じである。

第一八三八号 昭和六十三年五月十六日受理

臨教審関連法案反対に関する請願

請願者 山形県長井市屋城町四ノ二ノ三

二 阿部みわ 外七千五百四十四名

紹介議員 梶原 敬義君

この請願の趣旨は、第一六六四号と同じである。

第一八三九号 昭和六十三年五月十六日受理

臨教審関連法案反対に関する請願(二通)

請願者 岩手県花巻市太田九ノ四〇 富沢

新八 外七千五百四十六名

紹介議員 粕谷 照美君

この請願の趣旨は、第一六六四号と同じである。

第一八四〇号 昭和六十三年五月十六日受理

臨教審関連法案反対に関する請願

請願者 北海道紋別郡丸瀬布町水谷町 枝

松泰彦 外七千五百四十四名

紹介議員 久保 亘君

この請願の趣旨は、第一六六四号と同じである。

第一八四一号 昭和六十三年五月十六日受理

臨教審関連法案反対に関する請願

請願者 北海道稚内市緑二ノ三ノ一四 沢

谷太美子 外七千五百四十四名

紹介議員 久保田真苗君

この請願の趣旨は、第一六六四号と同じである。

第一八四二号 昭和六十三年五月十六日受理

臨教審関連法案反対に関する請願

請願者 沖縄県島尻郡豊見城村字根差部六

一四ノ八 金城兼次 外七千五十

四名

紹介議員 小山 一平君

この請願の趣旨は、第一六六四号と同じである。

第一八四三号 昭和六十三年五月十六日受理

臨教審関連法案反対に関する請願

請願者 大分市古国府リバーサイド花園八

五ノ三〇四 磯田忠 外七千五十

四名

紹介議員 佐藤 三吾君

この請願の趣旨は、第一六六四号と同じである。

第一八四四号 昭和六十三年五月十六日受理

臨教審関連法案反対に関する請願

請願者 北九州市門司区社ノ木二ノ五ノ三

紹介議員 志苦 裕君

この請願の趣旨は、第一六六四号と同じである。

第一八四五号 昭和六十三年五月十六日受理

臨教審関連法案反対に関する請願

請願者 大分市椎迫五ノ八 帆足洋之 外
七千五百十四名

紹介議員 菅野 久光君

この請願の趣旨は、第一六六四号と同じである。

第一八四六号 昭和六十三年五月十六日受理

臨教審関連法案反対に関する請願

請願者 広島市西区観音新町四ノ八ノ三八

紹介議員 鈴木 和美君

この請願の趣旨は、第一六六四号と同じである。

第一八四七号 昭和六十三年五月十六日受理

臨教審関連法案反対に関する請願

請願者 岡山県倉敷市藤戸町藤戸一、六〇

紹介議員 田淵 勲二君

この請願の趣旨は、第一六六四号と同じである。

第一八四八号 昭和六十三年五月十六日受理

臨教審関連法案反対に関する請願

請願者 鳥取県西伯郡会見町円山一七〇

紹介議員 高杉 迪忠君

この請願の趣旨は、第一六六四号と同じである。

第一八四九号 昭和六十三年五月十六日受理

臨教審関連法案反対に関する請願

請願者 鳥取市美萩野一ノ一〇一 田村一

紹介議員 成 外七千五百十四名

この請願の趣旨は、第一六六四号と同じである。

第一八五〇号 昭和六十三年五月十六日受理

臨教審関連法案反対に関する請願

請願者 兵庫県川西市清和台西五ノ三ノ九

紹介議員 六 和多田敏行 外七千五百十四名

この請願の趣旨は、第一六六四号と同じである。

第一八五一号 昭和六十三年五月十六日受理

臨教審関連法案反対に関する請願

請願者 大阪府富田林市梅の里二ノ二五ノ

紹介議員 七 久多里隆男 外七千五百十四名

この請願の趣旨は、第一六六四号と同じである。

第一八五二号 昭和六十三年五月十六日受理

臨教審関連法案反対に関する請願

請願者 大阪府池田市伏見台一ノ一八ノ四

紹介議員 野田 哲君

この請願の趣旨は、第一六六四号と同じである。

第一八五三号 昭和六十三年五月十六日受理

臨教審関連法案反対に関する請願

請願者 滋賀県甲賀郡甲南町寺庄一、二六

紹介議員 七ノ三 金田進 外七千五百十四名

この請願の趣旨は、第一六六四号と同じである。

第一八五四号 昭和六十三年五月十六日受理

臨教審関連法案反対に関する請願

請願者 三重県多気郡多気町相可一、一〇

九ノ七 岡井博文 外七千五百十四

名 紹介議員 福岡 知之君

この請願の趣旨は、第一六六四号と同じである。

第一八五五号 昭和六十三年五月十六日受理

臨教審関連法案反対に関する請願

請願者 愛知県美濃郡木曾川町門間字下流

三、五五八ノ四 武馬聖二 外七

千五百十四名

紹介議員 松前 達郎君

この請願の趣旨は、第一六六四号と同じである。

第一八五六号 昭和六十三年五月十六日受理

臨教審関連法案反対に関する請願

請願者 愛知県尾西市富田七五三ノ一 溝

口芳春 外七千五百十四名

紹介議員 松本 英一君

この請願の趣旨は、第一六六四号と同じである。

第一八五七号 昭和六十三年五月十六日受理

臨教審関連法案反対に関する請願

請願者 石川県鹿島郡鹿島町武部部二七

紹介議員 丸谷 金保君

この請願の趣旨は、第一六六四号と同じである。

第一八五八号 昭和六十三年五月十六日受理

臨教審関連法案反対に関する請願

請願者 滋賀県甲賀郡石部町大字石部四、

七二三 塚本文夫 外七千五百十四

名 紹介議員 村沢 牧君

この請願の趣旨は、第一六六四号と同じである。

第一八五九号 昭和六十三年五月十六日受理

臨教審関連法案反対に関する請願

請願者 千葉県茂原市上茂原一七八 安藤

幸一郎 外七千五百十四名

紹介議員 本岡 昭次君

この請願の趣旨は、第一六六四号と同じである。

第一八六〇号 昭和六十三年五月十六日受理

臨教審関連法案反対に関する請願

請願者 福岡県久留米市長門石二ノ二ノ三

四ノ六〇六 末松真一 外七千五

十四名

紹介議員 八百板 正君

この請願の趣旨は、第一六六四号と同じである。

第一八六一号 昭和六十三年五月十六日受理

臨教審関連法案反対に関する請願

請願者 愛媛県南宇和郡城辺町一八七 福

井豊 外七千五百十四名

紹介議員 矢田部 理君

この請願の趣旨は、第一六六四号と同じである。

第一八六二号 昭和六十三年五月十六日受理

臨教審関連法案反対に関する請願

請願者 山口市朝田一、一七九ノ四 山崎

重徳 外七千五百十四名

紹介議員 安恒 良一君

この請願の趣旨は、第一六六四号と同じである。

第一八六三号 昭和六十三年五月十六日受理

臨教審関連法案反対に関する請願

請願者 香川県仲多度郡満濃町真野七二六

中村知 外七千五百十四名

紹介議員 安永 英雄君

この請願の趣旨は、第一六六四号と同じである。

第一八六四号 昭和六十三年五月十六日受理

臨教審関連法案反対に関する請願

請願者 徳島県板野郡松茂町広島字北ノ川

五七ノ一六 藤本健一 外七千五

十四名 紹介議員 山口 哲夫君

この請願の趣旨は、第一六六四号と同じである。

第一八六五号 昭和六十三年五月十六日受理

臨教審関連法案反対に関する請願

請願者 京都市伏見区土橋町三四四 若林 成典 外七千五百四十四名

紹介議員 山本 正和君

この請願の趣旨は、第一六六四号と同じである。

第一八六六号 昭和六十三年五月十六日受理

臨教審関連法案反対に関する請願

請願者 奈良市尼辻南町二ノ一二 堀内昭 和 外七千五百四十四名

紹介議員 渡辺 四郎君

この請願の趣旨は、第一六六四号と同じである。

第一八七六号 昭和六十三年五月十六日受理

障害者の学ぶ権利の保障に関する請願

請願者 千葉市幸町二ノ一六ノ九ノ一〇三 鈴木千秋 外三千九百九十九名

紹介議員 下村 泰君

この請願の趣旨は、第一一一号と同じである。

第一九二八号 昭和六十三年五月十七日受理

臨教審関連法案反対に関する請願

請願者 島根県安来市吉岡町一五一 高木 直代 外五万四千四百八十九名

紹介議員 佐藤 昭夫君

この請願の趣旨は、第一三九五号と同じである。

第一九三七号 昭和六十三年五月十七日受理

臨教審関連法案反対に関する請願

請願者 岩手県北上市常盤台二ノ九ノ二八 高橋修 外三十八名

紹介議員 稲村 稔夫君

この請願の趣旨は、第一六六四号と同じである。

第一九四八号 昭和六十三年五月十七日受理

臨教審関連法案反対に関する請願

請願者 岩手県盛岡市月ヶ丘三ノ六ノ二三 元居国男 外百九十九名

紹介議員 小川 仁一君

この請願の趣旨は、第一六六四号と同じである。

第一九五二号 昭和六十三年五月十七日受理

臨教審関連法案反対に関する請願(八通)

請願者 大阪府吹田市昭和町三四ノ三 辻 正吾 外四万二千五百五十五名

紹介議員 安永 英雄君

この請願の趣旨は、第一六六四号と同じである。

第一九五三号 昭和六十三年五月十七日受理

臨教審関連法案反対、行き届いた教育の実現に関する請願

請願者 大阪府茨木市水尾三ノ一七ノ四〇 五 石川正三 外三百六十四名

紹介議員 安永 英雄君

今、教育をめぐる問題は、いじめや非行、学習の遅れなど、父母・国民が心を痛めている問題がたぐさんある。しかし、これらの解決のために必要なのは、四十人学級の早期完全実施や過密・過大校の解消は不十分のまま放置され、教育費の父母負担はますます増え続けている。臨教審答申は、こうした問題を解決する方向を示すどころか、憲法・教育基本法に基づく戦後民主教育を総決算して、政府や財界にとつて都合のよい国家主義的な教育を推進し、選別・差別の教育を一層強めるとともに、こうした教育を進める教師づくりをねらっている。これでは教育荒廃は一層深刻になる。この臨教審答申をうけて、今国会で以下のような法改正は、子ども立場からではなく、政府にとつて都合のよい教師づくりをねらうものである。教育職員免許法の改正は、教員免許状に三段階の格差を持ち込み、教職員を分断し、ひいては子ども・父母との信頼関係を損なうものである。さらに、

に、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(地教行法)、学校教育法、国立学校設置法の改正など、これらはいずれも、行き届いた教育を願う父母・教職員の願いに背くものである。ついでに、すべての子ども・青年がその能力を豊かに発達させ、憲法・教育基本法に基づき、平和で民主的な日本を担う未来の主権者として育つよう、次の事項について実現を図りたい。

一、行き届いた教育を保障するため、四十人学級を直ちに完全に実施し、さらに、三十五人学級への移行を行うこと。また、高校の四十人学級の実現を行うこと。

二、過密・過大校を解消すること。また、それに至るまでの経過措置として教職員定数の改善を行うこと。

三、教育予算を増額し、私学助成の充実と父母負担の軽減を行うこと。

四、初任者研修制度を導入する、教育公務員特例法の改正は行わないこと。

五、教員を三段階に分ける教育職員免許法の改正は行わないこと。

六、定時制・通信制の教育水準を切り下げる学校教育法の改正は行わないこと。

七、大学入試競争を激化させるとともに、高等教育をゆがめる国立学校設置法の改正は行わないこと。

八、教育統制を強める地教行法の改正は行わないこと。

九、臨時教育改革推進会議は設置しないこと。

五月二十三日日本委員会に左の案件が付託された。

一、臨教審関連法案反対に関する請願(第一九八六号)(第一九八七号)(第一九八八号)(第一九八九号)(第二〇〇七号)

二、臨教審関連法案反対、行き届いた教育の実現に関する請願(第二〇〇八号)

一、臨教審関連法案反対等に関する請願(第二〇〇九号)(第二〇一〇号)

一、臨教審関連法案反対、行き届いた教育の実現に関する請願(第二〇一一号)

一、障害者の学ぶ権利の保障に関する請願(第二〇二六号)(第二〇九二号)

一、臨教審関連法案反対に関する請願(第二〇九三三号)

一、臨教審関連法案反対、行き届いた教育の実現に関する請願(第二〇六六号)

〇〇九号(第二〇一〇号)

一、臨教審関連法案反対、行き届いた教育の実現に関する請願(第二〇一一号)

一、障害者の学ぶ権利の保障に関する請願(第二〇二六号)(第二〇九二号)

一、臨教審関連法案反対に関する請願(第二〇九三三号)

一、臨教審関連法案反対、行き届いた教育の実現に関する請願(第二〇六六号)

第一九八六号 昭和六十三年五月十八日受理

臨教審関連法案反対に関する請願

請願者 岩手県気仙郡住田町世田米字火石 二〇ノ一 和久井洋子 外百九十九名

紹介議員 小川 仁一君

この請願の趣旨は、第一六六四号と同じである。

第一九八七号 昭和六十三年五月十八日受理

臨教審関連法案反対に関する請願

請願者 横浜市港北区篠原東一ノ一二ノ一〇 山田重子 外百四十五名

紹介議員 粕谷 照美君

この請願の趣旨は、第一六六四号と同じである。

第一九八八号 昭和六十三年五月十八日受理

臨教審関連法案反対に関する請願

請願者 岩手県江刺市岩谷堂字杉ノ町一三 七 菊地一十七 外四百九十九名

紹介議員 本岡 昭次君

この請願の趣旨は、第一六六四号と同じである。

第一九八九号 昭和六十三年五月十八日受理

臨教審関連法案反対に関する請願

請願者 神奈川県平塚市東中原一ノ二二ノ二三 佐藤豊 外百十四名

紹介議員 山中 郁子君

この請願の趣旨は、第一六六四号と同じである。

第二〇〇七号 昭和六十三年五月十八日受理

臨教審関連法案反対に関する請願

請願者 岩手県盛岡市みたけ四ノ六ノ一八

沼沢恵子 外四百三十九名

紹介議員 稲村 稔夫君

この請願の趣旨は、第一六六四号と同じである。

第二〇〇八号 昭和六十三年五月十八日受理

臨教審関連法案反対、行き届いた教育の実現に関する請願

請願者 大阪府都島区東野田町五ノ一四ノ

一六 桂幹夫 外九万九千九百九十九名

紹介議員 沓脱タケ子君

この請願の趣旨は、第一九五三号と同じである。

第二〇〇九号 昭和六十三年五月十八日受理

臨教審関連法案反対等に関する請願

請願者 神奈川県鎌倉市関谷一、一七五

坂井礼子 外九万九千九百九十九名

紹介議員 下田 京子君

この請願の趣旨は、第一三九五号と同じである。

第二〇一〇号 昭和六十三年五月十八日受理

臨教審関連法案反対等に関する請願

請願者 東京都足立区青井五ノ一二ノ四一

ノ七〇一 須賀千恵子 外九万九千九百九十九名

紹介議員 内藤 功君

この請願の趣旨は、第一三九五号と同じである。

第二〇一一号 昭和六十三年五月十八日受理

臨教審関連法案反対、行き届いた教育の実現に関する請願

請願者 大阪府吹田市片山町二ノ七一ノ四

三ノ二〇五 西嶋重義 外九万九千九百九十九名

紹介議員 吉井 英勝君

この請願の趣旨は、第一九五三号と同じである。

第二〇一六号 昭和六十三年五月十八日受理

障害者の学ぶ権利の保障に関する請願

請願者 千葉県八千代市米本団地三ノ一一ノ三〇四 北垣敏 外九百九十九名

紹介議員 糸久八重子君

この請願の趣旨は、第一一一一号と同じである。

第二〇九二号 昭和六十三年五月十八日受理

障害者の学ぶ権利の保障に関する請願

請願者 東京都新宿区西新宿五ノ八ノ六 国松公造 外九百九十九名

紹介議員 中西 珠子君

この請願の趣旨は、第一一一一号と同じである。

第二〇九三号 昭和六十三年五月十八日受理

臨教審関連法案反対に関する請願

請願者 岩手県二戸市石切所字台中平三〇二 土屋光三郎 外四百七十七名

紹介議員 久保 亘君

この請願の趣旨は、第一六六四号と同じである。

第二〇一六号 昭和六十三年五月十八日受理

臨教審関連法案反対、行き届いた教育の実現に関する請願

請願者 京都市伏見区墨染町一二ノ二 渡辺訓章 外二十五万四千三百三十一名

紹介議員 佐藤 昭夫君

この請願の趣旨は、第一九五三号と同じである。

昭和六十三年六月九日印刷

昭和六十三年六月十日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局